

## 原子力規制委員会の取組（3.11 報告）の公表及び平成 29 年度マネジメントレビュー等 について

平成 30 年 2 月 28 日  
原子力規制庁

### 1. 原子力規制委員会の取組（3.11 報告）の公表について（原子力規制委員会決定事項） <Do> (略)

### 2. 平成 29 年度マネジメントレビューについて（原子力規制委員会了承事項）

#### 【別添 2 平成 29 年度重点計画の「評価」及び「課題・方向性」】

#### (1) 本年度レビュー資料の工夫

- ①「3.11 報告案」を、Do の記載としてレビューに活用、編集作業を共通化・効率化。
- ②政策体系の 6 つの施策毎に、総括的な Check 及び Act をまとめた「総括表」を新設。
- ③実施施策（小）毎に作成した個別表において、Check 及び Act を重点的に記述。

#### (2) 達成状況の評価 <Check>

##### I 原子力規制行政に対する信頼の確保

(総括的評価) おおむね達成

(実施施策(小) 毎の評価) S:2 件 A:8 件 B:1 件 C:0 件

##### II 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施

(総括的評価) おおむね達成

(実施施策(小) 毎の評価) S:1 件 A:18 件 B:3 件 C:0 件

##### III 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等

(総括的評価) おおむね達成

(実施施策(小) 毎の評価) S:0 件 A:4 件 B:0 件 C:0 件

##### IV 原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築

(総括的評価) おおむね達成

(実施施策(小) 毎の評価) S:1 件 A:10 件 B:4 件 C:0 件

##### V 核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施

(総括的評価) おおむね達成

(実施施策(小) 毎の評価) S:0 件 A:8 件 B:1 件 C:0 件

##### VI 原子力災害対策及び放射線モニタリングの充実

(総括的評価) おおむね達成

(実施施策(小) 毎の評価) S:1 件 A:12 件 B:2 件 C:0 件

(参考) 評価区分

S	A	B	C
超過達成	完全達成 又はおおむね達成	相当程度達成	大きな進展なし 又は未達成

### (3) 次年度の課題・方向性 < A c t >

○主な内容 (総括表に記載のもの)

#### I 原子力規制行政に対する信頼の確保

(原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保)

- ・業務運営の透明性の確保の原則を堅持しつつ、形式主義を排した実効ある行動となるよう、  
不断の改善を図る。

(組織体制及び運営の継続的改善)

- ・原子力規制事務所の位置付けの明確化を図る。

#### II 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施

(原子炉規制法に係る規制の厳正かつ適切な実施)

- ・工事計画認可の後段規制においても、早い段階から技術的論点を整理し、効果的かつ効率的な審査が進められるよう努める。
- ・新検査制度の施行時期を踏まえ、改めてグレーデッドアプローチの考え方を浸透させ、円滑な制度の移行につなげる。

(放射線障害防止に係る規制制度の継続的改善・放射線防止障害防止に係る規制の厳正かつ適切な実施)

- ・グレーデッドアプローチに向けて適正な規制の実施を心掛ける。
- ・放射線障害防止法に防護措置の規制が加わることを踏まえ、セーフティ規制とセキュリティ規制とが業務運営において一体化できるよう、人材育成等において連携、調和を図る。

#### III 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等

(東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視)

- ・東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組について、審査経験の蓄積を活用し、審査の円滑化・効率化を図る。

(中期的リスクの低減目標マップ)

- ・安全上の観点から優先順位を明確にした中期的リスクの低減マップを定期的に改定する。

#### IV 原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築

(最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善)

- ・規制基準の策定に当たって、原子力規制部及び法規部門等と連携を密にして、案件の精査を行い迅速かつ的確な対応を図る。

(原子力規制人材の確保及び育成の仕組みの確立)

- ・人材育成施策の有効性を測定する方策を検討し、必要な改善を進めていく。

#### V 核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施

(核セキュリティ対策の強化)

- ・IPPAS フォローアップの実施までに改善に関する所要の対応を終えるよう取り組む。

(保障措置の着実な実施)

- ・指定機関の業務の適確な遂行を確保するため、立入検査等を通じて、必要な指導・監督を行う。

## **VI 原子力災害対策及び放射線モニタリングの充実**

### **(放射線防護対策の充実)**

- ・放射線審議会の審議に当たっては、関係省庁との連携を一層充実していく。

### **(危機管理体制の充実・強化)**

- ・平時における危機管理対応業務への対応体制及び指揮命令系統(対応要員に対する業務としての位置付け)の明確化・体系化を進める。また、対応要員に対する力量管理及び評価・改善を体系的に実施できる仕組みを検討する。

## **3. マネジメントシステム内部監査について(報告事項)**

(略)

# 平成 29 年度重点計画の「評価」及び「課題・方向性」

平成 30 年 2 月 28 日  
原子力規制庁

## 目次

<b>I 原子力規制行政に対する信頼の確保</b> .....	<b>1</b>
1. 原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保 .....	2
2. 組織体制及び運営の継続的改善 .....	6
3. 国際社会との連携 .....	7
4. 法的支援・訴訟事務への着実な対応 .....	8
<b>II 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施</b> .....	<b>10</b>
1. 原子炉等規制法に係る規制制度の継続的改善 .....	12
2. 原子炉等規制法及び放射線障害防止法に係る規制の厳正かつ適切な実施 .....	15
3. 安全性と核セキュリティの両立のための効率的な連携 .....	22
<b>III 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等</b> .....	<b>24</b>
1. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視 .....	26
2. 東京電力福島第一原子力発電所事故の分析 .....	27
3. 放射線モニタリングの実施 .....	27
<b>IV 原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築</b> .....	<b>29</b>
1. 最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善 .....	30
2. 安全研究の実施等による最新の科学的・技術的知見の蓄積 .....	31
3. 原子力規制人材の確保及び育成の仕組みの確立 .....	34
<b>V 核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施</b> .....	<b>37</b>
1. 核セキュリティ対策の強化 .....	38
2. 保障措置の着実な実施 .....	39
<b>VI 原子力防護対策及び危機管理体制の充実・強化</b> .....	<b>42</b>
1. 放射線防護対策の充実 .....	44
2. 危機管理体制の充実・強化 .....	47

余白

＜総括表＞

平成 29 年度重点計画の「評価」及び「課題・方向性」 — I 原子力規制行政に対する信頼の確保 —

■平成 29 年度重点計画（Plan）に基づく施策の実施（Do）	■中期目標の施策目標（基本的考え方）に照らした評価（Check）	■次年度の課題・方向性（Act）
取組・実績の概要	施策全体としての達成状況に関する認識、評価	施策目標の達成に向けた留意点等
<p><b>I 原子力規制行政に対する信頼の確保</b></p> <p>【3.11 報告 第 1 章総括（8 ページ）】</p> <p><b>（原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保）</b></p> <p>原子力規制委員会は、これまでに引き続き、組織理念に基づいて、公開議論の徹底など透明性の確保に努めつつ、科学的・技術的見地から、公正・中立に、かつ、独立して意思決定を行った。</p> <p>平成 29 年 9 月には、原子力規制委員会が設置されて 5 年が経過したことを受け、11 月に現在の原子力規制委員会のありようについて原子力規制委員会において議論を行った結果を踏まえ、「委員による現場視察及び地元関係者との意見交換」の方針を決定した。</p> <p>また、更田原子力規制委員会委員長が田中前委員長とともに福島県内の 13 市町村を訪問し、首長との意見交換を行ったほか、新たな取組として委員による現場視察及び地元関係者との意見交換等を開始した。</p> <p>ホームページのアクセシビリティ（年齢等に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着けるようにすること）の向上にも引き続き取り組み、外部とのコミュニケーションの改善等を図った。</p>	<p>【中期目標の施策目標（基本的考え方）】</p> <p>原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保、組織・業務の継続的改善、諸外国及び国際機関等の連携協力等を図る。</p> <p>【施策全体としての達成状況に関する認識】</p> <p><b>（原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保）</b></p> <p>平成 29 年度は、特に、原子力規制委員会における 5 年間の振り返りにより、委員長交代後も堅持すべき理念について再確認がなされるとともに、委員による現場視察及び地元関係者等との意見交換開始、ホームページのアクセシビリティの向上による外部とのコミュニケーションの改善等が図られた。</p> <p>これらにより、「組織理念」、「原子力規制委員会委員長及び委員の倫理等に係る行動規範」、「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」等に照らし、原子力規制行政の独立性・中立性・透明性は、原子力規制委員会及び原子力規制庁において健全に保たれていると認識。</p>	<p>【施策目標の達成に向けた次年度の課題等】</p> <p><b>（原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保）</b></p> <p>引き続き、原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の維持するための取組を継続する。</p> <p>特に、業務運営の透明性の確保の原則を堅持しつつ、形式主義を排した実効性のある行動となるよう、不断の見直しを図る。</p>
<p><b>（組織体制及び運営の継続的改善）</b></p> <p>平成 29 年 4 月の法改正を踏まえ、新検査制度等に対応するため、原子力規制庁の組織を再編し、必要な体制を整備した。</p> <p>原子力規制委員会の施策については、内部監査や、原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会、政策評価懇談会等国内外の有識者・専門家等のチェックを受けつつ、PDCA サイクルを回しながら改善を進めている。</p> <p>IAEA の総合規制評価サービスについては、フォローアップミッションを平成 31 年の夏以降の適切な時期に受入れるべく、IAEA に要請し、了承された。</p>	<p><b>（組織体制及び運営の継続的改善）</b></p> <p>平成 29 年度は、特に、新検査制度等に対応する組織の再編、原子力規制委員会における 5 年の振り返りや次年度の重点課題の議論、PDCA サイクルの統合的運用などマネジメントシステムの改善、IRRS フォローアップミッション受入れの準備の開始等が図られた。</p> <p>これらにより、「原子力規制委員会マネジメント規程」及び「原子力規制委員会マネジメントシステムに関する改善ロードマップ」に基づく組織運営の改善を着実に推進していると認識。</p>	<p><b>（組織体制及び運営の継続的改善）</b></p> <p>引き続き、外部の有識者・専門家等の意見を聴きつつ、運営の継続的改善を図る。</p> <p>特に、規制機関のマネジメントシステムについて、改善ロードマップに基づき、取組を推進する。</p> <p>また、IRRS フォローアップミッションの受入れに向けて、準備体制を整備する。</p> <p>さらに、原子力規制事務所の位置づけの明確化を図る</p>
<p><b>（国際社会との連携）</b></p> <p>引き続き、東京電力福島第一原子力発電所の事故から得られた知見や教訓などを国際社会と共有するとともに、情報収集や意見交換を行うなど、国際機関や諸外国の原子力規制機関との連携を図った。なお、平成 29 年 11 月 28 日から 30 日まで、OECD/NEA/CNRA に新たに設置された安全文化ワーキンググループの議長に伴委員長が選出された。</p>	<p><b>（国際社会との連携）</b></p> <p>平成 28 年から開始した国際関係の業務に関する情報共有や職員派遣を調整する仕組みを適切に運用し、29 年度は、特に、CSS（IAEA の安全基準委員会）などの重要な多国間会合等について的確に対応するとともに、委員が OECD/NEA のワーキンググループの議長に就任するなどの国際的な役割を担った。</p> <p>これらにより、国際社会との連携に適切に対応していると認識。</p>	<p><b>（国際社会との連携）</b></p> <p>引き続き、国際機関や諸外国の原子力規制機関との連携を図るとともに、国際人材の確保・育成に取り組む。特に、国際関係の業務に関する情報共有や職員派遣の調整等を戦略的に行うための仕組みの定着を図るため、庁内の国際活動に関するマニュアルや仕組みの充実を進める。</p>
	<p>【評価】</p> <p>総合的に判断して、原子力規制行政に対する信頼の確保については、おおむね達成していると評価する。</p> <p>（参考）実施施策（小）毎の評価（個別表）</p> <p>S：2 件 A：8 件 B：1 件 C：0 件</p>	

＜個別表＞

平成 29 年度重点計画の「評価」及び「課題・方向性」 — I 原子力規制行政に対する信頼の確保 —

■計画の設定 (Plan)	■計画の実施 (Do)	■計画の実施に対する評価の視点に照らした評価 (Check)	達成状況	■評価を踏まえた次年度の取組 (Act)
平成 29 年度重点計画	取組・実績の概要 (3. 11 報告の対応箇所を記載)	評価 (改善すべき点等)		今後の取組
<b>I 原子力規制行政に対する信頼の確保</b>				
<b>1. 原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保</b>				
<b>1. 1. 原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保</b>				
<p>① 原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保</p> <p>独立した立場で科学的・技術的な見地から意思決定を行う。中立性を確保するために定めた行動規範等を厳格に運用する。意思決定のプロセスを含め、規制に関わる情報の開示を徹底し、説明責任を果たす。</p>	<p>第 1 章第 1 節 1 項①</p>	<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年度を通じて、独立性・中立性・透明性を確保しつつ、業務を行ったか。</li> </ul> <p>【評価 (改善すべき点等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制委員会では、年度を通じて、科学的・技術的な見地から、公正・中立に、かつ、独立して意思決定を行った。</li> <li>行動規範等を厳格に運用することにより、中立性を確保した。また、原子炉安全専門審査会、核燃料安全専門審査会及び放射線審議会委員の透明性・中立性の確保のための任命要件の見直しを行った。</li> <li>原子力規制委員会、審議会、検討チーム等を公開で開催するとともに、これらの議事録や資料の公開、更に原子力規制委員長、委員又は原子力規制庁職員と被規制者等との面談の議事要旨及び面談に使用した資料を公開する等により、透明性を確保した。</li> </ul>	<p><input type="checkbox"/> S</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> A</p> <p><input type="checkbox"/> B</p> <p><input type="checkbox"/> C</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後も、独立性・中立性・透明性を確保しつつ、業務を行う。</li> <li>任命要件に基づく自己申告について、引き続き誤りの無いよう適切に運用する。</li> <li>開示請求によって開示した文書について、ホームページ上での公開手続きを順次進め対応する。</li> </ul>
<b>1. 2. 外部とのコミュニケーションの充実</b>				
<p>①国内外の多様なコミュニケーションに関する取組の充実</p> <p>被規制者との安全性向上に係る意見交換を実施すること、行政手続法で要求されない案件についても積極的にパブリックコメントを募ること、海外の専門家との意見交換を実施すること等により、国内外の多様な意見に耳を傾ける。</p> <p>また、被規制者と面談を行った場合の議事要旨 (年度内に掲載するもの全て) について、本庁分だけでなく原子力規制事務所も含めて被規制者とのやり取りの要点が明確に伝わる記載とする。</p>	<p>第 1 章第 1 節 2 項①</p>	<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年度を通じて国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立や独善に陥ることなく業務を行ったか。</li> <li>年度を通じて本庁分だけでなく原子力規制事務所も含めて被規制者とのやり取りの要点が明確に伝わる記載となったか。</li> </ul> <p>【評価 (改善すべき点等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年度を通じて原子力規制委員長、委員又は原子力規制庁職員と地方公共団体との意見交換を行った。また、「委員による現場視察及び地元関係者との意見交換」の方針を決定 (平成 29 年 11 月 15 日 原子力規制委員会決定) した。本方針の中で、委員は国内の原子力施設を訪問し、原子力施設に関する規制上の諸問題について、被規制者に加えて地元関係者を交えた意見交換をおこなうこととした。本方針の決定により、より一層の多様な意見の取り入れにつながると認識している。</li> <li>パブリックコメントについて、対象とする案件の考え方を整理した。これにより、対象案件に対する回答を充実させることに寄与した。</li> <li>IAEA 事務局長や OECD/NEA 事務局長を始めとする国際機関及び海外規制機関の関係者や国際アドバイザーとの意見交換を行い、国外からの意見や知見の取り入れに努めた。</li> <li>被規制者との面談録について、要点が明確に伝わる記載となるよう、議事要旨の確認ポイントが整理され、関係課室に周知された。また、地方事務所にも面談録の作成ポイントを周知するとともに、地方事務所が作成する面談録の確認体制を確立した。これにより、地方事務所作成の被規制者との面談録についても、より一層要点が伝わりやすい内容とすることができた。</li> </ul>	<p><input type="checkbox"/> S</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> A</p> <p><input type="checkbox"/> B</p> <p><input type="checkbox"/> C</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、様々なチャンネルを通じて、国内外の多様な意見に耳を傾ける。</li> <li>被規制者との面談について、要点が伝わる議事要旨の作成及び面談予定の適切かつ合理的な管理に努める。</li> </ul>

＜個別表＞

平成 29 年度重点計画の「評価」及び「課題・方向性」 — I 原子力規制行政に対する信頼の確保 —

■計画の設定 (Plan)	■計画の実施 (Do)	■計画の実施に対する評価の視点に照らした評価 (Check)		■評価を踏まえた次年度の取組 (Act)
平成 29 年度重点計画	取組・実績の概要 (3. 11 報告の対応箇所を記載)	評価 (改善すべき点等)	達成状況	今後の取組
<p>②情報管理システムの整備に向けた取組</p> <p>米国 NRC の ADAMS を参考にした情報管理システム整備に向けた年度計画を第 1 四半期までに策定し、以降同計画に基づき、情報を検索するためのキーワードの確定、業務フローの整備を実施するとともに、情報システムの要件定義及び仕様を年度内に確定する。</p>	<p>第 1 章第 1 節 2 項②</p>	<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年度内に完了させたか。</li> </ul> <p>【評価 (改善すべき点等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 28 年度末に決定した本システムの整備方針(平成 32 年度運用開始)を踏まえ、平成 29 年度第 1 四半期においてシステム整備に向けた年度計画を策定するとともに、以降同計画に基づいて、本システムの要件及び仕様案を確定した。</li> <li>具体的には、原子力規制委員会発足以降にホームページで公開した情報のうち重要な情報をアーカイブした上で、検索用のキーワードをあらかじめ各資料に付与し、情報検索システムとして使い勝手のよい検索機能を提供することで、利用者が目的の資料を探し出すことを容易にする。(早期に運用開始することを優先するため運用開始時には検索用キーワードの付与は機械的に自動で行う(スモールスタート)が、検索性の向上のためそれ以降も、検索用キーワードの拡充及び最適化を検討する等の取組みを継続する。)また、情報システムの基盤としてクラウドサービスを活用するとともに、マルチデバイス対応(スマートフォン・タブレット等での閲覧にも配慮)のシステムとする。</li> <li>運用開始時期については平成 31 年度下期への前倒しが可能であると判断した(整備方針より前倒し)。</li> </ul>	<p><input type="checkbox"/> S</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> A</p> <p><input type="checkbox"/> B</p> <p><input type="checkbox"/> C</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 31 年度からのシステム運用開始に向け、システム構築に係る予算概算要求及び調達手続きを着実に、平成 30 年度中に構築事業者の決定を行う。</li> <li>平成 31 年度の運用開始時期の明確化を行う。</li> <li>運用開始までにホームページ登録時におけるコンテンツの注意事項(用語の統一やファイル名の命名規則等)の整理が必要。加えて、運用開始以降も、利用者の意見を踏まえつつ、検索用キーワードの拡充及び最適化等、更なる検索性の向上を目指し継続的に検討する。</li> </ul> <p>そのほか、本システムの整備に限らず、官民データ活用推進基本法(平成 28 年法律第 103 号)に則した電子行政の推進の観点から、デジタル・ガバメント実行計画(平成 30 年 1 月 16 日 e ガバメント閣僚会議決定)に沿って、行政手続のデジタル化等について、規制庁全体として中長期計画を策定し、取組を進めていく。</p>	
<p>③原子力規制委員会の取組についての情報発信の強化</p> <p>専門的内容を平易な言葉や理解しやすいイメージなどを用いて説明するコンテンツを、社会的な要求の高まりなどを踏まえながら必要に応じて作成する。その際には、使用が避け得ない専門用語については解説を付与する等の工夫をする。</p>	<p>第 1 章第 1 節 2 項③</p>	<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会的な関心が高いテーマについてわかりやすく情報発信できたか。</li> </ul> <p>【評価 (改善すべき点等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>以下のようにコンテンツ作成や運用を行っており、目標は概ね達成できる見込み。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①広報的観点から作成プロセス及び必要な資料等について、助言、サポート等を行い、新規制基準適合性に係る審査結果のビデオを平成 29 年 7 月に作成し、公開した。</li> <li>②ホームページのトップ記事を活用し、社会的な関心が高いテーマ及び積極的に周知を行いたいテーマ等について、情報発信を行った。</li> <li>③当日実施された原子力規制委員会での議論の中から、社会的な関心が高いと思われるテーマについて、概要を twitter で配信する取組を平成 30 年 1 月から開始した。</li> <li>④規制委員会ホームページの、高齢者や障害者を含めたあらゆる人に対するアクセシビリティ向上のために、画像の説明を音声読み上げソフトで再生するための文章の挿入、強調表現については誰にでも見やすい配色や文字を枠で囲む等、Web アクセシビリティに関する JIS 規格に準拠させる取組を行った。当庁の取組について、総務省が実施した「国及び地方公共団体ホームページの JIS 規格対応状況調査※」において、規制委員会全ホームページに対する JIS 規格適合に問題ありと検出されたホームページの割合は 0.02%であり、国・地方公共団体 1,832 団体中第 1 位であると評価された。(※注：総務省が提供する評価ツールによる機械的調査)</li> </ul> </li> <li>今後は、他省庁ホームページ等を参考に、さらに一般の方にわかりやすい情報発信を行っていくことが重要である。</li> </ul>	<p><input checked="" type="checkbox"/> S</p> <p><input type="checkbox"/> A</p> <p><input type="checkbox"/> B</p> <p><input type="checkbox"/> C</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、社会的な関心が高いテーマについて、わかりやすい情報発信を行っていく。</li> <li>コンテンツの作成等を行う場合には、できる限り平易な言葉を使用し、理解しやすいイメージなどを用いて説明するよう、担当部署と協力して行っていく。</li> <li>Web アクセシビリティへの向上への対応を行い、JIS 規格準拠を目指した取組を継続する。</li> </ul>	



＜個別表＞

平成 29 年度重点計画の「評価」及び「課題・方向性」 — I 原子力規制行政に対する信頼の確保 —

■計画の設定 (Plan)	■計画の実施 (Do)	■計画の実施に対する評価の視点に照らした評価 (Check)		■評価を踏まえた次年度の取組 (Act)
平成 29 年度重点計画	取組・実績の概要 (3. 11 報告の対応箇所を記載)	評価 (改善すべき点等)	達成状況	今後の取組
<p>④被規制者とのコミュニケーションの充実</p> <p>被規制者とのコミュニケーションを円滑に行うため、新規制基準適合性審査の結果やヒアリングでの指摘事項等を含む議事録及びその他の面談録について速やかな公開等を行う。</p>	<p>第 1 章第 1 節 2 項④</p>	<p><b>【評価の視点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特段の理由がない限り、規定どおりの日数で公開できたか。</li> </ul> <p><b>【評価 (改善すべき点等)】</b></p> <p><b>【企画】 A 評価</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画どおり、面談を行った際には、被規制者からの説明及び規制庁からの指摘等を反映した適切な内容の面談録を速やかに公開した。</li> </ul> <p><b>【実審】 A 評価</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適切な内容を記載した面談録及び配布資料等について、おおむね規定どおりの日数で公開を行った。</li> </ul> <p><b>【研究炉】 A 評価</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新規制基準適合性に係る審査会合等における指摘事項等を明確化するとともに、面談録等については、適切な内容であることを確認し、可能な限り速やかに公開した。</li> </ul> <p><b>【核審】 A 評価</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新規制基準適合性に係る審査会合の議事録について、速記録を受理したのち、担当者に確認を行い、可能な限り速やかに公開した。</li> <li>被規制者との面談やヒアリングを行った場合には、被規制者から受けた説明の内容及び規制庁から指摘した事項について適切に反映した面談録を、可能な限り速やかに公開した。</li> </ul> <p><b>【耐震】 A 評価</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新規制基準適合性審査に係る審査会合の議事録について、速記録を受理したのち、担当者が確認を行い、可能な限り速やかに公開した。</li> <li>審査ヒアリング及び面談の議事要旨について、おおむね規定どおりの日数で適切な内容の面談録を作成し、ホームページで公開しているが、掲載までの期間が規定日数を超過する場合は数回あったため、定期的に作成状況を確認し、担当者の作成が遅れている場合には注意喚起をしている。</li> </ul>	<p><input type="checkbox"/> S</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> A</p> <p><input type="checkbox"/> B</p> <p><input type="checkbox"/> C</p>	<p><b>【企画】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、被規制者からの説明及び原子力規制庁からの指摘等を反映した適切な内容の面談録を速やかに公開する。</li> </ul> <p><b>【実審】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、被規制者からの説明及び原子力規制庁からの指摘等を反映した適切な内容の面談録を速やかに公開する。</li> </ul> <p><b>【研究炉】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、審査会合等における指摘事項等の明確化や、面談録等を適切な内容であることを確認しつつ速やかな公開に努める。</li> </ul> <p><b>【核審】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>次年度以降も、引き続き、被規制者からの説明及び原子力規制庁からの指摘等を反映した適切な内容の議事録を速やかに掲載することに努める。</li> </ul> <p><b>【耐震】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>来年度以降も、引き続き、被規制者からの説明及び原子力規制庁からの指摘等を反映した面談録を適切かつ速やかな公開を行う。</li> </ul>

＜個別表＞

平成 29 年度重点計画の「評価」及び「課題・方向性」 — I 原子力規制行政に対する信頼の確保 —

■計画の設定 (Plan)	■計画の実施 (Do)	■計画の実施に対する評価の視点に照らした評価 (Check)		■評価を踏まえた次年度の取組 (Act)
平成 29 年度重点計画	取組・実績の概要 (3. 11 報告の対応箇所を記載)	評価 (改善すべき点等)	達成状況	今後の取組
		<p><b>【検総】 A 評価</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新検査制度の施行に向けた準備等のための面談、公開会合を行った際には、原子力規制庁として設定している目標期間 (面談録：おおむね 1 週間以内、議事録：おおむね 1 ヶ月以内) で公開をおこなった。</li> <li>ホームページへの掲載作業にかかる担当者間での連絡不足により、面談録 1 件の掲載遅延があったが、共有フォルダにおいて処理状況が確認できるよう運用に工夫を行い、コミュニケーションの円滑化を図り、期間内の処理が確実にできるよう対策を講じた。</li> </ul> <p><b>【実監】 A 評価</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>面談の要旨を原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針 (平成 25 年 2 月 6 日改正) の規定に基づき 1 週間以内に公開するよう努めたが、一部 1 週間を超過することがあった。</li> </ul> <p><b>【核監】 A 評価</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>面談の要旨を原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針 (平成 25 年 2 月 6 日改正) の規定に基づき原則 1 週間以内に公開するよう努めた。 また、面談録の記載内容については、被規制者から受けた説明の内容と規制庁から指摘した事項について適切に反映し公開した。</li> </ul> <p><b>【専検】 A 評価</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>検査等業務を円滑に実施する上で、被規制者から必要な情報を得るため面談を実施し、速やかに面談録をホームページに公開することができた。 検査終了後、速やかにホームページに検査結果を公表できた。</li> </ul>		<p><b>【検総】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今年度を実施した対策を継続し、検査制度見直しに係る検討チームの議事録及びその他の面談録について速やかな公開等を行う。</li> <li>また、新検査制度の内容が的確かつ充実したものとなるように、透明性を確保しつつ、検査現場での主体となる被規制者や検査官とのコミュニケーションをより一層充実させ、試運用を段階的に実施するなど、新検査制度の施行に向けた準備等を進めていく。</li> </ul> <p><b>【実監】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>掲載期限について部門内会議において改めて周知し、意識の向上を図る。</li> <li>情報へのフリーアクセスを活用する新検査制度を見据え、現地検査官による被規制者の会議への積極的な陪席及びそこで得られた情報の TV 会議による本庁との共有等、コミュニケーションの充実・強化を図る。</li> </ul> <p><b>【核監】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>来年度以降も、引き続き、面談録の速やかな公開及び面談の内容を適切に反映した面談録の作成を行う。</li> <li>情報へのフリーアクセスを活用する新検査制度を見据え、現地検査官による被規制者の会議への積極的な陪席及びそこで得られた情報の TV 会議による本庁との共有等、コミュニケーションの充実・強化を図る。</li> </ul> <p><b>【専検】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>次年度も引き続き、被規制者からの説明及び規制庁からの指摘等を反映した面談録及び検査結果を速やかに公表する。</li> </ul>

＜個別表＞

平成 29 年度重点計画の「評価」及び「課題・方向性」 — I 原子力規制行政に対する信頼の確保 —

■計画の設定 (Plan)	■計画の実施 (Do)	■計画の実施に対する評価の視点に照らした評価 (Check)		■評価を踏まえた次年度の取組 (Act)
平成 29 年度重点計画	取組・実績の概要 (3. 11 報告の対応箇所を記載)	評価 (改善すべき点等)	達成状況	今後の取組
<p><b>2. 組織体制及び運営の継続的改善</b></p> <p><b>2. 1. マネジメントシステムの本格的な運用</b></p> <p>①改善ロードマップに沿ったマネジメントシステムの改善</p> <p>安全文化・核セキュリティ文化の醸成や規制の改善につながるものとなるよう、「原子力規制委員会マネジメントシステムに関する改善ロードマップ」(平成 28 年 11 月 22 日原子力規制委員会決定)に沿って、IRRS において明らかになった課題を踏まえ、マネジメントシステムの継続的な改善を行う。</p> <p>まず、トップから語りかけ、組織文化・安全文化(核セキュリティを含む)の醸成を図るため、年度内に各委員と職員との対話を一巡するとともに、マネジメントシステムに関する E ラーニングを開始する。</p> <p>また、現場の声を吸い上げ、業務品質を向上させるため、平成 29 年度実施施策に関してマネジメントシステム(PDCA)及び政策評価等の統合的な運用を開始するとともに、業務マニュアル類の体系的整理について上半期に方針を示しつつ、各部等の課題を確認し、平成 29 年半ばに更に必要となる作業を整理する。</p> <p>内部監査について、テーマ別監査の導入など方法を改善し、計画的に進める(年度内 5 部署程度)とともに、随時、個別の案件について点検を行う。</p>	<p>第 1 章第 2 節 1 項①</p>	<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>期限があるものについては期限内に完了させたか。内部監査等によって業務改善につながったか。組織内に教訓事例や良好事例の水平展開を図ったか。</li> </ul> <p>【評価(改善すべき点等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>IRRS 報告書(勧告 6、提言 4、5、6)で指摘された統合マネジメントシステムの構築(安全文化醸成)については、改善ロードマップに基づき、新たな仕組みづくりなど一定の改善が進んでいる一方で、検討段階に留まり、具体的な取組に至っていないものもある。 (行動プログラム 1: 組織文化・安全文化(核セキュリティ文化を含む)の醸成) ○原子力規制委員会委員と職員の対話やワークショップの開催、安全文化宣言実践ガイドを軸に全員参加型研鑽運動の開始、ワークショップ作成など、新たな仕組みを開始した。 △全員参加型研鑽運動としては、個々の研修プログラムに留まっており、戦略的、体系的な連携が不足している。また研修受講率も低く、研修等の充実により改善が必要である。 (行動プログラム 2: 業務品質の維持向上) ○平成 29 年度施策から、マネジメントシステムに基づく PDCA サイクルと政策評価を統合的に運用する仕組みを開始し、年次報告等の作成もサイクルに組み入れた。 ○政策評価について、平成 29 年度は 2 度の政策評価懇談会を開催し、原子力規制委員会 5 年間の主な取組を振り返りつつ、有識者との意見交換を行った。 ○職員からの提案制度を開始し、年間目標の 20 件以上の提案があった。 △業務プロセスやマニュアル等の体系的・階層的な整理については、諸外国の調査等を踏まえて取組方針及び組織内推進体制を検討している。具体的な取組に着手予定である。</li> <li>内部監査については、2 部署 1 テーマについて実施し、原子力規制事務所の業務運営等の改善等を指示し、関係部署において業務改善がなされている。良好事例については、庁内に周知し、水平展開を図った。</li> </ul>	<p>□ S □ A ☑ B □ C</p>	<p>(組織文化・安全文化の醸成)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受講するターゲット層(階層別、分野別など)を意識しつつ、現地訪問型ワークショップや E ラーニング等の研修プログラムを開発・実施する。</li> <li>3. 11 等の節目における周知、原子力安全人材育成センターとの研修の共同実施等の他部署の取組と戦略的に連携して、全員参加型研鑽運動を進める。</li> <li>組織文化・安全文化に資する研修の受講率を上げる。全員参加型研鑽運動を戦略的・体系的に進める。 (業務品質の維持向上)</li> <li>原子力規制委員会・規制庁の業務プロセスを体系的・階層的に整理する。 (内部監査)</li> <li>引き続き、監査対象部署又は監査テーマを適切に選び、内部監査を行い、業務改善につなげていく。</li> </ul>
<p><b>2. 2. IRRS において明らかになった課題への対応</b></p> <p>①IRRS で明らかになった課題に的確に対応</p> <p>原子力規制委員会の組織体制及び運営の継続的改善のため、「IRRS において明らかになった課題への対応について(平成 28 年 4 月)」及び平成 29 年度業務計画に沿って、改善に向けた取組を実施する。その一環として、放射線防護グループと原子力規制部の組織再編・体制整備を円滑に行う。</p> <p>引き続き、原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門委審査会の評価や助言を得つつ、勧告及び提言並びに IRRS 報告書から汲み取るべき事項への対応を進める。</p>	<p>第 1 章第 2 節 2 項①</p>	<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>IRRS において明らかになった課題に対応する平成 29 年度業務計画を完了させたか。</li> </ul> <p>【評価(改善すべき点等)】</p> <p>(IRRS において明らかになった課題への対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>IRRS において明らかになった 31 の課題については、平成 28 年度に続いて、担当課室は、業務計画に取組を位置付け、業務計画の進捗状況を確認したところ、おおむね着実に対応が進んでいる</li> <li>対応の進捗状況については、炉安審・燃安審に報告し、助言・評価を受けることとしており、規制機関の安全文化醸成やマネジメントシステムについての助言等があった。</li> <li>なお、重点計画策定後の動きとして、平成 29 年 6 月、8 月に炉安審・燃安審において、「IRRS ミッションから汲み取るべき事項」が議論され、9 月にとりまとめられ、原子力規制委員会に報告された。</li> </ul>	<p>□ S ☑ A □ B □ C</p>	<p>(IRRS ミッションにおいて明らかになった課題への対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法改正等を踏まえ、新検査制度の運用開始に向け他準備など計画的に進めているものは、引き続き、対応を継続する。</li> <li>他省との調整を要する課題や、海外事例の収集等を行っている課題については、時間を要するものではあるが、引き続き調整等に努める。</li> <li>既に仕組みづくりなど対応した課題のは、的確な運用を図る。</li> </ul>

＜個別表＞

平成 29 年度重点計画の「評価」及び「課題・方向性」 — I 原子力規制行政に対する信頼の確保 —

■計画の設定 (Plan)	■計画の実施 (Do)	■計画の実施に対する評価の視点に照らした評価 (Check)		■評価を踏まえた次年度の取組 (Act)
平成 29 年度重点計画	取組・実績の概要 (3. 11 報告の対応箇所を記載)	評価 (改善すべき点等)	達成状況	今後の取組
<p>また、IRRS フォローアップミッションの受け入れも念頭に置いて進捗管理を行う。</p>		<p>(IAEA による IRRS フォローアップミッションの受入れ準備)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 29 年 8 月に、原子力規制委員会は、IAEA に対し、IRRS フォローアップミッションを、平成 31 年 (2019 年) 夏以降の適切な時期に受検する旨要請し、平成 29 年 9 月に、IAEA から了承する旨回答を得た。また、原子力規制委員会は、IAEA に対し、平成 30 年 2 月に、参加の意向を有する関係省庁と協力して当該フォローアップミッションの際に輸送の規制に関する評価を受検する旨要請することとした。</li> </ul>		<p>(IAEA による IRRS フォローアップミッション受入れ準備)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今後、フォローアップミッション及び輸送の規制に関する評価の受検に向けて、庁内体制を構築し、IAEA や関係省庁と調整しつつ、準備会合 (平成 30 年秋以降) 等を通じて必要な準備を進めることが課題である。</li> </ul>
<p><b>3. 国際社会との連携</b></p>				
<p><b>①国際機関との連携及び国際社会への貢献</b></p> <p>関連条約への対応、IAEA 安全基準の策定・見直しや共同研究への参画等を通じて、国際機関との連携や諸外国規制機関との協力を進め、国際社会における原子力安全向上への貢献及び我が国の原子力規制の継続的改善につなげる。</p> <p>その実施にあたっては、原子力規制庁全体でマネジメントし、継続的に二国間、多国間での議論や調整に適切に参画・情報収集するとともに、重要度に応じた原子力規制庁内における情報共有、フォローアップを徹底する。</p> <p>特に、米国への原子力規制庁職員の派遣を含む米国規制機関との連携を円滑に実施するとともに、平成 29 年 10 月が提出期限である使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約の第 6 回国別報告を期限内に作成・提出する。また、日中韓原子力安全上級規制者会合 (TRM) の日本開催、及び同会合の下での合同防災訓練における 3 機関間の通報訓練を実施する等緊急時における 3 機関間の連携の強化に取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 1 章第 3 節①</li> </ul>	<p><b>【評価の視点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国際社会における原子力安全向上に向けて相応の貢献を行うとともに、世界の知見等を情報収集し、必要に応じ、我が国の原子力規制の継続的改善に向けて適切な対応を行えたか。</li> <li>庁内の国際活動のマネジメント、情報共有、フォローアップ等のシステムが適切に機能しているか。</li> </ul> <p><b>【評価 (改善すべき点等)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 28 年に開始した国際社会における原子力安全向上及び我が国の原子力規制の継続的改善に向けた庁内の戦略的な対応のための仕組みの下、平成 29 年度の概ねの活動は、全体として見ると順調かつ組織的に実施された。それにより、多国間の国際会議や二国間の枠組みを通じて、我が国の規制の知見や情報 (例：2011 年以降に新たに導入した規制 (新規基準、HEAF、降下火砕物等)、東京電力福島第一原子力発電所における規制) の発信や IAEA 安全基準委員会 (CSS) をはじめとする安全基準等に関する検討への参画を行うとともに、IAEA の安全基準の検討状況や米国 NRC の ROP の経験をはじめとする世界の規制情報を収集し、庁内関係部署に共有した。これらのことから、平成 29 年度においては施策目標を概ね達成している。今後とも、当該仕組みが適切に運用され、その一層の定着が図られるとともに、庁内の国際活動に関する共通事項に係るマニュアルや仕組みの充実など限られたリソースの中でより高い効果を出すための改善に継続的に取り組むことが課題である。</li> <li>平成 30 年 5 月 21 日から 6 月 1 日までの廃棄物等合同条約第 6 回検討会合に向けて、関係省庁と協力して、国別報告を期限までに提出したところであり、各国に対する質問等の提出や各国からの質問に対する回答、検討会合への参画などへ適時適切に対応する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> S</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> A</li> <li><input type="checkbox"/> B</li> <li><input type="checkbox"/> C</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>これらの仕組みが適切に運用され、定着が図られるよう、国際室を中心に庁全体として取り組んでいく。また、庁内の国際活動に関する共通事項に係るマニュアルや仕組みの充実など必要な改善に取り組んでいく。</li> <li>平成 30 年 5 月 21 日から 6 月 1 日までの廃棄物等合同条約第 6 回検討会合に向けて、事前の質問・回答の作業や検討会合における議論に、関係省庁と協力しながら、庁全体で適切に対応していく。</li> </ul>	

＜個別表＞

平成 29 年度重点計画の「評価」及び「課題・方向性」 — I 原子力規制行政に対する信頼の確保 —

■計画の設定 (Plan)	■計画の実施 (Do)	■計画の実施に対する評価の視点に照らした評価 (Check)		■評価を踏まえた次年度の取組 (Act)
平成 29 年度重点計画	取組・実績の概要 (3. 11 報告の対応箇所を記載)	評価 (改善すべき点等)	達成状況	今後の取組
<p><b>②国際人材の確保及び育成に係る取組</b></p> <p>引き続き、国際人材の確保・育成に取り組む。</p> <p>特に、IRRS において明らかになった課題を踏まえ、国際ピア・レビューに貢献できる人材として、経験豊富な職員の獲得、教育・訓練・研究・国際協力を通じ、職員の国際活動に係る力量向上に取り組む。また、若手人材の国際活動の経験の獲得を促す。</p>	<p>第 1 章第 3 節②</p>	<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国際人材、国際ピア・レビュー人材の質・量が向上したか。</li> </ul> <p>【評価 (改善すべき点等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員の国際活動に係る力量向上の観点から、関係部局で連携しながら、海外への職員の長期派遣等の促進に積極的に取り組むとともに、IAEA のサイドイベントや国際会議、二国間会合などの場で中堅職員を中心に発表・出張の機会の拡大や人事評価への反映の呼びかけに取り組むとともに、国際室及び人事課で協力して廃棄物等合同条約や安全条約のレビュープロセスの職員を公募するなど、国際人材の確保・育成に関し施策目標を概ね達成している。一方、今後、各部局における国際業務の人事評価への反映の定着をはじめとする国際活動への参画を促進する環境の充実や職員の研修内容の一層の向上を検討し、取り組んでいくことが重要である。</li> </ul>	<p><input type="checkbox"/> S</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> A</p> <p><input type="checkbox"/> B</p> <p><input type="checkbox"/> C</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き職員の国際活動に係る力量向上を図る観点から、中堅以下の職員を中心に人材確保・育成の多様な機会を追究する。</li> <li>今後、国際室、人事課、人材育成センター等の関係部局が連携し、国際活動への参画を促進する環境の充実や職員の研修内容の一層の向上を検討し、実施可能なものから随時取り組む。</li> </ul>
<b>4. 法的支援、訴訟事務への着実な対応</b>				
<p><b>①訟務事務、不服申立て事務についての着実な対応</b></p> <p>原子力規制委員会の業務に係る訴訟事務、不服申立て事務について関係機関や関係部署と連携しつつ適切に対応する。これに関して、訴訟や不服申立ての増加等の状況を慎重に見極め、訴訟や不服申立てに係る遂行体制や事務作業の効率化・見直しを図っていく。</p> <p>また、平成 29 年度組織改編に伴う体制の拡充を踏まえ、訴訟対応及び不服申立て対応をより強化するため、新しい知見の収集を始め、それらに活用できる調査を行っていくこととする。</p>	<p>第 1 章第 4 節①</p>	<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年度を通じ、訴訟事務や不服申立て事務に係る業務量の推移に応じて体制を構築し、業務を遂行できたか。</li> <li>年度を通じ、訴訟対応及び不服申立て対応をより強化するために、有効な調査ができたか。</li> </ul> <p>【評価 (改善すべき点等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人員の増強により、増加する訴訟等に迅速かつ適切に対応できた。引き続き、適切な争訟対応を行っていくための訴訟や異議申立に係る体制整備が必要。</li> <li>平成 29 年度当初に未処理であった 9 件の申立てのうち、2 件について平成 29 年度内に決定することができた。来年度も引き続き適切に処理を進めたい。</li> <li>訴訟対応に活用するための調査について、必要な報告書や意見書等を専門家から収集するなど、積極的に知見を収集して訴訟に活用できた。特に、訴訟上の重要な論点については、裁判上有益な意見書を多数収集して訴訟で活用することにより、訴訟対応の強化に大きく貢献した。引き続き、必要な知見の収集を図っていくことが必要。</li> </ul>	<p><input checked="" type="checkbox"/> S</p> <p><input type="checkbox"/> A</p> <p><input type="checkbox"/> B</p> <p><input type="checkbox"/> C</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、訴訟の増加等の状況を慎重に見極め、体制の見直しを図るほか、過去の書面等の整理等、事務作業の効率化を図る。</li> <li>決定に至っていない申立てについて、継続して審理し、決定を行う。</li> <li>引き続き必要に応じて知見を収集していく。</li> </ul>
<p><b>②各部署の着実な法令等の立案及び運用支援</b></p> <p>法令等の立案・作成や手続的な課題について検討を行い、改善すべき点を把握し、長官官房における審査等を通じて、各部署の着実な法令等の立案・運用を支援する。</p> <p>また、平成 29 年 4 月に組織改正があるため、これまでの審査の実績等を勘案し、運用や体制の変更、委員会規則等の整備などを行うことで、審査の計画的な実施、効率化及び適正化を図る。</p> <p>あわせて、必要に応じてマニュアル等を作成し、庁全体の法令等の立案技術の向上を図る。</p>	<p>第 1 章第 4 節②</p>	<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年度を通じ、各部署の法令等の立案・運用を着実に支援する。</li> <li>組織改正に伴う審査・決裁プロセスの変更による混乱を生じさせないようにする。</li> </ul> <p>【評価 (改善すべき点等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>参事官 (法規担当) の新設等による体制の強化により、各部署における法令等に係る立案及び運用について、迅速かつ適切に対応できた。また、法令等の立案及び運用における改善点を把握し、各部署への周知及び個別審査による指摘によって改善を図った。</li> <li>組織改正による審査及び決裁プロセスの変更による混乱を生じさせないように、個別審査において当該プロセスを適切に確認、指導した。</li> <li>法令等の立案技術の向上を図るため、法令等の立案に係るマニュアルの見直し、周知等を行った。</li> <li>平成 29 年通常国会で成立した「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 29 年法律第 15 号)(以下、「改正法」という。)に関して、政令、規則等の下位法令の整備に係る作業プロセスを管理し、また規定の審査を行うことにより、同法を円滑かつ適切に施行した。</li> </ul>	<p><input type="checkbox"/> S</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> A</p> <p><input type="checkbox"/> B</p> <p><input type="checkbox"/> C</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、各部署の法令等の立案及び運用に係る改善すべき点を把握し、着実な支援を行う。</li> <li>あわせて、必要に応じてマニュアル等の作成及び見直しを行い、庁全体の法令等の立案技術の向上を図る。</li> <li>特に、行政実務能力の向上が庁全体の課題であることに鑑み、法規部門として必要な支援を行う。</li> </ul>

余白

＜総括表＞

平成 29 年度重点計画の「評価」及び「課題・方向性」 ーⅡ 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施ー

■平成 29 年度重点計画（Plan）に基づく施策の実施（Do）	■中期目標の施策目標（基本的考え方）に照らした評価（Check）	■次年度の課題・方向性（Act）
取組・実績の概要	施策全体としての達成状況に関する認識、評価	施策目標の達成に向けた留意点等
<b>Ⅱ 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施</b>		
<p>【3.11 報告 第 2 章総括（22 ページ）】</p> <p>（原子炉等規制法に係る規制制度の継続的改善）</p> <p>「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律案」が、第 193 回通常国会で可決され、平成 29 年 4 月 14 日に公布された。</p> <p>同法の成立に伴い、核燃料物質の使用者及び国際規制物資使用者に係る規制の適正化、廃止措置実施方針に係る制度整備、廃棄物埋設に係る規制制度の見直しに係る検討及び検査制度の見直しに係る検討を行い、順次関係政令、規則等の整備を行った。</p>	<p>【中期目標の施策目標（基本的考え方）】</p> <p>原子力利用の安全の確保に向け、原子炉等規制法及び放射線障害防止法に係る規制制度を継続的に改善し、また規制を厳正かつ適切に実施する。</p> <p>【施策全体としての達成状況に関する認識】</p> <p>（原子炉等規制法に係る規制制度の継続的改善）</p> <p>改正法が、第 193 回通常国会で可決され、平成 29 年 4 月 14 日に公布された。</p> <p>改正法の成立に伴い、核燃料物質の使用者及び国際規制物資使用者に係る規制の適正化、廃止措置実施方針に係る制度整備、廃棄物埋設に係る規制制度の見直しに係る検討及び検査制度の見直しに係る検討を行い、順次関係政令、規則等の整備を行った。</p>	<p>【施策目標の達成に向けた次年度の課題等】</p> <p>（原子炉等規制法に係る規制制度の継続的改善）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次年度も引き続き、関係事業者等からの意見を聴取しつつ、改正法各条項の施行時期に合わせて、適切な制度運用が実践できるよう準備を進め、適時・適切な関係政令、規則等の改正、体制整備を行う。</li> <li>・ 内外のトラブルや審査等を通じて得られた知見から規制に反映すべき事項を適切に抽出し、技術基盤グループ等との連携を図りつつ、適切に基準化の作業を進める。</li> <li>・ また、施行した事項や現在運用している制度については、その実施状況を踏まえて改善すべき事案があれば対応を検討する。</li> </ul>
<p>（原子炉等規制法に係る規制の厳正かつ適切な実施）</p> <p>原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえて策定した新規基準に照らし、事業者からの設置変更許可申請等について、科学的・技術的に厳格な審査・検査を行っているところ。</p> <p>平成 29 年度は、実用発電用原子炉については、関西電力株式会社大飯発電所 3 号炉及び 4 号炉並びに東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所 6 号炉及び 7 号炉の設置変更の許可をした。また、廃止措置計画については、玄海原子力発電所 1 号炉、敦賀発電所 1 号炉、美浜発電所 1 号炉及び 2 号炉、島根原子力発電所 1 号炉及び伊方発電所 1 号炉に対して認可を行った。核燃料施設等については、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の定常臨界実験装置（STACY）及び原子炉安全研究炉（NSRR）の設置変更の許可をした。また、廃止措置計画については、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 JRR-4 及び TRACY に対して認可を行った。さらに、グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン、日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所、三菱原子燃料株式会社（加工施設）及び原子燃料工業東海事業所（加工施設）に対して事業変更を許可した。法令報告事象に関しては、実用発電用原子炉において 2 件、核燃料施設等において 2 件の合計 4 件が発生した。</p> <p>このほか、使用前検査、施設定期検査、保安検査等の着実な実施、原子力施設で発生したトラブルの原因究明や再発防止策の確認、発電用原子炉の運転延長認可に係る審査、火山活動のモニタリングに係る検討、震源を特定せず策定する地震動に関する検討、高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置に係る対応、東海再処理施設廃止等への対応、審査結果等の丁寧な説明、安全性向上評価に係る対応等を行った。</p>	<p>（原子炉等規制法に係る規制の厳正かつ適切な実施）</p> <p>東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえて策定した新規基準に照らし、事業者からの設置変更許可申請等について、科学的・技術的に厳格な審査・検査を行っているところ。</p> <p>平成 29 年度は、実用発電用原子炉については、関西電力株式会社大飯発電所 3 号炉及び 4 号炉並びに東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所 6 号炉及び 7 号炉の設置変更の許可等をした。核燃料施設等については、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の定常臨界実験装置（STACY）及び原子炉安全研究炉（NSRR）の設置変更の許可等をした。また、グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン、日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所、三菱原子燃料株式会社（加工施設）、原子燃料工業東海事業所（加工施設）及び原子燃料工業熊取事業所（加工施設）に対して事業変更の許可をした。</p> <p>また、使用前検査、施設定期検査、保安検査等の着実な実施、原子力施設で発生したトラブルの原因究明や再発防止策の確認、発電用原子炉の運転延長認可に係る審査、火山活動のモニタリングに係る検討、震源を特定せず策定する地震動に関する検討、高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置に係る対応、東海再処理施設の廃止措置等に係る対応、審査結果等の丁寧な説明、安全性向上評価に係る対応等を行った。</p>	<p>（原子炉等規制法に係る規制の厳正かつ適切な実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引き続き、厳正かつ適切に審査及び検査を行うとともに、必要に応じ関係部署間の連携を図る。また、その他個別事案についても、検討に時間を要するものについては検討状況を委員会に報告することも含め、とりまとめ等に向け、遅滞なく検討を進める。また、生じた課題については、改善策を速やかに検討する。</li> <li>・ 工事計画等の後段規制においても早い段階から重要な技術的論点を整理し審査会合で審議するなど、効果的かつ効率的な審査が進められるよう努める</li> <li>・ 新検査制度に円滑に移行できるよう、新検査制度の検討の進捗に合わせて、現行の検査制度の運用において実施可能な事項については随時取り入れていく。</li> <li>・ 新検査制度の施行時期を踏まえ、その運用に係る詳細な検討の進捗に合わせて、現行の保安検査等を運用するに当たっても、改めてグレーデッドアプローチの考え方を浸透させ、新たな制度の考え方などを取り入れつつ、円滑な制度の移行につなげる。</li> </ul>



＜総括表＞

平成 29 年度重点計画の「評価」及び「課題・方向性」 ーⅡ 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施ー

■平成 29 年度重点計画（Plan）に基づく施策の実施（Do）	■中期目標の施策目標（基本的考え方）に照らした評価（Check）	■次年度の課題・方向性（Act）
取組・実績の概要	施策全体としての達成状況に関する認識、評価	施策目標の達成に向けた留意点等
<p><b>（放射線障害防止に係る規制制度の継続的改善）</b></p> <p>放射性同位元素等の使用等に伴う放射線障害を防止するための規制を行う放射線障害防止法について、IRRS 報告書の指摘事項等を踏まえて第 193 回国会に提出した改正法が、平成 29 年 4 月に成立・公布された。廃棄に係る特例を含む改正法第 4 条については、平成 29 年 12 月に関係政令を公布し、平成 30 年 1 月に関係規則等を公布した。また、これに伴い、平成 29 年 12 月に事故等の報告に関する解釈、放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイド及び登録機関に係る審査・検査のガイド等の審査基準を決定した。</p> <p><b>（放射線障害防止に係る規制の厳正かつ適切な実施）</b></p> <p>原子力規制委員会は、放射線障害防止法に基づき、放射性同位元素の使用をしようとする者からの許可申請の審査及び届出の受理、許可届出使用者等及び登録認証機関等への立入検査等を実施している。平成 28 年度放射線管理状況報告書を取りまとめたところ、全ての許可届出使用者等において、放射線業務従事者の受けた線量は法令に定める年間線量限度を下回っていた。また、平成 29 年度の法令報告事象は 2 件、危険時の措置の届出は 0 件であった。これら法令報告事象に対する原因究明や再発防止策の確認も引き続き行っている。</p>	<p><b>（放射線障害防止に係る規制制度の継続的改善・放射線障害防止に係る規制の厳正かつ適切な実施）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>IRRS 報告書の指摘事項等を踏まえて第 193 回国会に提出した改正法は、平成 29 年 4 月に成立・公布された。</li> <li>廃棄に係る特例を含む改正法第 4 条改正については、平成 29 年 12 月に関係政令を公布した。平成 30 年 1 月には、平成 29 年 8 月に開催した第 9 回放射性同位元素使用施設等の規制に関する検討チームにおける検討等を踏まえ、危険時の措置の事前対策、継続的な改善活動を含む関係規則を公布した。（平成 30 年 4 月施行）また、平成 29 年 12 月 13 日の第 55 回原子力規制委員会において、事故等の報告に関する解釈、放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイド及び登録機関に係る審査・検査のガイドを決定した。</li> <li>特定放射性同位元素の防護措置を含む改正法第 5 条改正については、平成 29 年 10 月に開催した第 10 回放射性同位元素使用施設等の規制に関する検討チームにおける検討等を踏まえ、平成 30 年 7 月頃の公布を目指して、関係法令の改正に係る作業を進めている。（平成 31 年 9 月頃施行予定）</li> </ul>	<p><b>（放射線障害防止に係る規制制度の継続的改善・放射線障害防止に係る規制の厳正かつ適切な実施）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>改正法第 4 条関係法令の施行を踏まえ、事業者への周知、説明を引き続き実施する。</li> <li>改正法第 5 条関係法令の平成 30 年 7 月頃の公布に向けて、各省協議、パブリックコメント等に適切に対応する。</li> <li>改正法第 5 条関係法令の公布後は、当該法令の施行に向けて、防護措置の対象事業者を選任を義務付ける防護管理者の候補者向けの講習会、防護措置ガイドラインの作成等を行う。</li> <li>法改正を踏まえた規制制度の検討及び運用においては、放射性同位元素の使用等に関して法目的を達成する上で特に留意すべきものは何かを把握すること及びグレーデッドアプローチを適用した適正な規制の実施を心掛ける。</li> <li>また、放射線障害防止法に新たに防護措置の規制が加わることを踏まえ、セーフティに係る規制とセキュリティに係る規制が業務運営において一体化できるように、人材育成等において連携、調和を図る。</li> </ul>
<p><b>【評価】</b></p> <p><b>（原子炉等規制法に係る規制制度の継続的改善）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係法令等の検討に当たっては、関係事業者等からの意見を聴取するための公開会合を開催したほか、パブリックコメントの募集を行い遅滞なく実施した。</li> </ul> <p><b>（原子炉等規制法に係る規制の厳正かつ適切な実施）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>審査の進捗や論点を随時原子力規制委員会に報告しつつ、厳正かつ適切に審査を実施し、その他の個別の事案に対しても各種検討チーム等において一定の進捗を見た。また、これらの過程で課題も見つかっており、今後改善していく必要がある。</li> <li>各種検査については、株式会社神戸製鋼所等による材料データに係る不適切行為について、事業者による検査対象設備への影響評価を確認した後、厳格かつ適切に実施した。</li> </ul> <p>以上を踏まえ、総合的に判断して、原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施については、おおむね達成していると評価する。</p> <p>（参考）実施施策（小）毎の評価（個別表）</p> <p>S：1 件 A：18 件 B：3 件 C：0 件</p>		



＜個別表＞

平成 29 年度重点計画の「評価」及び「課題・方向性」 ーⅡ 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施ー

■計画の設定 (Plan)	■計画の実施 (Do)	■計画の実施に対する評価の視点に照らした評価 (Check)	達成状況	■評価を踏まえた次年度の取組 (Act)
平成 29 年度重点計画	取組・実績の概要 (3. 11 報告の対応箇所を記載)	評価 (改善すべき点等)		今後の取組
<b>Ⅱ 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施</b>				
<b>1. 原子炉等規制法に係る規制制度の継続的改善</b>				
<b>1. 1. 規制制度や運用の継続的改善</b>				
<b>①法案審議への対応</b> 「原子力規制委員会の検査の実効性が担保されるよう、関連法令を改正するべき」との IRRS において明らかになった課題を踏まえ、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律案」(以下、「原子力安全対策関連法改正法」という。) 成立に向け、今後の国会審議に真摯に対応する。	・ 第 2 章第 1 節 1 項①	<b>【評価の視点】</b> ・ 国会の理解を得られるよう法案審議に真摯に対応したか。  <b>【評価 (改善すべき点等)】</b> <b>【検総】 S 評価</b> ・ 前年度から引き続き第 193 回通常国会での審議において、環境委員会における審査等に真摯かつ的確に対応し、円滑に審議が進んだため、改正法は、平成 29 年 4 月 14 日に公布、一部施行された。	<input checked="" type="checkbox"/> S <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C	<b>【検総】</b> ・ 特になし (完了)
<b>②法改正に伴う規則等改正を含めた制度運用の検討</b> 原子力安全対策関連法改正法案成立後、速やかに関係規則等改正を含めた詳細な制度運用の検討を行う。その際、検討チーム等における検査制度の詳細検討については、継続して実施し、規則案・運用ガイド案等の作成、試運用の準備等を行う。	・ 第 2 章第 1 節 1 項②	<b>【評価の視点】</b> ・ 規則等改正を含めた詳細な制度運用の検討ができたか。  <b>【評価 (改善すべき点等)】</b> <b>【関係課】 A 評価</b> ・ 廃止措置実施方針の記載事項や公表方法等の制度の詳細を定めるため、関連する政令、規則及びガイドについて検討を行い、11 月に原子力規制委員会で決定された。関係法令については 12 月に公布された。 ・ 関係政令・規則等の検討に当たっては、関係事業者等からの意見を聴取するために公開会合を計 3 回開催して原案を作成した上で、行政手続法に基づくパブリックコメントの募集を行うなどきめ細やかな対応を行った。  <b>【核審】 A 評価</b> ・ 炉内等廃棄物の埋設等に関する関係規則及び ALARA の適応等の整備に向けた検討を、廃炉に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討チーム会合において実施し、その結果を委員会にて諮った。その後事務局として規制委員会での審議の補佐を行った。 ・ 廃棄物埋設に関する必要な規制を整備する改正法の施行に合わせて、第二種廃棄物埋設事業に関する規則等の改正に向けた準備を行った。  <b>【検総】 A 評価</b> ・ 改正法案の準備段階から継続的に関係規則等改正を含めた詳細な制度運用の検討を行い、早い時期における施行部分については、パブリックコメントの実施を経て、確実に施行した。 ・ 検討チーム等における検査制度の詳細検討については、検討の進捗に応じて随時検討チーム会合 (10 回)、ワーキンググループ (15 回) を開催し、運用の準備に当たり優先度の高いものから継続的な検討を行った。	<input type="checkbox"/> S <input checked="" type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C	<b>【関係課】</b> ・ 平成 30 年 10 月からの施行に向け、引き続き、事業者からの相談対応等をきめ細かく行う。また、事業者に廃止措置実施方針の作成・公表を実施させるとともに、国民への情報提供の一層の向上のため、事業者等による廃止措置実施方針の公表状況に関する情報を原子力規制委員会のホームページに掲載することも含め、原子力規制委員会から適切に情報提供していく。  <b>【核審】</b> ・ 次年度以降も、引き続き事務局として規制委員会の審議を補佐するとともに、関係規則等の改正に向けた準備を進め、第二種廃棄物埋設事業に関する規則等の改正を平成 30 年 10 月までに行う予定である。  <b>【検総】</b> ・ 再設定したスケジュールに従い、継続的な検討を行って、新検査制度の運用に向けた文書案等を作成、試運用の準備を進めるとともに、試運用により精査していく。

＜個別表＞

平成 29 年度重点計画の「評価」及び「課題・方向性」 — II 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施 —

■計画の設定 (Plan)	■計画の実施 (Do)	■計画の実施に対する評価の視点に照らした評価 (Check)		■評価を踏まえた次年度の取組 (Act)	
平成 29 年度重点計画	取組・実績の概要 (3. 11 報告の対応箇所を記載)	評価 (改善すべき点等)	達成状況	今後の取組	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当初の予定では年度内に新検査制度の試運用に向けて、必要な規則案・運用ガイド案等の作成等を終了させることとしていたが、試運用の準備の段取りに併せて、平成 30 年 10 月の試運用開始にまでに、順次必要な文書が整備されるよう作業スケジュールを再度設定し、作業を進めているところ。</li> <li>【実監】 A 評価</li> <li>・ 検査制度の見直しについて、詳細な制度運用の検討への協力を実施した。具体的には以下のとおり。</li> <li>・ 検査ガイド (案) を一式作成するべく作業中。これまでに 3 つの検査ガイド (案) を作成。うち 2 つは、2 つのサイトで試行した (川内 : 9/20-21、高浜 : 9/27-28)。</li> <li>・ また、検査制度の見直しに関する検討チーム及び WG について、資料作成に協力したほか、会合及び WG に参加した (第 10 回 WG (8/2)、第 11 回 WG (9/13))、第 9 回会合 (10/2)、第 12 回 WG (11/13)、第 13 回 WG (12/4)、第 14 回 WG (12/20)、第 10 回会合 (1/29)。 [参考 (実用炉監視部門発足前)] 第 8 回 WG (4/27)、第 9 回 WG (6/26)</li> <li>・ 来年度からの新しい検査官教育プログラム開始に向け、検査グループ各職や原子力安全人材育成センターと検討を実施中。</li> <li>【核監】 A 評価</li> <li>・ 検査制度の見直しについて、詳細な制度運用の検討への協力を実施した。具体的には以下のとおり。</li> <li>・ 平成 30 年度に加工施設において検査ガイドを用いた試行を実施するため、平成 29 年度において、検査ガイド (案) を 13 件作成した。</li> <li>・ また、検査制度の見直しに関する検討チーム会合及び検査制度の見直しに関する検討 WG の資料作成に協力したほか、同会合及び WG に参加した (第 13 回 WG (12/4)、第 10 回会合 (1/29))。</li> <li>・ 来年度からの新しい検査官教育プログラム開始に向け、検査グループ各職や原子力安全人材育成センターと研修カリキュラム検討等を実施中。</li> <li>【専検】 A 評価</li> <li>・ 新検査制度に関して、計画的に原子力規制検査の個別検査項目に係る検査ガイド (試行版) の作成及びレビュー作業を進めることができた。また、検査制度の見直しに関する検討チーム会合及びワーキンググループに参画し、検査制度の仕組みの検討を行った。 新検査官制度における検査官養成のための研修カリキュラム検討、研修内容及び資料の準備を滞りなく進めることができた。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>【実監】</li> <li>・ 引き続き詳細な制度運用の検討への協力を実施する。</li> <li>【核監】</li> <li>・ 引き続き詳細な制度運用の検討への協力を実施する。</li> <li>【専検】</li> <li>・ 新検査制度の使用前事業者検査化に向け、検査監督総括課、実用炉監視部門等と連携した新検査ガイドの試運用を通じ、被規制者が行っている適合性確認検査の着実な実施を厳格に確認していく。新検査ガイドの試運用の検査を積極的に計画し、人材育成を進める。</li> </ul>

＜個別表＞

平成 29 年度重点計画の「評価」及び「課題・方向性」 ーⅡ 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施ー

■計画の設定 (Plan)	■計画の実施 (Do)	■計画の実施に対する評価の視点に照らした評価 (Check)		■評価を踏まえた次年度の取組 (Act)
平成 29 年度重点計画	取組・実績の概要 (3. 11 報告の対応箇所を記載)	評価 (改善すべき点等)	達成状況	今後の取組
<p>③保安検査の在り方に関する検討</p> <p>これまで試行してきた検査手法の有効性等の検討結果を踏まえ、保安検査・保安調査ガイド又はマニュアルの改定を行う。</p>	<p>第 2 章第 1 節 1 項③</p>	<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保安検査・保安調査ガイド・マニュアルの改定を行ったか。</li> </ul> <p>【評価 (改善すべき点等)】</p> <p>【検総】 A 評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 28 年度第 2 回原子力規制委員会 (平成 28 年 4 月 13 日) において発電用原子炉設置者に対して指示した 30 指標の収集、取りまとめ及びその結果の報告について、平成 29 年 6 月及び 7 月に各発電用原子炉設置者から平成 28 年度分報告を受領した。</li> <li>組織改編に伴う保安検査・保安調査ガイド・マニュアルの改定を行った。</li> <li>四半期ごとの保安検査の結果のとりまとめにおいて、新検査制度のリスク情報の活用等の視点を取り入れることとし、現行制度が将来の制度改正に円滑に移行できるよう手当てした。</li> </ul> <p>【実監】 A 評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>組織改編を反映するため、平成 29 年 9 月 22 日付けで保安検査・保安調査ガイドの改定及び保安検査実施マニュアルの制定を行った。</li> <li>平成 29 年 8 月 2 日の委員会における指摘等を踏まえ、シビアアクシデント等要員訓練のうち立会いを実施したものについては気付き事項未済であっても保安検査報告書に記載すること等を規定するため、平成 30 年 1 月 10 日付けで保安検査・保安調査ガイドの改定を行った。</li> </ul> <p>【核監】</p> <p>※核燃料施設等に係る保安検査・保安調査ガイドの改定の改定等については「核燃料施設等に係る保安検査等の実施」に取組を記載。</p>	<p><input type="checkbox"/> S</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> A</p> <p><input type="checkbox"/> B</p> <p><input type="checkbox"/> C</p>	<p>【検総】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保安検査は、改正法の施行において原子力規制検査に統合されることから、指標やリスク情報を踏まえ実施する検査の運用の検討は、検査制度の見直しに関する検討チーム等において行う。</li> <li>改正法施行までの間は、現行制度において可能な範囲で新制度の考え方を活用するよう、検査官会議における議論等も実施しつつ、運用上の工夫を行う。(平成 30 年 1 月 10 日第 58 回原子力規制委員会における報告事項)</li> </ul> <p>【実監】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在、新検査制度の検討が主として検査制度の見直しに関する検討チーム等において進められており、検査制度が円滑に運用されるように現行の検査に係るガイド、マニュアル等も適切な改善を図っていく。</li> </ul>
<p>④被規制者との安全性向上に係る意見交換</p> <p>事業者 (経営責任者) との意見交換を月に 1 回程度の頻度で実施する。</p> <p>また、事業者 (原子力部門の責任者) との意見交換を当面、2、3 ヶ月に 1 回程度の頻度で実施する。</p>	<p>第 2 章第 1 節 1 項④</p>	<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画に従い、効果的な意見交換ができたか。</li> </ul> <p>【企画課】 A 評価</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>経営責任者 (CEO) との意見交換については、現在 3 巡目に入っており、事業者からの安全性向上に対する取組の説明内容に特段変化がないものになりつつあるが、定期的に意見交換の場を設けることで同意見交換実施前よりも円滑なコミュニケーションにつながっている。</li> <li>CEO 会議での議論の中で担当者レベルでの意見交換が可能な場の設定について事業者から提案されたことを受け、検討を開始したところ。</li> <li>原子力部門の責任者 (CNO) との意見交換については、事業者、当方での議題の調整に時間を要し、当初予定していた 2、3 ヶ月に 1 回程度の頻度での開催が難しくなっている側面はあるが、株式会社神戸製鋼所のデータ改ざん問題に関する事業者の対応状況の聴取や原子力事業者防災訓練に係る課題、対応の方向性について事業者と議論する場として活用した。</li> <li>原子力規制委員会の 5 年間の振り返りの議論の中で提案があった、委員による現場視察及び地元関係者との意見交換を開始することとなり、12 月に大飯発電所の視察、2 月に玄海原子力発電所の視察及び佐賀県オフサイトセンターにおいて関係自治体等と意見交換を実施した。</li> </ol>	<p><input type="checkbox"/> S</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> A</p> <p><input type="checkbox"/> B</p> <p><input type="checkbox"/> C</p>	<p>【企画課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、経営責任者 (CEO) との意見交換、原子力部門の責任者 (CNO) との意見交換、委員による現場視察及び地元関係者との意見交換を随時開催していく。この際、効果的に実施できるよう適切な頻度、日程、対象事業者。議題等の調整を行う。</li> <li>原子力部門の責任者 (CNO) との意見交換については、担当者レベルでの意見交換の場の設定を視野に入れながら実施していく。</li> </ul>

＜個別表＞

平成 29 年度重点計画の「評価」及び「課題・方向性」 ーⅡ 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施ー

■計画の設定 (Plan)	■計画の実施 (Do)	■計画の実施に対する評価の視点に照らした評価 (Check)		■評価を踏まえた次年度の取組 (Act)
平成 29 年度重点計画	取組・実績の概要 (3. 11 報告の対応箇所を記載)	評価 (改善すべき点等)	達成状況	今後の取組
2. 原子炉等規制法及び放射線障害防止法に係る規制の厳正かつ適切な実施 2. 1. 実用発電用原子炉に係る新規制基準適合性審査・検査の実施				
<p>①実用発電用原子炉に係る新規制基準適合性審査・検査の実施</p> <p>新規制基準適合性に係る新規制基準適合性審査及び検査の各申請 (特定重大事故等対処施設に係る申請を含む。) に基づき、厳正かつ適切に審査及び検査を実施する。</p>	<p>第 2 章第 2 節 1 項①</p>	<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>審査の進捗や論点を随時原子力規制委員会に報告しつつ、厳正かつ適切に審査や検査を実施できたか。</li> </ul> <p>【評価 (改善すべき点等)】</p> <p>【企画】 A 評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>柏崎刈羽原子力発電所の運転主体としての適格性の審査は、技術的能力にかかる審査の一環として、通常より丁寧に調査したものであり、具体的には経営責任者からの意見聴取、柏崎刈羽原子力発電所における安全確保に関する事業者への意識調査等を行った。</li> </ul> <p>【実審】 A 評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新基準適合性審査の進捗や論点を第 18 回 (平成 29 年 6 月 28 日) 及び第 50 回 (平成 29 年 11 月 22 日) 原子力規制委員会において報告した。</li> <li>事業者からの申請に基づき、審査会合及びヒアリングを実施し、新基準への適合性について厳正かつ適切に審査を進めた。また、事業者から申請のあった廃止措置計画について、現地確認及びヒアリングの結果を踏まえ、厳正かつ適切に審査を進めた。</li> <li>行政手続法により実施することとされているものではないが、審査の内容及び結果をまとめた審査書 (案) に対する科学的・技術的意見を広く一般から募集し、頂いたご意見に対する考え方をまとめるとともに、そのご意見を踏まえて審査書 (案) に必要な修正を行うなど、審査書の更なる改善・充実に努めた。</li> </ul> <p>【耐震】 A 評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>審査の進捗や論点を随時原子力規制委員会に報告し、厳正かつ適切に審査を実施した。</li> <li>発電所ごとの立地特性を踏まえて個別課題を抽出し、必要に応じて科学的根拠の拡充を求めるとともに、適切に対応した。</li> <li>なお、今後も事業者の準備状況により審議の進捗が変動することから、状況を見つつ、短期的なスパンでの目標を定めて進めているところ。ヒアリングにおいて事業者に準備状況を確認しつつ、効率的な審査を心がけることが必要。</li> </ul> <p>【専検】 A 評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>検査等業務を円滑に実施するため、部門内及び他部署との調整並びに被規制者からの情報収集を実施するとともに、業務の実施状況を把握し、資源の有効活用を図った。また、今般、明らかになった検査データの改ざん問題に関し、被規制者による検査対象設備への影響評価を確認した上で、検査を厳格及び適切に実施した。</li> <li>使用前検査、溶接安全管理審査及び燃料体検査に関して、不適合のフォローアップ方法、技術基準要求条項の記載方法等を見直し、各検査に関する事務手続等に反映した。</li> <li>検査終了後、標準処理期間内に処理を行い、効率的な業務運営を図った。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> S <input checked="" type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C	<p>【企画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今後も必要に応じ、審査を支援する。</li> </ul> <p>【実審】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>審査の進捗や事業者の対応状況等を踏まえ、必要に応じて適時に審査体制を見直すほか、工事計画等の後段規制においても早い段階から重要な技術的論点を整理し審査会合で審議するなど、効果的かつ効率的な審査が進められるよう努める。</li> <li>また、基準の明確化等の観点から、審査を通じて得られた知見や経験のうち審査基準等に反映すべきものが適切に抽出されるよう審査官における活発な議論を行うとともに関係部署との連携等を推進する。</li> </ul> <p>【耐震】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>来年度以降も引き続き、発電所ごとの立地特性を踏まえて、法令に基づき厳正かつ適切に審査を実施していく。</li> </ul> <p>【専検】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>部門内及び他部署との調整並びに被規制者からの情報収集を滞ることなく行い、厳正かつ適切に検査等業務を実施する。検査等業務に必要な内規を管理し、必要に応じて改善していく。</li> </ul>

＜個別表＞

平成 29 年度重点計画の「評価」及び「課題・方向性」 ーⅡ 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施ー

■計画の設定 (Plan)	■計画の実施 (Do)	■計画の実施に対する評価の視点に照らした評価 (Check)		■評価を踏まえた次年度の取組 (Act)
平成 29 年度重点計画	取組・実績の概要 (3. 11 報告の対応箇所を記載)	評価 (改善すべき点等)	達成状況	今後の取組
<b>2. 2. 実用発電用原子炉に係る保安検査の実施</b>				
<p>①実用発電用原子炉に係る保安検査の実施</p> <p>施設の状況を踏まえ、保安検査を適切に実施し、事業者の保安活動を確保するとともに、安全性の向上に向けた事業者の自律的な取組を促す。</p>	<p>第 2 章第 2 節 2 項①</p>	<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者の保安活動の向上につながる検査ができたか。</li> </ul> <p>【評価 (改善すべき点等)】</p> <p>【実監】 A 評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保安検査等を適切に実施し、事業者の保安活動を確保した。</li> <li>平成 29 年度第 1 回保安検査 (平成 29 年 8 月 2 日委員会報告。違反 1 件)</li> <li>平成 29 年度第 2 回保安検査 (平成 29 年 11 月 15 日委員会報告。違反 2 件)</li> <li>平成 29 年度第 3 回保安検査 (平成 30 年 2 月 14 日委員会報告。違反 8 件)</li> <li>また、違反には至らないものの不適切な保安活動については注意文書や指導文書を発出した。</li> <li>注意文書：1 件 平成 29 年 7 月 26 日 玄海</li> <li>指導文書：6 件 平成 29 年 10 月 12 日 敦賀、平成 29 年 6 月 29 日 川内、平成 29 年 9 月 12 日 川内、平成 29 年 10 月 20 日 玄海、平成 30 年 1 月 11 日 敦賀、平成 30 年 1 月 18 日 志賀</li> </ul>	<input type="checkbox"/> S <input checked="" type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C	<p>【実監】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き保安検査等及び必要に応じて注意、指導等を適切に実施する。</li> <li>今後の保安検査等では、改めてグレーデッドアプローチの考え方を浸透させ、新検査制度の運用を見据え、現行の検査制度において実施可能な事項については、検査制度の検討の進捗に合わせて随時取り入れていく (情報へのフリーアクセス、リスク情報の活用、検査ガイド案の試行等)。</li> </ul>
<b>2. 3. 核燃料施設等に係る新規制基準適合性審査・検査等の実施</b>				
<p>①核燃料施設等に係る新規制基準適合性審査等の実施</p> <p>新規制基準の適合性審査に関し、既に申請された施設や、今後新たに申請される核燃料施設等について、施設の潜在的リスクを踏まえたグレーデッドアプローチを適用するとともに、申請者における作業進捗を確認しつつ厳正かつ適切に審査、検査及び安全性確認を実施する。</p>	<p>第 2 章第 2 節 3 項①</p>	<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>審査の進捗や論点を随時原子力規制委員会に報告しつつ、施設の潜在的リスクを踏まえたグレーデッドアプローチの適用により、必要に応じ事業者規制の考え方の解説等を行いながら、厳正かつ適切に審査、検査及び安全性確認を実施できたか。</li> </ul> <p>【評価 (改善すべき点等)】</p> <p>【研究炉】 A 評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新規制基準の適合性審査に関し、実用炉の審査方法を基本としつつ、試験研究炉の個々の特性、リスクの程度等を総合的に勘案し、津波、竜巻、火山及び森林火災に対して安全上重要な施設はないことを確認した上でグレーデッドアプローチを適用することによって性能要求水準を設定し、安全を確保しつつ合理的な審査を実施するとともに、必要に応じ事業者規制の考え方の解説等を実施した。</li> <li>STACY の審査では原子力委員会に申請内容の特徴を踏まえ確認を行いつつ許可処分を行った。</li> <li>廃止措置計画については、日本原子力研究開発機構の JRR-4 及び TRACY に対して、平成 29 年 6 月 7 日に認可を行った。</li> </ul> <p>【核審】 A 評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新規制基準に係る適合性審査に関し、サイクル施設の個々の特性、リスクの程度等を総合的に勘案し、グレーデッドアプローチを適用することによって、安全を確保しつつ合理的な審査を実施した。</li> <li>必要に応じ事業者規制の考え方の解説等を実施した。</li> <li>原子燃料工業株式会社東海事業所 (加工施設) の事業変更許可に関する審査書案について、第 49 回原子力規制委員会 (平成 29 年 11 月 15 日) にて審議し、委員から敷地周辺の公衆の被ばく評価に関し記述に指摘があったため、改善した上で、第 56 回原子力規制委員会 (平成 29 年</li> </ul>	<input type="checkbox"/> S <input checked="" type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C	<p>【研究炉】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>他の試験研究炉施設の審査にも、引き続きグレーデッドアプローチを適用し、安全を確保しつつ合理的な審査を実施するとともに、必要に応じて事業者規制の考え方の解説等を実施していく。</li> <li>今後、廃止措置計画認可申請が行われた場合は、適切に審査を実施する。</li> </ul> <p>【核審】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、審査会合における論点等を適切に審査結果に反映し、法令に基づき厳正かつ適切に審査を実施していく。また必要に応じて事業者規制の考え方の解説等を実施予定。</li> </ul>

＜個別表＞

平成 29 年度重点計画の「評価」及び「課題・方向性」 ーⅡ 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施ー

■計画の設定 (Plan)	■計画の実施 (Do)	■計画の実施に対する評価の視点に照らした評価 (Check)		■評価を踏まえた次年度の取組 (Act)
平成 29 年度重点計画	取組・実績の概要 (3. 11 報告の対応箇所を記載)	評価 (改善すべき点等)	達成状況	今後の取組
		<p>12 月 20 日) にて、記述の改善報告を行った審査書案を決定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法令に基づき厳正かつ適切に審査を実施した。</li> </ul> <p>【耐震】A 評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>審査の進捗や論点を随時原子力規制委員会に報告し、厳正かつ適切に審査を実施した。</li> <li>施設ごとの立地特性を踏まえて個別課題を抽出し、必要に応じて科学的根拠の拡充を求めるなど適切に対応した。</li> <li>なお、今後も事業者の準備状況により審議の進捗が変動することから、状況を見つつ、短期的なスパンでの目標を定めて進めているところ。ヒアリングにおいて事業者に準備状況を確認しつつ、効率的な審査を心がけることが必要。</li> </ul> <p>【核監】A 評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>京都大学臨界実験装置 (KUCA) 及び京都大学研究用原子炉 (KUR) について、使用前検査及び施設定期検査を実施し、認可された設計及び工事の方法に従って工事が行われていること、試験研究の用に供する原子炉等の性能に係る技術基準に関する規則に適合していること等を確認し、京都大学臨界実験装置 (KUCA) については平成 29 年 6 月 20 日に使用前検査及び施設定期検査に合格したと認め、使用前検査合格証及び施設定期検査合格証を交付した。また京都大学研究用原子炉 (KUR) については平成 29 年 8 月 24 日に使用前検査に合格したと認め、使用前検査合格証を交付し、平成 29 年 8 月 25 日に施設定期検査に合格したと認め、施設定期検査合格証を交付した。</li> </ul>		<p>【耐震】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>来年度以降も引き続き、施設ごとの立地特性を踏まえて、法令に基づき厳正かつ適切に審査を実施していく。</li> </ul> <p>【核監】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、新規制基準適合性審査後の施設について施設定期検査を行うとともに、使用前検査、施設検査を実施していく。</li> </ul>
<p>②核燃料施設等のその他の検査等の実施</p> <p>新規制基準適合性審査以外の審査、検査及び安全性確認についても遅滞なく適切に実施していく。</p>	<p>第 2 章第 2 節 3 項②</p>	<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法令に基づき厳正かつ適切に審査、検査及び安全性確認を実施できたか。</li> </ul> <p>【評価 (改善すべき点等)】</p> <p>【研究炉】B 評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法令に基づき厳正かつ適切に審査を実施した。</li> <li>核燃料物質使用施設の変更許可や保安規定の審査において、必要以上に時間を要した事例が多数あり、施設や申請の特徴を踏まえて適正期間に処理することに改善を要する状況であったが、施設や申請の特徴を踏まえ、リスクに応じた審査を行うことにより処分等を行った。</li> </ul> <p>【核審】B 評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法令に基づき厳正かつ適切に審査を実施した。</li> <li>部門で受理した保安規定変更認可申請に係る処分を行うに当たり必要以上に時間を要した事例があったため、要改善事項として報告した。是正処置としては、審査案件毎に、処分目安を設定し、安全規制管理官が審査状況を毎週確認することとした。</li> </ul> <p>【核監】A 評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>核燃料施設等については、新規制基準適合性審査の認可如何に関わらず、年 1 回の施設定期検査を行うとともに、機器の更新等に伴う使用前検査、施設検査を実施した。</li> </ul>	<p><input type="checkbox"/> S</p> <p><input type="checkbox"/> A</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> B</p> <p><input type="checkbox"/> C</p>	<p>【研究炉】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>核燃料物質使用について施設や申請の特徴を踏まえつつリスクに応じた審査を適切に行うとともに、適正期間に処分等を行う。</li> </ul> <p>【核審】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、新規制基準適合性審査以外の審査案件についても、法令に基づき厳正かつ適切に審査を実施していく。</li> <li>複数の異なる事業を有する被規制者に対して、共通する申請内容である場合には、庁内の関係部署と連携して対応していく。</li> <li>引き続き審査案件毎に、処分目安を設定し、安全規制管理官が審査状況を毎週確認していく。</li> </ul> <p>【核監】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、新規制基準適合性審査の認可如何に関わらず、年 1 回の施設定期検査を行うとともに、機器の更新等に伴う使用前検査、施設検査を実施していく。</li> </ul>

＜個別表＞

平成 29 年度重点計画の「評価」及び「課題・方向性」 ーⅡ 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施ー

■計画の設定 (Plan)	■計画の実施 (Do)	■計画の実施に対する評価の視点に照らした評価 (Check)		■評価を踏まえた次年度の取組 (Act)
平成 29 年度重点計画	取組・実績の概要 (3. 11 報告の対応箇所を記載)	評価 (改善すべき点等)	達成状況	今後の取組
<b>2. 4. 核燃料施設等に係る保安検査等の実施</b>				
<p><b>①核燃料施設等に係る保安検査等の実施</b></p> <p>施設の状況を踏まえ、保安検査を適切に実施し、事業者の保安活動を確保するとともに、安全性の向上に向けた事業者の自律的な取組を促す。</p> <p>また、核燃料物質の使用施設に対しては、核燃料施設等保安検査実施要領を改定して、当該施設が有するリスク等を考慮した上で違反の有無の判定等を行う。</p>	<p>第 2 章第 2 節 4 項①</p>	<p><b>【評価の視点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者の保安活動の向上につながる検査ができたか。</li> <li>核燃料物質保安検査実施要領の改定を行ったか。</li> </ul> <p><b>【評価 (改善すべき点等)】</b></p> <p><b>【核監】 A 評価</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>核燃料施設等 (加工施設、試験研究用等原子炉施設、研究開発段階発電用原子炉及びその付属施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設、使用施設等及び特定原子力施設) に対する保安検査については、平成 29 年度は 39 施設に対し保安検査を適切に実施した。</li> <li>他の施設で発生したトラブル等の原因について、事業者が水平展開により対策等を実施しているか保安検査等で確認した。具体的には、平成 29 年度第 2 回保安検査において、すべての核燃料施設等に対し、平成 29 年 6 月 6 日に発生した「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター (北地区) 燃料研究棟における核燃料物質の飛散による作業員の被ばく」を踏まえた予防処置活動が実施されているかについて確認した。さらに、平成 29 年度第 2 回保安検査において判明した「日本原燃株式会社再処理事業所において確認された保安規定違反」を踏まえ、平成 29 年度第 3 回保安検査において、一部の加工施設及び試験研究用等原子炉施設に対し、同様の事象が発生することを防止するための処置が適切に行われているかどうかについて確認をした。</li> <li>核燃料施設等保安検査実施要領、核燃料施設等保安検査実施マニュアル、保安検査・保安調査ガイド等を改定し、核燃料物質の使用施設に対しては、当該施設が有するリスク等を考慮した保安規定違反の考え方について明確化するとともに、核燃料施設等に対する保安検査報告書の記載方法の標準化、平成 29 年 7 月の組織改編を踏まえた所掌業務の整理等を実施することで、保安検査総括業務の効率化を図ることができた。</li> <li>平成 30 年 1 月 10 日の委員会報告「現行の検査制度の運用における新検査制度の考え方等の活用について」を踏まえ、平成 29 年第 3 四半期の保安検査の結果報告においては、保安規定違反 (監視) について、是正に向けて規制上の関与が必要な事項を中心に説明する等、メリハリを付けて報告した。</li> </ul>	<p><input type="checkbox"/> S</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> A</p> <p><input type="checkbox"/> B</p> <p><input type="checkbox"/> C</p>	<p><b>【核監】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の状況を踏まえ、保安検査を適切に実施し、事業者の保安活動を確保するとともに、安全性の向上に向けた事業者の自律的な取組を促す。</li> <li>核燃料施設等の保安検査実施要領等については、保安検査等や保安検査官会議にて判明した改善事項等を考慮し、必要に応じ改定を行う。</li> <li>今後の保安検査等では、改めてグレーデッドアプローチの考え方を浸透させ、新検査制度の運用を見据え、現行の検査制度において実施可能な事項については、検査制度の検討の進捗に合わせて随時取り入れていく (情報へのフリーアクセス、リスク情報の活用、検査ガイド案の試行等)。</li> </ul>
<p><b>②核燃料施設等に係る立入検査の実施</b></p> <p>核燃料使用施設等 (41 条非該当施設) に対して、立入検査を計画的に実施し、事業者の保安活動を確保するとともに、安全性の向上に向けた事業者の自律的な取組を促す。</p>	<p>第 2 章第 2 節 4 項②</p>	<p><b>【評価の視点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画的に立入検査を実施し、事業者の保安活動の向上につながる検査ができたか。</li> </ul> <p><b>【評価 (改善すべき点等)】</b></p> <p><b>【核監】 A 評価</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>核燃料物質、核原料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第 41 条各号に該当しない施設を有する核燃料物質使用者及び核原料物質使用者に対する計画的な立入検査については、平成 29 年度は 15 事業所にて計画的な立入検査を実施し、法令の遵守状況や許可との整合等について適切に確認した。立入検査の結果、放射線業務従事者に対する保安教育の記録作成不備等について指摘し、対応を行った。</li> </ul>	<p><input type="checkbox"/> S</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> A</p> <p><input type="checkbox"/> B</p> <p><input type="checkbox"/> C</p>	<p><b>【核監】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>核燃料物質、核原料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第 41 条各号に該当しない施設を有する核燃料物質使用者及び核原料物質使用者に対して、立入検査を計画的に実施し、法令の遵守状況等について適切に確認する。</li> </ul>



＜個別表＞

平成 29 年度重点計画の「評価」及び「課題・方向性」 ーⅡ 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施ー

■計画の設定 (Plan)	■計画の実施 (Do)	■計画の実施に対する評価の視点に照らした評価 (Check)		■評価を踏まえた次年度の取組 (Act)
平成 29 年度重点計画	取組・実績の概要 (3. 11 報告の対応箇所を記載)	評価 (改善すべき点等)	達成状況	今後の取組
2. 5. 原子力施設で発生したトラブルの原因究明や再発防止策の確認				
<p>①原子力施設で発生したトラブルの原因究明や再発防止策の確認</p> <p>個別の原子力施設でトラブルが発生した場合には、事業者が行う原因究明と再発防止対策が適切に行われていることについて、規制当局として独立した立場で確認し、評価する。</p>	<p>第 2 章第 2 節 5 項①</p>	<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者の対応の適切性を独立した立場で確認・評価できたか。</li> </ul> <p>【評価 (改善すべき点等)】</p> <p>【実監、緊対室】 A 評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>以下のように対応を実施中(主要な法令報告案件等を例示)。</li> </ul> <p>＜法令報告案件等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-東海第二発電所廃棄物処理棟中地下 1 階タンクベント処理装置室内における液体の漏えいに伴う立入制限区域の設定 (法令報告): 平成 28 年 7 月 25 日 原因・対策の報告を受領、事業者の報告を精査及び都度面談を実施し、平成 29 年 10 月 25 日 委員会報告</li> <li>-志賀 2 号機原子炉建屋等への雨水の流入: 平成 28 年 12 月 26 日 原因・対策の報告を受領、事業者からの報告を精査及び都度面談を実施し、平成 30 年 1 月 10 日 委員会報告</li> <li>-島根 2 号における中央制御室空調換気系ダクト腐食 (法令報告): 平成 29 年 3 月 9 日 原因・対策の報告を受領、事業者の報告を精査及び都度面談を実施し、平成 30 年 1 月 31 日 委員会報告</li> <li>-中部電力株式会社浜岡原子力発電所廃棄物減容処理装置建屋における放射性物質の漏えいに伴う立入制限区域の設定 (法令報告): 平成 29 年 11 月 20 日 原因・対策の報告を受領、事業者の報告を精査中</li> <li>-中部電力株式会社浜岡原子力発電所廃棄物減容処理装置建屋における放射性物質の漏えいに伴う立入制限区域の設定 (法令報告): 平成 30 年 1 月 18 日 法令報告受領、詳細確認中</li> </ul> <p>【核監、緊対室】 A 評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>以下のように対応を実施中(主要な法令報告案件等を例示)。</li> </ul> <p>＜法令報告案件等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター(北地区)燃料研究棟における核燃料物質の飛散による作業員の汚染等に係る事故 (法令報告): 平成 29 年 7 月 21 日、平成 29 年 9 月 29 日、平成 29 年 12 月 27 日、平成 30 年 2 月 13 日 原因・対策の報告を受領、事業者の報告を精査及び都度面談を実施し、平成 30 年 2 月 21 日 委員会報告</li> <li>-原子燃料工業株式会社熊取事業所第 2 加工棟第 2-2 混合室 (管理区域内) におけるウラン粉末の漏えい (法令報告): 平成 29 年 11 月 10 日 原因・対策の報告を受領、事業者の報告を精査及び都度面談を実施し、平成 29 年 11 月 8 日 委員会報告</li> </ul>	<p><input type="checkbox"/> S</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> A</p> <p><input type="checkbox"/> B</p> <p><input type="checkbox"/> C</p>	<p>【実監、緊対室】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き事業者の対応の適切性を独立した立場で確認・評価する。</li> <li>今後の評価においては、潜在的な安全上の影響を考慮し、原子力安全上の対応措置等の教訓に関する考察を加えるなど、平成 29 年度第 63 回原子力規制委員会 (平成 30 年 1 月 31 日) 資料 1-2 に沿った評価を行っていく。</li> </ul> <p>【核監、緊対室】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き事業者の対応の適切性を独立した立場で確認・評価する。</li> <li>今後の評価においては、潜在的な安全上の影響を考慮し、原子力安全上の対応措置等の教訓に関する考察を加えるなど、平成 29 年度第 63 回原子力規制委員会 (平成 30 年 1 月 31 日) 資料 1-2 に沿った評価を行っていく。</li> </ul>



＜個別表＞

平成 29 年度重点計画の「評価」及び「課題・方向性」 ーⅡ 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施ー

■計画の設定 (Plan)	■計画の実施 (Do)	■計画の実施に対する評価の視点に照らした評価 (Check)	■評価を踏まえた次年度の取組 (Act)
平成 29 年度重点計画	取組・実績の概要 (3. 11 報告の対応箇所を記載)	評価 (改善すべき点等)	達成状況 今後の取組
<b>2. 6. 実用発電用原子炉の運転期間延長認可等に係る審査の実施</b>			
①実用発電用原子炉の運転期間延長認可に係る審査の実施 運転期間延長認可の申請があった場合には、厳正かつ適切に審査を行う。	第 2 章第 2 節 5 項①	【評価の視点】 ・ 期限を念頭に置きつつ、運転期間延長に係る審査を厳正かつ適切に実施できたか。  【評価 (改善すべき点等)】 【実審】 A 評価 ・ 事業者からの申請に基づき、東海第二発電所に係る運転期間延長認可申請について厳正かつ適切に審査を進めている。 ・ CNO との意見交換等を踏まえ、運転期間延長認可の申請時期の見直しに係る規則等の改正を行った。また、提案のあった運転期間の科学的技術的妥当性に関する議論については、まず、事業者が現行法制度の下でその議論を行うに足りる十分な技術的根拠やデータを蓄積していく必要がある旨を指摘した。 ・ IRRS での指摘を受け、40 年目の高経年技術評価と運転期間延長認可の手続きに係る実用炉規則の改正を行った。	<input type="checkbox"/> S <input checked="" type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C  【実審】 ・ 運転期間の満了時期を念頭に、引き続き厳正かつ適切に審査を実施する。
②実用発電用原子炉の高経年化対策制度に係る審査の実施 高経年化対策制度に関し、運転開始から 30 年以上を経過する実用発電用原子炉に対して事業者が実施する 10 年ごとの高経年化対策 (保安規定の変更認可) についても厳正かつ適切に審査を行っていく。	第 2 章第 2 節 6 項②	【評価の視点】 ・ 高経年化対策制度に基づく保安規定の変更認可について、厳正かつ適切に審査ができたか。  【評価 (改善すべき点等)】 【実審】 A 評価 ・ 以下のプラントについて、事業者からの申請に基づき厳正かつ適切に審査を進めた。 ①福島第二発電所 4 号炉の保安規定変更認可申請 ②浜岡原子力発電所 3 号炉の保安規定変更認可申請 ・ ③東海第二発電所の保安規定変更認可申請	<input type="checkbox"/> S <input checked="" type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C  【実審】 ・ 引き続き、厳正かつ適切に審査を実施する。
<b>2. 7. 火山活動のモニタリングに係る検討</b>			
①原子炉の停止等に係る判断目安の検討 原子炉の停止等に係る判断の目安について必要なデータを収集し、原子炉安全専門審査会の火山部会において、検討を進める。	第 2 章第 2 節 7 項①	【評価の視点】 ・ 必要なデータ収集を行い、検討が進んだか。  【評価 (改善すべき点等)】 【耐震】 B 評価 ・ 火山活動に係る原子炉の停止等に係る判断の目安については、原子炉火山部会を開催し、基本的考え方の検討の進め方について調査審議を行った。 ・ 今後、判断目安の設定について検討期間を設定し、計画的に検討していくことが必要であるため、体制の強化を図った。	<input type="checkbox"/> S <input type="checkbox"/> A <input checked="" type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C  【耐震】 ・ 火山活動に係る原子炉の停止等に係る判断の目安については、計画的に必要なデータを収集する等により、火山部会において検討を進める。
②原子炉設置者によるモニタリング結果に関する評価 原子炉設置者によるモニタリング結果について、評価を行う。	第 2 章第 2 節 7 項②	【評価の視点】 ・ モニタリングを実施している事業者からの報告を適切に評価できたか。  【評価 (改善すべき点等)】 【耐震】 A 評価 ・ モニタリング結果の評価を年度内に完了することができた。	<input type="checkbox"/> S <input checked="" type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C  【耐震】 ・ 引き続き、原子炉設置者によるモニタリング結果について、適切に評価を行う。

＜個別表＞

平成 29 年度重点計画の「評価」及び「課題・方向性」 ーⅡ 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施ー

■計画の設定 (Plan)	■計画の実施 (Do)	■計画の実施に対する評価の視点に照らした評価 (Check)	■評価を踏まえた次年度の取組 (Act)
平成 29 年度重点計画	取組・実績の概要 (3. 11 報告の対応箇所を記載)	評価 (改善すべき点等)	達成状況 今後の取組
<b>2. 8. もんじゅへの対応</b>			
①高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置に係る対応 高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置が安全かつ迅速に進むよう、監視チーム会合の実施、廃止措置の審査基準の改定等を順次実施する。	第 2 章第 2 節 8 項①	【評価の視点】 ・ 監視チーム会合の実施、廃止措置の審査基準の改定等を実施したか。  【評価 (改善すべき点等)】 【研究炉】 A 評価 ・ 高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置に関し、もんじゅ廃止措置安全監視チーム会合を計 10 回実施する等により、燃料取り出しの機器点検状況の確認を行うとともに廃止措置計画の認可申請書の審査を進めている。 ・ 高速増殖原型炉もんじゅについての「廃止措置計画の認可の審査に関する考え方」及び「廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方」を 4 月 19 日に制定した。	<input type="checkbox"/> S <input checked="" type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C  【研究炉】 ・ 引き続き、高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置が安全かつ着実に進むよう、監視チーム会合等を順次実施する。
<b>2. 9. 東海再処理施設廃止等への対応</b>			
①東海再処理施設の廃止措置に係る対応 東海再処理施設の廃止措置が安全かつ迅速に進むよう、監視チーム会合の実施、廃止措置の審査基準の改定等を順次実施する。 また、機構の施設の廃止に向けた取組について、その対応状況を確認するとともに機構の廃棄物処理・処分への取組を監視チームで適切に確認していく。	第 2 章第 2 節 9 項①	【評価の視点】 ・ 監視チーム会合の実施、廃止措置の審査基準の改定等を実施したか。  【評価 (改善すべき点等)】 【核審】 A 評価 ・ 東海再処理施設について、「廃止措置計画の認可の審査に関する考え方」及び「廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方」をとりまとめた。 ・ 原子力機構から平成 29 年 6 月 30 日に申請された、平成 40 年度末までの 12.5 年で、完了しているガラス固化に係る計画を含めた廃止措置計画について、東海再処理施設等安全監視チームにて確認を行った。 ・ 東海再処理施設の安全確保の取組状況を確認した。 ・ 原子力機構において放射性廃棄物を有する各拠点に係る廃棄物処理フロー及び保管状況を整理した。	<input type="checkbox"/> S <input checked="" type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C  【核審】 ・ 原子力機構による東海再処理施設の廃止措置計画申請について、その内容を平成 30 年上期までに引き続き確認していく
<b>2. 10. 審査結果等の丁寧な説明</b>			
①新規制基準適合性審査等の結果の丁寧な説明 原子力規制委員会が行った新規制基準適合性審査等の結果について、立地自治体等の要請を踏まえて、丁寧に分かりやすく説明を行う。	第 2 章第 2 節 10 項①	【評価の視点】 ・ 立地自治体等からの要請を踏まえた対応が実施できたか。  【評価 (改善すべき点等)】 【企画】 B 評価 ・ 大飯 3, 4 号の審査結果について立地自治体の要請を踏まえ実用炉審査部門、地震・津波審査部門の協力を得て福井地域総括を中心に福井県、京都府内の UPZ 圏内の住民に説明した。また、同審査結果をビデオにまとめ規制委員会ホームページに公開した。 ・ 滋賀県での説明会後に地元住民からいただいた質問に対しては、文面での回答を行った。 ・ 規制と推進を分離すべく、規制庁とエネ庁が同席しないよう調整していたが、質疑応答の際に両者が同席する場が生じた。	<input type="checkbox"/> S <input type="checkbox"/> A <input checked="" type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C  【企画】 ・ 引き続き、必要に応じて地元で審査結果を適切に説明する。その際、規制と推進の分離について、説明会前に事務局である地方自治体に入念に説明をするとともに、プログラムの構成を確認する。

＜個別表＞

平成 29 年度重点計画の「評価」及び「課題・方向性」 — II 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施 —

■計画の設定 (Plan)	■計画の実施 (Do)	■計画の実施に対する評価の視点に照らした評価 (Check)		■評価を踏まえた次年度の取組 (Act)
平成 29 年度重点計画	取組・実績の概要 (3. 11 報告の対応箇所を記載)	評価 (改善すべき点等)	達成状況	今後の取組
<b>2. 11. 安全性向上評価に関するガイドの整備と制度の適切な実施</b>				
<p><b>①安全性向上評価に関するガイドの充実と制度の適切な実施</b></p> <p>事業者から最初の届出が予定されている実用発電用原子炉について準備を行い、「実用発電用原子炉の安全性向上評価に関する運用ガイド」に基づき確認を行うとともに、記載内容の改善を図る検討を行う。</p> <p>また、「加工施設及び再処理施設の安全性向上評価に関する運用ガイド」の充実のため、確率論的リスク評価手法の技術的知見を収集する。</p>	<p>第 2 章第 2 節 11 項①</p>	<p><b>【評価の視点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者からの届出について適切に確認できたか。</li> <li>加工施設及び再処理施設の運用ガイドの改正に向けた検討を行ったか。</li> <li>記載内容の改善を図る検討を行ったか。</li> </ul> <p><b>【評価 (改善すべき点等)】</b></p> <p><b>【実審】 A 評価</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>以下のプラントについて届出書が提出された。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 川内原子力発電所 1 号炉</li> <li>② 川内原子力発電所 2 号炉</li> <li>③ 高浜発電所 3 号炉</li> </ul> </li> <li>実用発電用原子炉の安全性向上評価の継続的な改善に係る会合を開催し、届出書について運用ガイドに基づき確認を行い、事業者の提出する安全性向上評価届出等の記載内容等に係る改善事項をとりまとめ、平成 29 年度第 59 回原子力規制委員会 (平成 30 年 1 月 17 日) において報告し了承された。</li> </ul> <p><b>【核審】 A 評価</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>加工施設及び再処理施設の安全性向上評価に関する運用ガイドの見直しに向けた検討を行うとともに、技術基盤グループで検討を進めているリスク評価手法の例の進捗状況をフォロー及び検討内容の整理を行った。</li> </ul>	<p><input type="checkbox"/> S</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> A</p> <p><input type="checkbox"/> B</p> <p><input type="checkbox"/> C</p> <p><b>【実審】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、事業者からの届出に対し、改善に向けた議論を行っていく。また、平成 29 年度第 59 回原子力規制委員会 (平成 30 年 1 月 17 日) で了承された安全性向上評価届出書の記載内容等に係る改善事項についての事業者の対応状況の確認を行う。</li> </ul> <p><b>【核審】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、技術基盤グループで検討を進めている再処理及び加工施設のリスク評価手法の例をフォローしつつ、運用ガイドの見直しに向けた検討を行っていく。</li> </ul>	
<b>3. 安全性と核セキュリティの両立のための効率的な連携</b>				
<p><b>①原子力安全と核セキュリティの調和に係る適切な実務に向けての取組</b></p> <p>平成 29 年度に運用開始予定の核物質防護情報取扱者指定制度 (仮称) について、適切に運用するほか、被規制者における評価や審査・検査における確認の仕組みについて実効性のあるものとするための検討を行う。</p>	<p>第 2 章第 3 節①</p>	<p><b>【評価の視点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>制度の運用開始に際し適切に対応したか。</li> <li>被規制者における評価や審査・検査における確認の仕組みについて実効性のあるものとするための検討が進んだか。</li> </ul> <p><b>【評価 (改善すべき点等)】</b></p> <p><b>【企画】 A 評価</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>核物質防護秘密を取扱う者に対する信頼性確認のための制度が来年度から運用開始される見込みであることを受け、原子力規制部内における同制度の運用方針について来年度内に部内意見の取りまとめを行う見込み。</li> <li>被規制者に対し核物質防護措置及び保障措置による原子力安全への影響の考慮を求める仕組みについて検討を行っているところ。制度改正審議室が行っている保安のための措置及び保安規定の記載事項の整理状況を踏まえつつ対応方針を取りまとめる見込み。</li> <li>核物質防護措置及び保障措置による原子力安全への影響の考慮に係る被規制者の取組状況を審査や検査等を通じて確認する仕組みについて検討を行っており、関係課室からの情報収集や意見交換等を実施しつつ、年度内に部内の対応方針を取りまとめる見込み。</li> </ul>	<p><input type="checkbox"/> S</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> A</p> <p><input type="checkbox"/> B</p> <p><input type="checkbox"/> C</p> <p><b>【企画】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>核物質防護秘密を取扱う者に対する信頼性確認のための制度について適切に運用する。</li> <li>対応方針を踏まえ、被規制者に対し核物質防護措置及び保障措置による原子力安全への波及的影響の考慮を求めるための仕組みの具体化を検討する。</li> <li>対応方針を踏まえ、核物質防護措置及び保障措置による原子力安全への影響について事業者の取組状況を確認する仕組みの具体化を検討する。</li> </ul>	

＜個別表＞

平成 29 年度重点計画の「評価」及び「課題・方向性」 ーⅡ 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施ー

■計画の設定 (Plan)	■計画の実施 (Do)	■計画の実施に対する評価の視点に照らした評価 (Check)	達成状況	■評価を踏まえた次年度の取組 (Act)
平成 29 年度重点計画	取組・実績の概要 (3. 11 報告の対応箇所を記載)	評価 (改善すべき点等)		今後の取組
4. 放射線障害防止法に係る規制制度の継続的改善 4. 1. 放射線障害防止法に係る制度整備				
<p>①放射線障害防止法に係る制度整備の促進</p> <p>原子力安全対策関連法改正法案成立後、速やかに関係規則等改正を含めた詳細な制度運用の検討を行う。</p>	<p>第 2 章第 4 節 1 項①</p>	<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>規則等改正を含めた詳細な制度運用の検討ができたか。</li> </ul> <p>【評価 (改善すべき点等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>IRRS 報告書の指摘事項等を踏まえて第 193 回国会に提出した改正法は、平成 29 年 4 月に成立・公布された。</li> <li>廃棄に係る特例を含む改正法第 4 条改正については、平成 29 年 12 月に関係政令を公布した。平成 30 年 1 月には、平成 29 年 8 月に開催した第 9 回放射性同位元素使用施設等の規制に関する検討チームにおける検討等を踏まえ、危険時の措置の事前対策、継続的な改善活動を含む関係規則を公布した。(平成 30 年 4 月施行) また、平成 29 年 12 月 13 日の第 55 回原子力規制委員会において、事故等の報告に関する解釈、放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイド及び登録機関に係る審査・検査のガイドを決定した。</li> <li>特定放射性同位元素の防護措置を含む改正法第 5 条改正については、平成 29 年 10 月に開催した第 10 回放射性同位元素使用施設等の規制に関する検討チームにおける検討等を踏まえ、平成 30 年 7 月頃の公布を目指して、関係法令の改正に係る作業を進めている。(平成 31 年 9 月頃施行予定)</li> </ul>	<p><input type="checkbox"/> S</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> A</p> <p><input type="checkbox"/> B</p> <p><input type="checkbox"/> C</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>改正法第 4 条関係法令の施行を踏まえ、事業者への周知、説明を引き続き実施する。</li> <li>改正法第 5 条関係法令の平成 30 年 7 月頃の公布に向けて、各省協議、パブリックコメント等適切に対応する。</li> <li>改正法 5 条改正関係法令は、当該法令の施行に向けて、防護措置の対象事業者を選任を義務付ける防護管理者の候補者向けの講習会、防護措置ガイドラインの作成等を行う。</li> <li>政府内規制当局間での協力に関しては、放射性医療廃棄物の廃棄の合理化や RI 施設等での事故が起きた場合の被ばく傷病者への対応について、厚生労働省・農林水産省と調整を行う。</li> <li>法改正を踏まえた規制制度の検討及び運用においては、放射性同位元素の使用等に関して法目的を達成する上で特に留意すべきものは何かを把握すること及びグレーデッドアプローチを適用し適正な規制の実施を心掛ける。</li> <li>また、放射線障害防止法に新たに防護措置の規制が加わることを踏まえ、セーフティに係る規制とセキュリティに係る規制が業務運営において一体化できるように、人材育成等において連携、調和を図る。</li> </ul>
5. 放射線障害防止法に係る規制の厳正かつ適切な実施 5. 1. 放射線障害防止法に基づく審査及び立入検査				
<p>①放射線障害防止法に基づく審査及び立入検査</p> <p>国内に約 8, 000 ある放射性同位元素等取扱事業所等から提出される申請について、放射線障害防止法に基づく審査を厳正かつ適切に行うとともに、年間約 300 件の立入検査を厳正かつ適切に行う。</p> <p>また、登録認証機関等への立入検査を厳正かつ適切に行う。</p>	<p>第 2 章第 5 節 1 項①</p>	<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射性同位元素等取扱事業所等から提出される申請についての審査及び同事業所等への立入検査を厳正かつ適切に実施できたか。</li> <li>登録認証機関等への立入検査を厳正かつ適切に実施できたか。</li> </ul> <p>【評価 (改善すべき点等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射線障害防止法に基づき、平成 29 年 4 月～平成 30 年 1 月までに約 210 件の立入検査を実施した。</li> <li>登録認証機関等 (17 機関) のうち、平成 29 年 4 月以降の法令改正により業務規程の変更を要する登録試験機関等を含む約半数に対して、平成 29 年 12 月に決定した登録認証機関等に対する立入検査ガイドに基づき、立入検査を実施する。</li> </ul>	<p><input type="checkbox"/> S</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> A</p> <p><input type="checkbox"/> B</p> <p><input type="checkbox"/> C</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>立入検査の実施規程に基づき策定した年間計画に従い、計画的かつ効果的に事業者等への立入検査 (年間約 250～300 件) 及び登録認証機関等 (全体の半分程度) への立入検査を実施する。</li> <li>事業者等への立入検査等を通じて、放射線検査官の力量を高めることを心掛ける。</li> <li>影響の度合いに応じた適正な審査及び立入検査の実施を心掛ける。</li> </ul>

＜総括表＞

平成 29 年度重点計画の「評価」及び「課題・方向性」 ーⅢ 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等

■平成 29 年度重点計画（Plan）に基づく施策の実施（Do）	■中期目標の施策目標（基本的考え方）に照らした評価（Check）	■次年度の課題・方向性（Act）
取組・実績の概要	施策全体としての達成状況に関する認識、評価	施策目標の達成に向けた留意点等
<b>Ⅲ 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等</b>		
<p>【3.11 報告 第 3 章総括（42 ページ）】</p> <p><b>（東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視）</b></p> <p>原子力規制委員会は、東京電力から提出される実施計画の変更認可申請について厳正な審査を行い、今年度は 25 件認可した。</p> <p>認可した実施計画の遵守状況について、現地に駐在する原子力運転検査官による日常的な巡視活動、保安検査、使用前検査、溶接検査及び施設定期検査を実施するなど、東京電力の取組を監視している。</p>	<p>【中期目標の施策目標（基本的考え方）】</p> <p>東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等を着実に実施する。</p> <p>【施策全体としての達成状況に関する認識】</p> <p><b>（東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視）</b></p> <p>東京電力から提出される実施計画の変更認可申請について厳正な審査を行い、今年度は 25 件認可した。</p> <p>また、認可した実施計画の遵守状況について、現地に駐在する原子力運転検査官による日常的な巡視活動、保安検査、本庁施設検査官による使用前検査、溶接検査及び施設定期検査を実施するなど、東京電力の取組を監視している。</p>	<p>【施策目標の達成に向けた次年度の課題等】</p> <p><b>（東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視）</b></p> <p>毎月行っていた事業者との審査進捗状況の確認の面談を隔週に増やし、審査対応が滞っている場合は、早急な対応を求めるとともに、審査経験の蓄積を活用し、審査の円滑化・効率化を図る。また、引き続き関連部署間の連携を図るとともに被規制者からの情報収集を遅滞なく行い、厳正かつ適切な検査に努める。</p>
<p><b>（中期的リスクの低減目標マップ）</b></p> <p>原子力規制委員会は、平成 27 年 2 月に「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ」を策定し、定期的に見直しを行っている。今年度は、ダスト飛散防止・抑制と労働環境改善の項目において進展を確認したことから、平成 29 年 7 月 12 日に「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ（平成 29 年 7 月版）」に改正した。</p> <p>これまでの進捗を踏まえ、東京電力の廃炉作業の工程管理を厳格に行う観点から、現在、改正中。</p>	<p><b>（中期的リスクの低減目標マップ）</b></p> <p>中期的リスクの低減目標マップに示された事項について、今年度完了予定だったものについては、着実に進捗したものと評価する。</p>	<p><b>（中期的リスクの低減目標マップ）</b></p> <p>安全上の観点から優先順位を明確にした中期的リスクの低減目標マップを定期的に改訂し、完了した措置と引き続き監視が必要な措置を明示するなどして、処理した水や廃炉作業に伴って発生する廃棄物の処理等の対策が適切に行われるよう、監視・指導を行う。</p>
<p><b>（東京電力福島第一原子力発電所の事故分析）</b></p> <p>事故についての継続的な分析は、原子力規制委員会の重要な所掌事務の一つであり、技術的な側面から検証を進めている。平成 25 年 3 月の原子力規制委員会において、技術的に解明すべき論点については、「東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会」で扱うこととし、同 5 月から検討会を開催している。特に、東京電力福島第一原子力発電所事故調査委員会未解明問題として規制機関に対し実証的な調査が求められている 7 つの事項については、原子力規制委員会がプラントデータ、解析、現地調査等により技術的な観点からの分析を行い、平成 26 年 10 月の原子力規制委員会において、「東京電力福島第一原子力発電所 事故の分析 中間報告書」として見解を取りまとめた。</p> <p>平成 29 年度は、日本原子力学会において、福島第一原子力発電所構内及び 3 号機オペレーティングフロアにおける線量分布測定と線量低減について発表等を行った。</p>	<p><b>（東京電力福島第一原子力発電所の事故分析）</b></p> <p>事故についての継続的な分析は、原子力規制委員会の重要な所掌事務の一つであり、技術的な側面から検証を進めている。平成 25 年 3 月の原子力規制委員会で、技術的に解明すべき論点について、「東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会」で扱うこととし、同 5 月から検討会を開催している。平成 26 年 10 月の原子力規制委員会で、「東京電力福島第一原子力発電所 事故の分析 中間報告書」として、まずは、東京電力福島第一原子力発電所事故調査委員会未解明問題として、規制機関に対し実証的な調査が求められている 7 つの事項を対象に、プラントデータ、解析、現地調査等により技術的な観点からの分析を行い、原子力規制委員会の見解を取りまとめた。平成 29 年度は、日本原子力学会において福島第一原子力発電所構内及び 3 号機オペレーティングフロアにおける線量分布測定と線量低減について、発表等を行った。</p>	<p><b>（東京電力福島第一原子力発電所の事故分析）</b></p> <p>引き続き、事故分析の解明に向け、サイト内における測定可能箇所の線量測定を実施する。</p>
<p><b>（東京電力福島第一原子力発電所事故後のモニタリング）</b></p> <p>原子力規制委員会は、「総合モニタリング計画」（平成 23 年 8 月 2 日モニタリング調整会議決定、平成 29 年 4 月 28 日改正）に基づき、東京電力福島第一原子力発電所事故後のモニタリングとして、福島県全域の環境一般モニタリング、東京電力福島第一原子力発電所周辺海域及び東京湾のモニタリング等を実施し、解析結果を毎月公表した。</p>	<p><b>（放射線モニタリングの実施）</b></p> <p>東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応として、総合モニタリング計画に基づき、福島県を中心に陸域・海域の放射線モニタリングを実施し、国内外に情報提供した。</p>	<p><b>（放射線モニタリングの実施）</b></p> <p>今後も総合モニタリング計画に基づき、関係府省、地方公共団体等と連携して、陸域・海域の放射線モニタリングを着実に実施し、国内外にわかりやすく情報提供していく。</p>

＜総括表＞

**平成 29 年度重点計画の「評価」及び「課題・方向性」 ーⅢ 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等**

■平成 29 年度重点計画（Plan）に基づく施策の実施（Do）	■中期目標の施策目標（基本的考え方）に照らした評価（Check）	■次年度の課題・方向性（Act）
取組・実績の概要	施策全体としての達成状況に関する認識、評価	施策目標の達成に向けた留意点等
	<p><b>【評価】</b></p> <p><b>（東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施計画については、変更認可申請に対する審査に長期間時間を要するものがあったことから、平成 29 年 4 月時点で 15 件であった審査案件が一時的に 22 件となったことがあった。</li> <li>・ 各種検査については、株式会社神戸製鋼所等による材料データに係る不適切行為について、事業者による検査対象設備への影響評価を確認した後、厳格かつ適切に実施した。</li> </ul> <p><b>（中期的リスクの低減目標マップ）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中長期的リスクの低減目標マップについて、事業者の進捗状況を確認し、その結果を反映させることで、事業者が福島第一原子力発電所における各種のリスクを低減させるために実施すべき事項を示した。</li> </ul> <p><b>（東京電力福島第一原子力発電所の事故分析）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東京電力による調査の進捗状況の報告を受け、その内容について確認した。</li> </ul> <p>総合的に判断して、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等については、おおむね達成していると評価する。</p> <p>（参考）実施施策（小）毎の評価（個別表）</p> <p>S：0 件 A：4 件 B：0 件 C：0 件</p>	

＜個別表＞

平成 29 年度重点計画の「評価」及び「課題・方向性」 -Ⅲ 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等-

■計画の設定 (Plan)	■計画の実施 (Do)	■計画の実施に対する評価の視点に照らした評価 (Check)		■評価を踏まえた次年度の取組 (Act)
平成 29 年度重点計画	取組・実績の概要 (3. 11 報告の対応箇所を記載)	評価 (改善すべき点等)	達成状況	今後の取組
<b>Ⅲ 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等</b>				
<b>1. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視</b>				
<p>①東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視</p> <p>東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ (平成 28 年度 12 月版) に示された一つの事項が早期に達成されるよう規制当局として取り組むとともに、引き続き、実施計画の変更認可申請に対する審査及び認可された実施計画に従った工事の実施や設備の性能等に係る検査を厳正かつ適切に実施する。</p>	<p>第 3 章第 1 節①</p>	<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中期的リスクの低減目標マップに示された事項について、遅延なく進められるよう監視・指導したか。</li> <li>また、実施計画の変更認可申請に対する審査及び認可された実施計画に従った検査について、厳正かつ適切に実施ができたか。</li> </ul> <p>【評価 (改善すべき点等)】</p> <p>【1F 室】 A 評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中期的リスクの低減目標マップに示された事項において、3 号機使用済燃料プール (SFP) のガレキ撤去時等における強化されたダスト飛散対策の実施・監視及び新事務本館建設が完了した。新事務本館の建設により、労働環境改善分野については、設備面での改善が相当程度進んだと評価できることから、当該分野については、当初の目標が完了したものと判断した。中期的リスクの低減目標マップに示された事項について、今年度完了予定だったものについては、着実に進捗したものと評価する。</li> <li>実施計画については、平成 29 年 4 月時点で審査中の変更認可申請は 15 件あり、平成 29 年度中さらに 28 件の申請及び 3 件の取り下げを受けた。そのうち、平成 29 年度において 24 件の認可を行い、着実に実施計画の審査を進めることができた。(平成 30 年 2 月 21 日現在) 一方、審査に長期間を要している申請があったことから、一時的に審査中の申請が 22 件となったことがあった。</li> </ul> <p>【専検】 A 評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>検査等業務を円滑に実施するため、部門内及び他部署との調整並びに被規制者からの情報収集、資源の有効活用を図り、検査を厳格及び適切に実施できた。また、今般、明らかになった検査データの改ざん問題に関し、被規制者による検査対象設備への影響評価を確認した上で、検査を厳格及び適切に実施した。</li> </ul>	<p><input type="checkbox"/> S</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> A</p> <p><input type="checkbox"/> B</p> <p><input type="checkbox"/> C</p>	<p>【1F 室】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ (平成 29 年度 7 月版) に示された 1 つ 1 つの事項が早期に達成されるよう規制当局として取り組む。これまでの進捗を踏まえつつ、特定されたリスクを重点的に、東京電力に実施を求め、その状況を監視する。今後も実施計画の変更認可申請に対する審査を厳正かつ着実に実施する。</li> <li>審査の進捗管理の改善策として、毎月行っていた東京電力との審査進捗状況の確認の面談を隔週に増やし、審査対応が滞っている場合は、早急な対応を求める等審査の円滑化に努める。また、これまでの審査実績を踏まえ、審査の視点を整理する等、審査の円滑化の工夫について検討する。</li> </ul> <p>【専検】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現行検査において、引き続き部門内及び他部署との調整並びに被規制者からの情報収集を滞ることなく行い、厳正かつ適切に検査等業務を実施し、効率的な事務運営に努める。</li> <li>検査等業務に必要な内規を管理し、必要に応じて改善していく。</li> </ul>

＜個別表＞

平成 29 年度重点計画の「評価」及び「課題・方向性」－Ⅲ 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等－

■計画の設定 (Plan)	■計画の実施 (Do)	■計画の実施に対する評価の視点に照らした評価 (Check)		■評価を踏まえた次年度の取組 (Act)
平成 29 年度重点計画	取組・実績の概要 (3. 11 報告の対応箇所を記載)	評価 (改善すべき点等)	達成状況	今後の取組
<b>2. 東京電力福島第一原子力発電所事故の分析</b>				
<p>①継続的な事故の分析</p> <p>東京電力による調査の進捗状況等について確認するとともに、必要に応じて現地調査を実施する。</p>	<p>・ 第 3 章第 2 節①</p>	<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東京電力による調査の進捗状況を確認し、必要に応じて現地調査等を実施したか。</li> </ul> <p>【評価 (改善すべき点等)】</p> <p>【研究炉】 A 評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2017 年 12 月、東京電力より、福島原子力事故における未確認・未解明事項の調査・検討結果第 5 回進捗報告を受け、内容について確認した。</li> <li>サイト内における線量分布測定、ガンマカメラを用いた 2 号機オペレーティングフロア付近の線量分布推定等を行った。また、2017 年 9 月、日本原子力学会において、福島第一原子力発電所構内における線量分布測定と線量低減について、発表を行った。</li> </ul>	<p><input type="checkbox"/> S</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> A</p> <p><input type="checkbox"/> B</p> <p><input type="checkbox"/> C</p>	<p>【研究炉】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>次年度は引き続きサイト内における線量分布測定、そして新たに導入した自動計測システムを用いて原子炉建屋内マッピング等を行う。測定したデータについては整理、分析した上で、関係する国内外の学会等において発表する。</li> </ul>
<p>②事故の分析に係る情報発信等の取組</p> <p>事故の分析に係る成果を海外に積極的に発信するとともに、国際的な調査研究活動等に参加し、国際的な原子力の安全向上に貢献する。</p>	<p>・ 第 3 章第 2 節②</p>	<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事故分析成果の海外への発信により国際的な原子力の安全向上の貢献できたか。</li> </ul> <p>【評価 (改善すべき点等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>OECD/NEA/CSNI-BSAF2 (Benchmark Study of the Accident at the Fukushima Daiichi Nuclear Power Station Project) 計画に参加し、関連する解析評価技術に係る情報交換を実施した。</li> </ul>	<p><input type="checkbox"/> S</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> A</p> <p><input type="checkbox"/> B</p> <p><input type="checkbox"/> C</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>OECD/NEA/CSNI のプロジェクトに参加し、福島第一原子力発電所事故分析に係る国際協力に貢献する。具体的には、BSAF2 に続く新たなプロジェクト設立の準備を進める。</li> </ul>
<b>3. 放射線モニタリングの実施</b>				
<p>①東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応における陸域・海域の放射線モニタリングの実施</p> <p>東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応として、総合モニタリング計画に基づき、関係府省、地方公共団体等と連携して、陸域・海域の放射線モニタリング (帰還困難区域等を対象とした詳細モニタリングを含む) 及び測定結果の分析・評価を着実に実施し、それらの結果を取りまとめて国内外に分かりやすく情報提供する。</p> <p>IAEA との共同モニタリングを進め、モニタリング結果の国際的な信頼性の向上に努める。</p>	<p>・ 第 3 章第 3 節①</p>	<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>モニタリング結果を国内外へ遅滞なく公表できたか。</li> <li>データの信頼性について IAEA から評価を受けたか。</li> </ul> <p>【評価 (改善すべき点等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総合モニタリング計画に基づき、福島県全域の環境一般モニタリング、東京電力福島第一原子力発電所周辺海域及び東京湾のモニタリング等を実施し、解析結果を毎月公表した。モニタリング結果を国内外へ遅滞なく公表している。</li> <li>平成 26 年から平成 28 年に実施した IAEA との試験所間比較分析の結果について、IAEA より日本の海洋モニタリング結果は正確で高い技術水準を有していると、平成 29 年度に評価された。</li> <li>平成 29 年 10 月に IAEA 環境研究所の専門家等が来日し、分析結果の相互比較を行うため、原子力規制庁等と共同で東京電力福島第一原子力発電所近海にて海水、海底土及び水産物を採取した。</li> </ul>	<p><input type="checkbox"/> S</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> A</p> <p><input type="checkbox"/> B</p> <p><input type="checkbox"/> C</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、総合モニタリング計画に基づき、モニタリングに取り組んでいく。</li> <li>引き続き、IAEA との共同モニタリングを進める。1 年に 1 回、分析結果の相互比較に取り組む。</li> <li>リアルタイム線量測定システムについては、平成 32 年度末までに避難指示区域等への重点配置をしていく。</li> </ul>



余白

＜総括表＞

平成 29 年度重点計画の「評価」及び「課題・方向性」 ーⅣ 原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築ー

平成 29 年度重点計画 (Plan) に基づく施策の実施 (Do)	■中期目標の施策目標 (基本的考え方) に照らした評価 (Check)	■次年度の課題・方向性 (Act)
取組・実績の概要	施策全体としての達成状況に関する認識、評価	施策目標の達成に向けた留意点等
<p><b>Ⅳ 原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築</b></p> <p>【3.11 報告 第 4 章総括 (52 ページ)】</p> <p><b>(最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善)</b></p> <p>安全研究、審査等で得られた知見に基づき、有毒ガス防護、高エネルギーアーク損傷 (HEAF) 対策、降下火砕物対策、格納容器代替循環冷却系の設置等に係る規則等の改正を行い、規制基準の継続的改善を行った。</p> <p>また、平成 28 年度に引き続き、炉内等廃棄物の規制基準について検討した。埋設終了後の放射線防護基準について ALARA (As Low As Reasonably Achievable) の考え方を取り入れて、今後規制基準及び審査ガイドの骨子案を策定する予定。</p>	<p>【中期目標の施策目標 (基本的考え方)】</p> <p>最新の科学的・技術的知見を取得するための安全研究を推進するとともに、国内外の情報収集を行い、それらに基づく規制基準の不断の見直しを行う。また、原子力規制人材の確保・育成を行う。</p> <p>【施策全体としての達成状況に関する認識】</p> <p><b>(最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全研究、審査等で得られた知見に基づき、有毒ガス防護、高エネルギーアーク損傷 (HEAF) 対策、降下火砕物対策、格納容器代替循環冷却系の設置等に係る規則等の改正を行い、規制基準の継続的改善を行った。</li> <li>平成 28 年度から引き続き、炉内等廃棄物の規制基準について検討し、埋設終了後の放射線防護基準について ALARA (As Low As Reasonably Achievable) の考え方を取り入れて、今後規制基準及び審査ガイドを策定する予定。</li> </ul> <p>以上のことから、施策目標を概ね達成している。</p>	<p><b>(最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全性に係る当該最新知見の重要性及びそこから導かれる緊急性を勘案の上、必要に応じ随時に実施することとし、規制基準の継続的改善に引き続き努める。</li> <li>規制基準の改定に当たっては、原子力規制部及び法規部門等と連携を密にして、改正案件の精査を行い迅速かつ確かな対応を図る。</li> </ul>
<p><b>(安全研究の実施等による最新の科学的・技術的知見の蓄積)</b></p> <p>「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」に基づく安全研究プロジェクトの企画、実施及び評価、JAEA 安全研究センターとの人事交流、OECD/NEA 及び IAEA 国際共同研究プロジェクトへの参画並びに国内外のトラブル情報の収集・分析を通して、最新の科学的・技術的知見の蓄積を行った。蓄積された知見については、「NRA 技術報告」、論文誌、国際会議プロシーディング、学会発表等により公表した。</p>	<p><b>(安全研究の実施等による最新の科学的・技術的知見の蓄積)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」に基づく安全研究プロジェクトの企画、実施及び評価、JAEA 安全研究センターとの人事交流、OECD/NEA 及び IAEA 国際共同研究プロジェクトへの参画、国内外のトラブル情報の収集・分析を通して、最新の科学的・技術的知見の蓄積を行った。蓄積された知見については、「NRA 技術報告」、論文誌、国際会議プロシーディング、学会発表等により公表した。</li> </ul> <p>以上のことから、施策目標を概ね達成している。</p>	<p><b>(安全研究の実施等による最新の科学的・技術的知見の蓄積)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全研究の成果が原子力規制等において確実に反映されるよう、規制活動におけるニーズ、内外の最新技術動向等を踏まえ、安全研究の成果及びその活用方を明確化した上で安全研究プロジェクトを企画することとしており、科学的、技術的知見の蓄積に引き続き努める。</li> </ul>
<p><b>(原子力規制人材の確保及び育成の仕組みの確立)</b></p> <p>安全審査・検査、原子力防災、安全研究等の業務を中心に職員の公募を行い、実務経験者を採用した。また、将来の原子力規制行政を担う職員の確保のため積極的な採用活動を行い、原子力規制庁独自の採用試験も有効活用して、新人職員の採用を行った。</p> <p>原子力規制委員会職員の人材育成については、これまでに引き続き、原子力安全人材育成センターにおいて、重大事故等への対応能力向上のためのプラントシミュレータ等を活用した実践的な研修等の各種研修を整備し、計画的に実施するとともに、強化・充実を図った。</p> <p>また、改正原子炉等規制法による新しい規制制度等に的確に対応するため、平成 29 年の 7 月、原子力検査、原子力安全審査、保障措置査察、危機管理対策及び放射線規制の 5 分野において、高度の専門的な知識及び経験が求められる職に就くための資格制度を導入するとともに、これに対応した新たな教育訓練体制の整備を行った。</p>	<p><b>(原子力規制人材の確保及び育成の仕組みの確立)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民間等の実務経験者 35 名の採用を行い、平成 29 年度の定員増員分に見合う採用者数を概ね確保した。新人職員の採用について、25 名の内定者 (総合職 4 名、一般職 15 名、原子力工学系職員試験 3 人、研究職選考採用試験 3 人) を確保した。国家公務員採用試験 (総合職、一般職) からの採用者に占める女性の割合は 31% (19 名中 6 名) となり、目標の 30% を上回った。</li> <li>原子力規制人材の育成については、人材育成の基本方針に基づく人材育成施策に則り、研修用プラントシミュレータを着実に整備するとともに、新しい検査制度等に的確に対応するため、検査官の資格付与の方法として新たな資格制度を今年度から導入した。これに対応した教育訓練の導入プログラム整備については、平成 30 年 4 月から開始できるよう最終的な整備を進めている。また、人材育成に資する力量管理については全職員への試行を進め、知識管理制度についてもセミナーの開催等により着実に職員に定着しつつある。</li> </ul>	<p><b>(原子力規制人材の確保及び育成の仕組みの確立)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>来年度も引き続き実務経験者の確保を継続的に行い、定員数を概ね充足する。また、来年度も引き続き 20 名程度の新人職員の確保を図るとともに、女性職員の積極採用にも取り組む。今年度策定した教育訓練課程を実施し、効果的な運用を図る。</li> <li>今後は左に掲げた人材育成施策の有効性を測定する方を検討し、必要な改善を進めていく。</li> </ul>
<p>【評価】</p> <p>総合的に判断して、原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築については、おおむね達成していると評価する。</p> <p>(参考) 実施施策 (小) 毎の評価 (個別表)</p> <p>S : 1 件 A : 10 件 B : 4 件 C : 0 件</p>		

＜個別表＞

平成 29 年度重点計画の「評価」及び「課題・方向性」 -IV 原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築-

■計画の設定 (Plan)	■計画の実施 (Do)	■計画の実施に対する評価の視点に照らした評価 (Check)		■評価を踏まえた次年度の取組 (Act)
平成 29 年度重点計画	取組・実績の概要 (3. 11 報告の対応箇所を記載)	評価 (改善すべき点等)	達成状況	今後の取組
<b>IV 原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築</b>				
<b>1. 最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善</b>				
<b>1. 1. 規制基準の継続的改善</b>				
<p><b>①規制基準の見直し</b></p> <p>規制基準等について、最新知見反映プロセス等を踏まえつつ必要な見直し等の検討を行う。</p> <p>特に、有毒ガス防護、高エネルギーアーク損傷対策、竜巻影響評価に関して、第 1 四半期を目途に規則等の改正、関連ガイドの制定・改定を行う。</p> <p>また、使用済燃料輸送・貯蔵兼用キャスクによる発電所内貯蔵、発電用原子炉施設への降下火砕物の影響評価に関して検討を行い、第 2 四半期を目途に必要な規則等・ガイドの改定等を行う。</p> <p>さらに、安全文化醸成活動評価ガイド及び原因分析活動評価ガイドについて年度内を目途に制定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 4 章第 1 節 1 項①</li> </ul>	<p><b>【評価の視点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>最新知見等を踏まえ、着実に規制基準等の見直し等の検討を行っているか。</li> <li>期限内までに実施できたか。</li> </ul> <p><b>【評価 (改善すべき点等)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有毒ガス防護、高エネルギーアーク損傷対策及び発電用原子炉施設への降下火砕物の影響評価に関して、規則等の改正、関連ガイドの制定・改定を実施した。</li> <li>使用済燃料輸送・貯蔵兼用キャスクによる発電所内貯蔵について、基準見直しの考え方を委員会に報告し、年度内に規則等の改正案を委員会に諮る予定。</li> <li>竜巻影響評価について、技術情報検討会にて検討結果の報告を行う予定。</li> <li>安全文化及び原因分析のガイドについては、検討チームを 5 回実施。年度内にさらに 2 回実施し、ガイドの素案を作成する予定。</li> <li>規制基準等の随時見直しとして、審査の知見の反映である「地震時の燃料被覆材の放射性物質の閉じ込め機能に係る措置」、「動的機能保持に関する評価」、「柏崎刈羽原子力発電所 6 号炉及び 7 号炉の新規制基準適合性審査を通じて得られた技術的知見の反映」について規則等の改正を行った。また、「特定重大事故等対処施設の構造及び強度」、「内部溢水」について、年度内に規則等の改正を行う予定。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> S <input checked="" type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全性に係る当該最新知見の重要性及びそこから導かれる緊急性を勘案の上、必要に応じ随時に実施することとし、規制基準の継続的改善に引き続き努める。</li> <li>規制基準の改定に当たっては、原子力規制部及び法規部門等と連携を密にして、改正案件の精査を行い迅速かつ的確な対応を図る。</li> </ul>
<p><b>②民間規格の活用</b></p> <p>民間規格の活用の在り方について、第 2 四半期を目途に課題・論点を整理し、原子力規制委員会において検討を行う。</p> <p>また、維持規格の技術評価について、第 2 四半期を目途に技術評価書の策定、技術基準規則解釈の改正等を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 4 章第 1 節 1 項②</li> </ul>	<p><b>【評価の視点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>それぞれの期限内までに実施できたか。</li> </ul> <p><b>【評価 (改善すべき点等)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学協会規格策定委員会への関わり等について論点整理と庁内の意見調整に時間を要し、第 2 四半期での達成は困難となった。見直し案の規制部との調整については 1 月に終了したので、学協会との意見交換も含め、年度内をめどに見直しの検討を進める。</li> <li>また、維持規格の技術評価については、技術評価の過程で抽出された要検討課題に関して、規制要求すべきかどうかの判断材料集めと論点整理に時間を要していることから、年度内での達成は困難となった。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> S <input type="checkbox"/> A <input checked="" type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C	<ul style="list-style-type: none"> <li>学協会との意見交換も踏まえ、年度内をめどに見直しの検討を進め、民間規格の活用の在り方について第 1 四半期を目処に、規制委員会に諮る。</li> <li>維持規格の技術評価については、技術評価の過程で抽出された要検討課題に関して、規制要求すべきかどうか引き続き検討する。</li> </ul>

＜個別表＞

平成 29 年度重点計画の「評価」及び「課題・方向性」 -Ⅳ 原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築-

■計画の設定 (Plan)	■計画の実施 (Do)	■計画の実施に対する評価の視点に照らした評価 (Check)	■評価を踏まえた次年度の取組 (Act)
平成 29 年度重点計画	取組・実績の概要 (3. 11 報告の対応箇所を記載)	評価 (改善すべき点等)	達成状況 今後の取組
<b>1. 2. 廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討</b>			
①廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討 中深度処分について、放射線防護基準の考え方を取り込んだ規制基準等の骨子案について第 1 四半期を目的にとりまとめ、規制基準等の案を年度内に策定する。 また、IRRS における課題を踏まえ、原子力施設の廃止措置後のサイト解放基準の案について第 1 四半期を目的にとりまとめる。	・ 第 4 章第 1 節 2 項①	【評価の視点】 ・ 期限内までに実施できたか。  【評価 (改善すべき点等)】 ・ 廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討チーム及び原子力規制委員会での議論を踏まえ、ALARA の考え方を取り込んだ規制基準等の案を取りまとめ、来年度上期に意見募集に諮る予定。 ・ サイト解放基準の案については、上記検討と並行して検討を進めているため、当初の目標からは遅れており、来年度上期に取りまとめる予定。	<input type="checkbox"/> S <input type="checkbox"/> A <input checked="" type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C ・ 意見募集を行い、規制基準等の策定を行う。
<b>2. 安全研究の実施等による最新の科学的・技術的知見の蓄積</b> <b>2. 1. 安全研究の推進</b>			
①安全研究の積極的な実施 「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」(平成 28 年 7 月 6 日原子力規制委員会)及び「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針 (平成 29 年度以降の安全研究に向けて)」(平成 28 年 7 月 13 日原子力規制委員会)に基づき安全研究を実施し、その成果については、NRA 技術報告、論文等により積極的に公表する。	・ 第 4 章第 2 節 1 項①	【評価の視点】 ・ 安全研究の成果を NRA 技術報告、論文等により積極的に公表できたか。  【評価 (改善すべき点等)】 ・ 「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」及び「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針 (平成 29 年度以降の安全研究に向けて)」に基づき、13 研究分野 30 件の安全研究プロジェクトを概ね計画通り実施した。その成果については、国内外の学会等で積極的に発表するとともに、NRA 技術報告 1 件の取りまとめや学会等の論文誌への掲載、国際会議プロシーディングの公表を行っており、目標は達成した。 ・ 成果公表の更なる推進のために、技術文書のカテゴリ及び承認プロセスを再検討し、研究成果の多様な公表を可能とする仕組みを整備した。	<input type="checkbox"/> S <input checked="" type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C ・ 「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」などに基づき、安全研究を実施するとともに、成果の公表については目標設定を行うことにより、安全研究の成果を積極的に公表していく。
②安全研究の方針に関する策定 平成 30 年度以降の安全研究について、「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針 (平成 30 年度以降の安全研究に向けて)」について第 1 四半期を目的に策定する。	・ 第 4 章第 2 節 1 項②	【評価の視点】 ・ 期限内までに実施できたか。  【評価 (改善すべき点等)】 ・ 第 21 回原子力規制委員会 (平成 29 年 7 月 5 日)において「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針 (平成 30 年度以降の安全研究に向けて)」を策定したことから、目標は達成した。	<input type="checkbox"/> S <input checked="" type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C ・ 今後も次年度の実施方針を第 1 四半期を目的に策定する。
③安全研究企画・見直し進め方に基づく着実な実施 安全研究プロジェクトについて事前及び事後評価について第 2 四半期を目的に、中間評価について第 3 四半期を目的に、年次評価について年度末までに実施し、その結果を研究内容等に反映させる。	・ 第 4 章第 2 節 1 項③	【評価の視点】 ・ 期限内までに実施できたか。  【評価 (改善すべき点等)】 ・ 本年度の安全研究評価活動において、安全研究プロジェクトの事後及び中間評価について、評価のあり方などの検討に時間を要したが、第 63 回原子力規制委員会 (平成 30 年 1 月 31 日)において、平成 28 年度に終了した安全研究プロジェクト 20 件を対象とした事後評価、及び研究期間が 5 年以上で前回の中間評価から一定期間を経過した安全研究プロジェクト 2 件を対象とした中間評価それぞれについて、その結果の了承を得ており、概ね目標は達成した。 ・ 第 68 回原子力規制委員会 (平成 30 年 2 月 28 日)において、原子力規制庁が実施した安全研究プロジェクトの実施状況に関する平成 29 年度の年次評価の結果について、マネジメントシステムの一部として原子力規制庁より報告する予定のため、目標は達成できる見込み。	<input type="checkbox"/> S <input type="checkbox"/> A <input checked="" type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C ・ 安全研究のより効果的・効率的な実施に向けて、評価に客観性を持たせるなど検討する。

＜個別表＞

平成 29 年度重点計画の「評価」及び「課題・方向性」 -Ⅳ 原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築-

■計画の設定 (Plan)	■計画の実施 (Do)	■計画の実施に対する評価の視点に照らした評価 (Check)		■評価を踏まえた次年度の取組 (Act)
平成 29 年度重点計画	取組・実績の概要 (3. 11 報告の対応箇所を記載)	評価 (改善すべき点等)	達成状況	今後の取組
<p>④国際共同研究プロジェクト活動への参画</p> <p>構築した日本原子力研究開発機構安全研究センターと相互の人材交流の枠組みを活用し引き続き人材交流を行うとともに、国際共同研究プロジェクト活動に協力して参画する。</p>	<p>第 4 章第 2 節 1 項④</p>	<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>積極的に人材交流及び国際共同研究プロジェクト活動の参画を行ったか。</li> </ul> <p>【評価 (改善すべき点等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全研究に係る国際活動 に関して、OECD/NEA CSNI 傘下の各ワーキンググループ及び上級専門家会合 SESAR/CAF2 等について、JAEA と連携・協力した参画を進めており、目標を達成している。</li> <li>人材交流として、原子力規制庁から 13 名の職員を JAEA 安全研究センターに派遣するとともに、JAEA 安全研究センターから 3 名の職員の規制庁への派遣を受け入れ、昨年度以上の実績があり、目標を達成している。合わせて共同研究による人材交流を促進するため、平成 29 年 4 月に策定した共同研究実施規程に基づき、平成 29 年度に JAEA 安全研究センターと 2 件の共同研究を開始した。</li> </ul>	<p><input type="checkbox"/> S</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> A</p> <p><input type="checkbox"/> B</p> <p><input type="checkbox"/> C</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後も人材交流や共同研究の進捗の進め方等について意見交換を行うため、JAEA 安全研究センターとの間で情報交換会を開催し、引き続き人材交流及び安全研究に係る国際活動への参画について連携・協力を進める。</li> </ul>
2. 2. 国内外のトラブル情報の収集・分析				
<p>①国内外のトラブル情報に係る収集・分析</p> <p>技術情報検討会及び原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会を定期的に開催し、国内外で発生した事故・トラブル及び海外における規制動向に係る情報を収集・分析する。</p>	<p>第 4 章第 2 節 2 項①</p>	<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国内外の事故・トラブル及び海外における規制動向に係る情報を十分に収集・分析したか。</li> </ul> <p>【評価 (改善すべき点等)】</p> <p>【企画】A 評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国内外の事故・トラブルに係る情報について、公開情報はもとより、国際的枠組みや二国間の枠組を用いて前広に情報収集した。収集した情報については、担当レベルでスクリーニングした後、技術情報検討会 (本年度内に 5 回開催) において同スクリーニング情報を精査した。</li> <li>技術情報検討会については、一部の非開示情報を除き資料を公開するとともに議事概要を公開した。なお、同検討会については定期的に開催したが、委員の交代時期前後において開催間隔が通常より長くなることがあった。</li> <li>また、精査の結果については、原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会 (本年度内に 4 回開催) へ報告し、助言を受けた。</li> <li>更に、スクリーニング結果については、規制に反映すべき事項については適宜、それ以外のものについては、原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会における議論の後、原子力規制委員会に報告した。</li> <li>事故・トラブル情報や事業者からの申請書の保存用のデータベースについては、必要に応じて職員に活用されている。</li> </ul>	<p><input type="checkbox"/> S</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> A</p> <p><input type="checkbox"/> B</p> <p><input type="checkbox"/> C</p>	<p>【企画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>次年度も引き続き、情報収集、スクリーニングを実施した上で技術情報検討会及び原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会を定期的に開催し、国内外の事故・トラブル及び海外における規制動向に係る情報の収集・分析を着実に実施する。</li> </ul>
<p>②収集・分析した情報の規制制度への反映等</p> <p>国内外の事故・トラブル及び海外における規制動向を分析した結果等により、必要であると判断された場合に、規制制度に反映する。また、規則制度を改正等した場合には、それに伴う審査及び検査を厳正かつ適切に実施する。</p>	<p>第 4 章第 2 節 2 項②</p>	<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>それぞれの期限内までに実施できたか</li> </ul> <p>【評価 (改善すべき点等)】</p> <p>【企画】B 評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>規則案の準備や施行に際しては、原子力規制部内の意見を集約・反映に努めるとともに、事業者の意見を聴取すべく公開の会合を行うなどして、改正案及び経過措置期間が適切なものとなるように努めた。(例えば、HEAF については、公開の会合等で改正案及び経過措置期間等につき事業者と議論を行った。)</li> </ul>	<p><input type="checkbox"/> S</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> A</p> <p><input type="checkbox"/> B</p> <p><input type="checkbox"/> C</p>	<p>【企画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>審査を通じ新たな規制につながる可能性のある事案の抽出を適切に行うとともに、原子力規制企画課制度班を中心とし原子力規制部内、技術基盤課との連携の強化を図りつつ、適切に基準化の作業を進める。</li> </ul>

＜個別表＞

平成 29 年度重点計画の「評価」及び「課題・方向性」 -Ⅳ 原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築-

		<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな規制につながる可能性のある事案について、検討に着手するまでに時間を要したことや、委員会に諮る予定の規則改正案（技術基盤課作成）について、原子力規制部内での検討時間に余裕がない場合が多々あった。このような問題点を解消すべく、原子力規制企画課制度班の体制を見直し、同班が中心となり、原子力規制部内において審査を通じ新たに規制につながる可能性のある事案の掘り起こしを適切に行い、技術基盤課との連携の強化に向けて努めている。</li> </ul> <p>【実審】A 評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>動的機能維持、柏崎刈羽原子力発電所の審査知見並びに特定重大事故等対処施設の構造及び強度に関する規則等の改正を迅速に行い、規制基準に反映した。また、改正後の基準に基づき、厳正かつ適切に審査を進めた。</li> </ul> <p>【核審】A 評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実用炉発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の一部改正を受け、関係規則等への水平展開を図り、改正のための準備を進めた。</li> </ul> <p>【耐震】A 評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>審査で中長期課題となっていた「震源を特定せず策定する地震動」について事業者による検討に時間を要していたことから、昨年夏頃から庁内における検討を開始し、平成 29 年 11 月 29 日の原子力規制委員会において、「震源を特定せず策定する地震動に関する検討チーム」を設置し、検討を進める方針が了承された。この方針に基づき、下半期においては、年度内に検討チーム会合を 3 回実施するなど、精力的に検討を進めた。</li> </ul> <p>【専検】A 評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実用炉規則別表の改正及び基準等の改正に関して、検査等への影響がないことを確認した。</li> </ul> <p>【実監】A 評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有毒ガス防護に係る基準規則等の改正を踏まえ、当該改正に係る経過措置期間中に起動し、又は起動状態にある発電用原子炉施設等については、空気呼吸具の配備を求めるとともに、保安検査等で確認していくこととしたことから（平成 29 年 4 月 5 日 原子力規制委員会決定）、高浜 3, 4 号機、伊方 3 号機、川内 1, 2 号機、大飯 3, 4 号機及び玄海 3, 4 号機において配備状況等の確認を行った。</li> </ul> <p>【核監】A 評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有毒ガス防護に係る基準規則等の改正を踏まえ、六ヶ所再処理施設については、空気呼吸具の配備を求めるとともに、配備状況については保安検査等で確認していくこととした。（平成 29 年 4 月 5 日 原子力規制委員会決定）</li> <li>なお、六ヶ所再処理施設については、委員会指示文書に定められた期日までに配備する方針であることを面談等にて確認した。</li> </ul>	<p>【実審】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、必要と判断される場合には、規制制度への反映を迅速に行い、それに伴う審査を厳正かつ適切に実施する。</li> </ul> <p>【核審】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2 月中旬頃に、意見募集を行う予定である。</li> </ul> <p>【耐震】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、震源を特定せず策定する地震動について、必要なデータを収集し、検討チームにおいて検討を進める。</li> </ul> <p>【専検】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>規則、基準等の改正や行政指導文書の発出の把握に努め、部門内及び他部署との調整を図り、必要に応じ内規等の改正を行うとともに、国内外の事故・トラブル等に適切に対応していく。</li> </ul> <p>【実監】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有毒ガス防護に係る基準規則等の改正への対応も含め、引き続き規則制度を改正等した場合に伴う検査を厳正かつ適切に実施する。</li> </ul> <p>【核監】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有毒ガス防護に係る基準規則等の改正への対応も含め、引き続き規則制度を改正等した場合に伴う検査を厳正かつ適切に実施する。</li> </ul>
--	--	---	--

＜個別表＞

平成 29 年度重点計画の「評価」及び「課題・方向性」 -Ⅳ 原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築-

■計画の設定 (Plan)	■計画の実施 (Do)	■計画の実施に対する評価の視点に照らした評価 (Check)	達成状況	■評価を踏まえた次年度の取組 (Act)
平成 29 年度重点計画	取組・実績の概要 (3. 11 報告の対応箇所を記載)	評価 (改善すべき点等)		今後の取組
<b>3. 原子力規制人材の確保及び育成の仕組みの確立</b>				
<b>3. 1. 人材の確保</b>				
<p><u>①実務経験者に関する人材の確保</u></p> <p>安全審査・検査、原子力防災、安全研究等に係る体制強化のために優れた知識や技術を有する民間等の実務経験者の確保を継続的に実施する。</p> <p>特に、平成 29 年度に増員となった定員分について、年度中に充足するように職員の採用を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 4 章第 3 節 1 項①</li> </ul>	<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 29 年度増員分に見合う、37 名以上の採用者数を確保できたか。</li> </ul> <p>【評価 (改善すべき点等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民間等の実務経験者 35 名の採用を行い、平成 29 年度の定員増員分に見合う採用者数を概ね確保した。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> S <input checked="" type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C	<ul style="list-style-type: none"> <li>来年度も引き続き実務経験者の確保を継続的にを行い、定員数を概ね充足する。</li> </ul>
<p><u>②新規採用者に関する人材の確保</u></p> <p>原子力規制庁独自の採用試験を有効活用しつつ、今後の活躍が期待できる若手職員を採用し、原子力規制を担う職員を確保する。これら若手職員の採用に当たっては、第 4 次男女共同参画基本計画に定める目標を踏まえ、女性職員を積極的に採用する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 4 章第 3 節 1 項②</li> </ul>	<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>20 名程度の採用者数を確保できたか。</li> <li>国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合を 30%以上とできたか。</li> </ul> <p>【評価 (改善すべき点等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新人職員の採用について、25 名の内定者 (総合職 4 名、一般職 15 名、原子力工学系職員試験 3 人、研究職選考採用試験 3 人) を確保した。</li> <li>国家公務員採用試験 (総合職、一般職) からの採用者に占める女性の割合は 31% (19 名中 6 名) となり、目標の 30%を上回った。</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> S <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C	<ul style="list-style-type: none"> <li>来年度も引き続き 20 名程度の新人職員の確保を図るとともに、女性職員の積極採用にも取り組む。</li> </ul>
<p><u>③原子力規制人材育成事業に関する取組</u></p> <p>原子力規制人材を着実に進めることを目的として、原子力規制・原子力安全を担う人材を確保・育成するため、原子力規制人材育成事業を平成 29 年度も継続して実施するとともに、新規事業を公募・審査し、採択案件を決定し、事業を開始する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 4 章第 2 節 1 項③</li> </ul>	<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適切な規模 (1000 万円～3000 万円程度) の事業を 3 件～10 件程度採択できたか。</li> </ul> <p>【評価 (改善すべき点等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画通り適切な規模の事業を 5 件採択し、補助金交付決定を完了した。</li> <li>また、9 月には採択事業者を集めた意見交換会を開催した。良好事例の紹介やディスカッションを行い、事業の質向上に向けた取組を開始した。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> S <input checked="" type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C	<ul style="list-style-type: none"> <li>次年度は今年度採択した 5 件を含めた継続実施を行っていくとともに、事業者を集めた意見交換会を開催するなど、事業者とのコミュニケーションを図り、3 年目となる事業の更なる質向上に取り組む。</li> </ul>
<b>3. 2. 研修体系の整備</b>				
<p><u>①新検査制度等に対応する資格制度及び教育・訓練体制の整備</u></p> <p>平成 32 年度から開始される新しい検査制度及び放射線規制に対応する原子力検査官、放射線検査官、危機管理対策官、原子力安全審査官の力量を担保する資格制度を導入する。</p> <p>また、既存の研修施設を有効に活用することなどによる教育・訓練の実施体制の整備を着実に進めるとともに、現検査官に対して新しい検査制度及び放射線規制に対応した追加的研修の受講を促進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 4 章第 3 節 2 項①</li> </ul>	<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 29 年 10 月までに資格制度を整備し、運用を開始したか。</li> <li>平成 30 年度初頭から新たな資格制度に基づく研修・訓練が可能になるよう、年度末までに教育・訓練の実施体制の整備を完了させたか。</li> <li>新検査制度に向けて追加的に受講すべき研修の特定及び補充の研修の企画を行い、プラントシミュレータを活用しつつ研修を実施できたか。</li> <li>原子力安全研修所の稼働率は 60%以上であったか。</li> </ul> <p>【評価 (改善すべき点等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資格制度については、任用に関する訓令及び任用資格に係る細則類を 7 月に制定し、様式・帳票類及び資格認定マニュアルを整備、危機管理対策資格、保障措置査察資格、原子力安全審査資格の口頭試問を実施し資格認定事務を開始した。</li> <li>新たな資格制度に基づく研修・訓練については、各課と協力し全庁的な意見を集約し、カリキュラム・テキスト類の整備が完了する見込み。また、自学習室やマニュアル類も整備しており、平成 30 年度初頭には実施体制の整備が完了予定。</li> <li>新検査制度に向けて追加的に受講すべき研修については、前倒しで行う研修について特定し、周知し、受講の促進を図るとともに、概略の対象者数を把握し次年度の研修計画に反映した。原子力安全研修所の 12 月末時点の稼働率 58.9%。年度末 60%達成見込み。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> S <input checked="" type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、資格事務を着実に進めるとともに、4 月からの新課程生受入に万全を期して臨む。</li> <li>研修・訓練の有効性を適切に評価する方策を検討し、研修・訓練の効果を適切に測定できる指標を取り入れる。</li> <li>研修・訓練の実施においては、上述の指標を活用し、評価・改善につなげていく。</li> <li>平成 30 年 2 月 14 日の原子力規制委員会にて指摘があった新たな資格制度に基づく研修訓練においては、圧力計等計測機器類の作動原理等について座学や実技訓練を取り入れて、現場に則した知識・技能の向上を図る。</li> </ul>

＜個別表＞

平成 29 年度重点計画の「評価」及び「課題・方向性」 -Ⅳ 原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築-

■計画の設定 (Plan)	■計画の実施 (Do)	■計画の実施に対する評価の視点に照らした評価 (Check)		■評価を踏まえた次年度の取組 (Act)
平成 29 年度重点計画	取組・実績の概要 (3. 11 報告の対応箇所を記載)	評価 (改善すべき点等)	達成状況	今後の取組
<b>3. 3. 力量管理</b>				
<p>①力量管理の運用と研修内容の充実</p> <p>検査官等について、既存の標準キャリアマップの必要な改善を行うとともに、平成 32 年度に開始される新しい検査制度に対応した教育訓練カリキュラム作成を継続し、それに応じた標準キャリアマップの整備について検討を開始するとともに、力量管理システムの利用促進を検討する。</p> <p>また、検査官等以外の職員については、整備されたキャリアマップを用いて力量管理の試行運用を開始するとともに、これを踏まえて研修ニーズの分析を行う。</p>	<p>第 4 章第 3 節 3 項①</p>	<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新しい検査制度に対応した教育訓練カリキュラムを踏まえた標準キャリアマップについて検討をすすめ、作成に着手したか。</li> <li>力量管理システムの利用促進策が取りまとめられたか。</li> <li>検査官等以外の職員が力量管理の試行運用を開始し、これを踏まえて研修ニーズの分析を行い、研修企画に活用したか。</li> </ul> <p>【評価 (改善すべき点等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新検査制度の標準キャリアマップへの反映については作業方針案を作成し、年度末までに力量検討会において検討することで作成に着手する予定。</li> <li>システムについては利用者からの評価を分析し、システム改修計画を作成。</li> <li>センターで先行的に実施した力量管理の試行運用結果から得られたノウハウを上期中にまとめ、下期に作成した庁内発注用資料により全庁への展開を行った。</li> <li>全庁的に力量管理への取組について前向きな雰囲気を醸成できた。</li> </ul>	<p><input type="checkbox"/> S</p> <p><input type="checkbox"/> A</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> B</p> <p><input type="checkbox"/> C</p>	<p>引き続き、新検査制度と力量管理との整合を整理し、システム改修を実施し、力量管理制度と新課程研修をリンクさせた運用を行えるよう検討を進める。</p>
<b>3. 4. 知識管理</b>				
<p>①知識伝承・知識管理の推進</p> <p>引き続きセミナーの開催などを通じて行政経験の伝承を行うとともに、前年度に作成した知識管理に係るガイドに則し、原子力規制委員会が保有する行政や技術に関する知識の伝承及び管理を進める。</p>	<p>第 4 章第 3 節 4 項①</p>	<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>知識管理ガイドに則し、部署ごとに知識管理計画が整備され、進捗状況が評価されているか。</li> </ul> <p>【評価 (改善すべき点等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>9 月に臨時人材育成推進会議にて、全課室の知識管理の取組を議論したことにより全庁的に知識管理への取組について前向きな雰囲気を醸成でき、各部署の知識管理計画が整備された。年度末に各部署において実施する知識管理年度計画の実績評価フォーマットを作成し各課における知識管理計画の評価を行う予定。</li> <li>原子力安全規制セミナーを当初計画どおり 7 回開催し、行政経験の伝承に貢献した。</li> </ul>	<p><input type="checkbox"/> S</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> A</p> <p><input type="checkbox"/> B</p> <p><input type="checkbox"/> C</p>	<p>引き続き、庁内の知識管理の取組について監査室等と連携し推進する。</p>



余白

＜総括表＞

平成 29 年度重点計画の「評価」及び「課題・方向性」－V 核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施－

■平成 29 年度重点計画（Plan）に基づく施策の実施（Do）	■中期目標の施策目標（基本的考え方）に照らした評価（Check）	■次年度の課題・方向性（Act）
取組・実績の概要	施策全体としての達成状況に関する認識、評価	施策目標の達成に向けた留意点等
<p><b>V 核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施</b></p> <p>【3.11 報告 第 5 章総括（61 ページ）】</p> <p><b>（核セキュリティ対策の強化）</b></p> <p>IAEA の国際核物質防護諮問サービス（IPPAS）ミッションで示された勧告事項や助言事項については、関係省庁と協議しつつ、関係規則の改正等継続的な改善に取り組んでいる。また、我が国は IAEA に対し IPPAS フォローアップミッションを要請し、IAEA から平成 30 年秋を目途に同ミッションを実施する旨の回答があった。</p> <p>個人の信頼性確認制度については、対象となる発電用原子炉設置者、再処理事業者等から申請された核物質防護規定の変更を、原子力規制委員会が平成 29 年 10 月 31 日付けで認可したことに伴い、翌日より運用が開始された。</p> <p>核物質防護検査においては、個人の信頼性確認制度の開始に当たっての取組状況やサイバーセキュリティ対策を含めた防護措置等の確認を行った。</p>	<p>【中期目標の施策目標（基本的考え方）】</p> <p>核セキュリティ対策を強化するとともに、国際約束に基づく保障措置の着実な実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制を行う。</p> <p>【施策全体としての達成状況に関する認識】</p> <p><b>（核セキュリティ対策の強化）</b></p> <p>平成 29 年度は以下のとおり、前年度に引き続き核セキュリティ対策の強化、国際約束に基づく保障措置の着実な実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制を行った。これにより、中期目標に照らし、平成 29 年度は前年度より確実に進捗させることができたものと認識している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>IPPAS ミッションで示された勧告事項や助言事項については、関係省庁と協議しつつ、継続的な改善を実施した。</li> <li>我が国は IAEA に対し IPPAS フォローアップミッションを要請し、IAEA からは平成 30 年秋を目途に同ミッションを実施する用意がある旨の回答を得た。</li> <li>同ミッションの受入れに向け、IAEA と具体的な調整を行った。</li> <li>個人の信頼性確認については、対象となる発電用原子炉設置者、再処理事業者等から申請された核物質防護規定の変更について、原子力規制委員会が法令に照らし厳正に審査した結果、平成 29 年 10 月 31 日付けで認可した。</li> <li>核物質防護検査において、個人の信頼性確認制度の開始に当たっての取組状況や、サイバーセキュリティ対策を含めた防護措置等の確認を厳正かつ適切に実施できた。</li> </ul>	<p><b>（核セキュリティ対策の強化）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 30 年秋の IPPAS フォローアップミッション受入れに向けて、IAEA 及び関係省庁と連携しつつ、準備を進める。</li> <li>勧告事項や助言事項については、IPPAS フォローアップの実施までに改善に関する所要の対応を終えるよう取り組む。</li> <li>個人の信頼性確認制度については、平成 30 年度核物質防護検査の重点項目として制度の運用状況を確認するとともに、試験研究炉設置事業者等に対する制度充実の導入について検討を進める。</li> <li>サイバーセキュリティ対策については、事業者に対する指導内容を充実させるとともに、事業者や関係機関との連携を強化する。</li> </ul>
<p><b>（保障措置の着実な実施）</b></p> <p>IAEA が実施した平成 28 年の我が国における保障措置活動に関する報告において、国内のすべての核物質が平和的活動にとどまっているとの結論を得た。</p> <p>立入りが困難で、通常の査察が実施できない福島第一原子力発電所 1～3 号機については、カメラを使用済燃料プール近傍に設置するなど IAEA との継続的な協議を通して、必要な措置を講じた。</p> <p>IAEA の、限られた資源の中で効率的、効果的な保障措置を維持しようとする取組を受けて、国内の各原子力施設等に適用される施設別保障措置手法について、IAEA と必要な検討・協議を実施した。また、保障措置に係る各種国際会議への参加や、保障措置人材の教育、保障措置技術開発支援等を通じて、我が国の保障措置に対する国際社会の理解増進を図るとともに、国際的な保障措置の強化・効率化に貢献した。</p> <p>国内保障措置制度の一翼を成す、指定情報処理及び保障措置検査等実施機関の業務の適確な遂行を確保するため、必要な指導・監督を行った。</p>	<p><b>（保障措置の着実な実施）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>IAEA 保障措置その他の国際約束を誠実に履行し、2016 年（平成 28 年）の我が国における保障措置活動について、拡大結論を維持することができた。</li> <li>福島第一原子力発電所における保障措置の実施に関して、予見される状況の変化に合わせ IAEA の要求事項及び施設側の受け入れ条件の調整を図り、着実に取り組むことができた。</li> <li>国レベル保障措置手法に基づいて今後作成される予定である個別保障措置手法について、IAEA との間で概念情報の共有の必要性に関して適時に協議を実施できた。</li> <li>我が国の保障措置に対する国際社会の理解増進と国際的な保障措置の強化・効率化に寄与できた。</li> <li>指定機関の業務の適確な遂行へ向けて、必要な指導、監督を行うことができた。</li> </ul>	<p><b>（保障措置の着実な実施）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、IAEA 保障措置その他の国際約束を誠実に履行し、拡大結論を維持する。</li> <li>引き続き、福島第一原子力発電所における保障措置の実施に関して、予見される状況の変化に合わせ IAEA の要求事項及び施設側の受け入れ条件の調整を図り、着実に取り組む。</li> <li>概念情報の共有について IAEA との相互理解を醸成するとともに、個別保障措置手法の検討を進める。</li> <li>引き続き、国際的な情報発信による我が国の保障措置に対する国際社会の理解増進を図るとともに、関係機関と連携しつつ保障措置人材の育成を図る。</li> <li>指定機関の業務の適確な遂行を確保するため、立入検査等を通じて、必要な指導・監督を行う。</li> </ul>
	<p>【評価】</p> <p>総合的に判断して、核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施については、おおむね達成していると評価する。</p> <p>（参考）実施施策（小）毎の評価（個別表）</p> <p>S：0 件 A：8 件 B：1 件 C：0 件</p>	

＜個別表＞

平成 29 年度重点計画の「評価」及び「課題・方向性」－V 核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施－

■計画の設定 (Plan)	■計画の実施 (Do)	■計画の実施に対する評価の視点に照らした評価 (Check)		■評価を踏まえた次年度の取組 (Act)
平成 29 年度重点計画	取組・実績の概要 (3. 11 報告の対応箇所を記載)	評価 (改善すべき点等)	達成状況	今後の取組
<b>V 核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施</b>				
<b>1. 核セキュリティ対策の強化</b>				
<b>1. 1. 核セキュリティ上の課題への対応</b>				
①IAEA の IPPAS ミッションで示された勧告事項や助言事項についての対応 平成 27 年 2 月に受け入れた IAEA の IPPAS ミッションで示された勧告事項や助言事項について、IPPAS フォローアップミッションに向け、関係省庁と連携しつつ、継続的な改善に取り組む。	第 5 章第 1 節 1 項①	【評価の視点】 ・ 関係省庁とも連携しつつ、年度内に各改善事項を実施し、又はその方向性を決定できたか。 【評価 (改善すべき点等)】 ・ IPPAS ミッションで示された勧告事項や助言事項については、関係省庁と協議しつつ、継続的な改善を実施した。 ・ 我が国は IAEA に対し IPPAS フォローアップミッションを要請し、IAEA からは平成 30 年秋を目途に同ミッションを実施する旨の回答を得た。 ・ 同ミッションの受入れに向け、IAEA と具体的な調整を行った。	□ S ☑ A □ B □ C	・ 勧告事項や助言事項については、引き続き、関係省庁と協議しつつ、改正等継続的な改善に取り組む。 ・ 平成 30 年秋の IPPAS フォローアップミッション受入れに向けて、IAEA 及び関係省庁と連携しつつ、準備を進める。
②職員の核セキュリティ文化醸成に向けた研修の着実な実施 職員の核セキュリティ文化醸成のため、研修等の場を通じ、職員各自が核セキュリティに関する問題意識を持つ環境づくりを行う。	第 5 章第 1 節 1 項②	【評価の視点】 ・ 研修を計画的かつ適切に実施できたか。 【評価 (改善すべき点等)】 ・ 原子力規制委員会における核セキュリティ文化を醸成する活動については、原子力規制庁職員に対する研修等を通じ、計画的かつ適切に取り組んだ。	□ S ☑ A □ B □ C	・ 原子力規制委員会における核セキュリティ文化を醸成する活動については、前年度に引き続き、原子力規制庁職員に対する研修等を実施するとともに、一層の浸透と醸成のための新たな方策を検討する。
③内部脅威対策の導入に伴う核物質防護規定の審査 個人の信頼性確認及び防護区域への監視装置の設置に伴う核物質防護規定変更認可申請書の審査について、厳正かつ適切に行う。	第 5 章第 1 節 1 項③	【評価の視点】 ・ 適切な期間で厳正に実施できたか。 【評価 (改善すべき点等)】 ・ 個人の信頼性確認については、対象となる発電用原子炉設置者、再処理事業者等から申請された核物質防護規定の変更について、原子力規制委員会が厳正に審査した結果、平成 29 年 10 月 31 日付けで認可した。 ・ 防護区域内への監視装置の設置については、対象となる上記事業者から平成 29 年 9 月 20 日までに申請された核物質防護規定の変更について、審査のために必要なデータの追加に対応しつつ厳正に審査等の処理を進めた。	□ S ☑ A □ B □ C	・ 防護区域内への監視装置の設置は、核物質防護規定の変更認可を行う。
<b>1. 2. 核物質防護検査等の実施</b>				
①核物質防護検査等の厳格な実施 IAEA の最新の核物質防護に関する勧告等を踏まえ強化を図った事業者の防護措置の状況について、プロセス型検査の手法も一層活用しつつ、個人の信頼性確認、緊急時・非常時における対応、サイバーセキュリティ対策、核セキュリティ文化の醸成等について、引き続き核物質防護検査等において厳格に確認していく。	第 5 章第 1 節 2 項①	【評価の視点】 ・ 厳正かつ適切に実施できたか。 【評価 (改善すべき点等)】 ・ 核物質防護検査において、個人の信頼性確認制度の開始に当たった取組状況や、サイバーセキュリティ対策を含めた防護措置等の確認を重点的に行った。	□ S ☑ A □ B □ C	・ 個人の信頼性確認の取組状況、サイバーセキュリティ対策を含めた防護措置等について、平成 30 年度核物質防護検査の重点項目とするなどして、その確認と充実を図る。 ・ 核物質防護対策官の本庁における集中的・効果的な運用が可能な体制を整備する。

＜個別表＞

平成 29 年度重点計画の「評価」及び「課題・方向性」－V 核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施－

■計画の設定 (Plan)	■計画の実施 (Do)	■計画の実施に対する評価の視点に照らした評価 (Check)		■評価を踏まえた次年度の取組 (Act)
平成 29 年度重点計画	取組・実績の概要 (3. 11 報告の対応箇所を記載)	評価 (改善すべき点等)	達成状況	今後の取組
<b>2. 保障措置の着実な実施</b>				
<p><b>①我が国の保障措置活動の着実な実施</b></p> <p>IAEA 及び二国間原子力協力協定締約国との良好な意思疎通を図りつつ、IAEA 保障措置その他の国際約束を誠実に履行する。</p> <p>また、日・IAEA 保障措置協定の履行に伴い原子力施設内に設置する保障措置機器に起因する安全上の問題が生じないよう、当該機器の管理上の責任・取扱いについて IAEA、事業者、関係部署等との調整の上整理し、緊密な連携を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 5 章第 2 節①</li> </ul>	<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>IAEA による保障措置拡大結論（「全ての核物質が平和的活動の中にとどまっている」との結論）が得られたか。</li> <li>保障措置機器の取扱いについて関係者間で整理ができたか。</li> </ul> <p>【評価（改善すべき点等）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>IAEA 保障措置その他の国際約束を誠実に履行することができた。</li> <li>2016 年（平成 28 年）の我が国における保障措置活動に対する IAEA の実施報告（平成 29 年 6 月 16 日公表）では、国内のすべての核物質が平和的活動にとどまっているとの結論（拡大結論）を得て、平成 29 年 7 月 5 日に原子力規制委員会において報告するに至った。</li> <li>保障措置機器の安全規制上の取扱い、評価手法、管理責任等の考え方に係る検討・調整については、本評価期間中に相応の進展が見られたが、引き続き、検討・調整を要する。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> S <input checked="" type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、IAEA 保障措置その他の国際約束を誠実に履行し、拡大結論を維持する。</li> <li>保障措置機器の安全規制上の取扱い、評価手法、管理責任等の考え方について、関係機関、部署と連携し、検討・調整を継続する。</li> </ul>
<p><b>②東京電力福島第一原子力発電所における保障措置</b></p> <p>東京電力福島第一原子力発電所における廃炉作業の進捗に合わせた保障措置活動等について、IAEA 等の国内外の関係各機関と緊密な連携を図りつつ継続して実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 5 章第 2 節②</li> </ul>	<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>IAEA による保障措置拡大結論（「全ての核物質が平和的活動の中にとどまっている」との結論）が得られたか。</li> </ul> <p>【評価（改善すべき点等）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>福島第一原子力発電所における保障措置の実施に関して、予見される状況の変化に合わせ IAEA の要求事項及び施設側の受け入れ条件の調整を図り、着実に取り組むことができた。</li> <li>IAEA がとりまとめた年次報告書では、福島第一原子力発電所に関して、保障措置拡大結論に悪影響を及ぼす記載は認められなかった。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> S <input checked="" type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、福島第一原子力発電所における保障措置の実施に関して、予見される状況の変化に合わせ IAEA の要求事項及び施設側の受け入れ条件の調整を図り、着実に取り組む。</li> </ul>
<p><b>③新たな保障措置検査項目に係る検討</b></p> <p>核燃料物質の未申告の生成及び処理が行われていないことの確認を目的とする検査（OSP-OS）の未実施施設への導入等、IAEA による国レベル保障措置手法の策定に伴って今後改訂が予定されている個別保障措置手法の検討を進め、必要な措置を講じるとともに、改訂された手法の実施に際しては、指定保障措置検査等実施機関等との連携を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 5 章第 2 節③</li> </ul>	<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>IAEA と合意する適切な時期に効果的に対応が講じられたか。</li> </ul> <p>【評価（改善すべき点等）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国レベル保障措置手法に基づいて今後作成される予定である個別保障措置手法について、IAEA との間で概念情報の共有の必要性に関して認識の乖離が生じた件について適時に協議を実施できた。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> S <input type="checkbox"/> A <input checked="" type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、概念情報の共有について IAEA との相互理解を醸成するとともに、個別保障措置手法の検討を進める。</li> </ul>
<p><b>④我が国の保障措置活動に係る情報発信及び人材育成</b></p> <p>我が国の保障措置の取組について、国際会議や原子力規制委員会ホームページなどを通じて国際的に発信していくほか、関係部署と連携しつつ長期的観点からの保障措置人材の育成方針の検討も継続的に行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 5 章第 2 節④</li> </ul>	<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>我が国の保障措置の取組に関する発信内容が、国際社会における我が国に対する信頼醸成に資するものとなっているか。</li> <li>採用、教育及び IAEA 等への派遣等が計画的かつ効果的に行われているか。</li> </ul> <p>【評価（改善すべき点等）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本評価期間中に開催された国際会議、その他 IAEA や関係機関が主催する各種のトレーニング等における保障措置活動の紹介、原子力規制委員会ホームページへの掲載を通じて我が国の保障措置の取組について国際的に情報発信を行うことができた。</li> <li>保障措置人材の育成については、人事課及び人材育成センターと連携を図り、査察官資格認定や査察官教育訓練カリキュラムの策定を計画的に実施することができた。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> S <input checked="" type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、国際会議や国際トレーニング等の機会を捉えて情報発信を行い、我が国の保障措置に対する国際社会の理解増進を図る。</li> <li>保障措置に係る英語版ホームページについては、必要に応じて、内容、掲載方法等の充実を図っていく。</li> <li>関係機関との連携を強化するとともに査察官教育訓練内容の検討を継続し、保障措置人材の育成を図る。</li> </ul>

＜個別表＞

平成 29 年度重点計画の「評価」及び「課題・方向性」 -V 核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施-

■計画の設定 (Plan)	■計画の実施 (Do)	■計画の実施に対する評価の視点に照らした評価 (Check)		■評価を踏まえた次年度の取組 (Act)
平成 29 年度重点計画	取組・実績の概要 (3. 11 報告の対応箇所を記載)	評価 (改善すべき点等)	達成状況	今後の取組
<p>⑤原子炉等規制法に基づく指定保障措置検査等実施及び情報処理機関の指導・監督</p> <p>原子炉等規制法に基づく指定保障措置検査等実施及び情報処理機関である公益財団法人核物質管理センターで発生した情報セキュリティ対応の不備を踏まえ、再発防止対策の履行状況及び指定機関としての業務遂行状況について立入検査等を通じて適時に確認し、必要な指導・監督を行う。</p>	<p>第 5 章第 2 節⑤</p>	<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>核物質管理センターにおけるガバナンス体制が強化されたか。</li> <li>暫定的な対策が着実に実施しているか。本格的な対策の準備が着実に進捗しているか。</li> </ul> <p>【評価 (改善すべき点等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公益財団法人核物質管理センターに対し、適宜必要な指導・監督を行い、情報セキュリティ対応能力の向上を確認することができた。情報セキュリティシステムの強化については、計画的に進捗していることを確認した。</li> </ul>	<p><input type="checkbox"/> S</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> A</p> <p><input type="checkbox"/> B</p> <p><input type="checkbox"/> C</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報セキュリティシステムは複数年度にまたがる段階的な強化を必要とすると見込まれているため、次年度以降も、情報セキュリティを含めた同センターのガバナンス体制の確立・強化の状況を適宜確認し、業務のあり方を引き続き適切に指導していく。</li> <li>定期的な進捗状況の確認や、原子炉等規制法に基づく立入検査を継続的に行っていく。</li> </ul>

余白

＜総括表＞

平成 29 年度重点計画の「評価」及び「課題・方向性」－Ⅵ 放射線防護対策及び危機管理体制の充実・強化－

■平成 29 年度重点計画（Plan）に基づく施策の実施（Do）	■中期目標の施策目標（基本的考え方）に照らした評価（Check）	■次年度の課題・方向性（Act）
取組・実績の概要	施策全体としての達成状況に関する認識、評価	施策目標の達成に向けた留意点等
<p><b>Ⅵ 放射線防護対策及び危機管理体制の充実・強化</b></p> <p>【3.11 報告 第 6 章総括（70 ページ）】</p> <p><b>（放射線防護対策の充実）</b></p> <p>放射線障害防止の技術的基準の斉一を図ることを目的とする放射線審議会の所掌事務に自ら調査・審議すること等を追加するため、平成 29 年 4 月に法改正を行った。同審議会において、「放射線防護の基本的考え方の整理」を、眼の水晶体の放射線防護検討部会において「眼の水晶体に係る放射線防護の在り方について」を取りまとめた。また、ICRP2007 年勧告の国内制度等への取入れの進め方についても審議した。</p> <p>原子力災害対策指針については、最新の国際的知見を積極的に取り入れる等、充実を図っており、実用発電用原子炉施設、核燃料施設等の EAL（緊急時活動レベル）の検討を行い、平成 29 年 7 月 5 日に原子力災害対策指針を改正した。</p> <p>研究事業としては、平成 29 年度より、放射性同位元素等に係る規制の根拠となる調査研究を体系的・効率的に推進するための「放射線安全規制研究戦略的推進事業」を開始した。</p> <p>放射線モニタリングについては、緊急時モニタリングセンターに係る訓練等を行うとともに、実効性のある緊急時モニタリングの体制整備等、測定体制の更なる充実強化を図っている。平成 29 年度は、地方放射線モニタリング対策官事務所を原子力規制事務所に統合し、上席放射線防災専門官を配置した。また、原子力艦放射能調査専門官の増員等、原子力艦寄港地の緊急時モニタリング体制の充実を図った。</p>	<p>【中期目標の施策目標（基本的考え方）】</p> <p>原子力災害対策指針を含めた放射線防護のための制度を継続的に改善するとともに、平時・緊急時の放射線モニタリング体制を整備・維持する。また、原子力規制委員会における危機管理体制を整備し、運用する。</p> <p>【施策全体としての達成状況に関する認識】</p> <p>平成 29 年度は以下のとおり、前年度に引き続き放射線防護に係る制度の改善、放射線モニタリング体制の整備・維持、原子力規制委員会における危機管理体制の整備・運用を行った。これにより、中期目標に照らし、平成 29 年度は前年度より確実に進捗させることができたものと認識している。</p> <p><b>（放射線防護対策の充実）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射線審議会において、「放射線防護の基本的考え方の整理」を取りまとめるとともに、眼の水晶体に係る放射線防護の在り方について関係行政機関への意見具申を行った。また、ICRP2007 年勧告の国内制度等への取り込みについて検討が必要な課題を明確化した。</li> <li>実用発電用原子炉施設、核燃料施設等の EAL（緊急時活動レベル）の検討を行い、原子力災害対策指針を改正した。</li> <li>放射性同位元素等に係る規制の根拠となる調査研究を体系的・効率的に推進するための「放射線安全規制研究戦略的推進事業」を開始した。引き続き規制の改善に寄与する成果が得られるよう事業を実施していく必要がある。</li> <li>原子力施設立地地域に上席放射線防災専門官を配置するなど緊急時モニタリング体制を整備し、緊急時モニタリングセンターに係る訓練等を通じて緊急時対応能力の向上に努めた。東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応として、総合モニタリング計画に基づき、福島県を中心に陸域・海域の放射線モニタリングを実施し、国内外に情報提供をしている。環境中の放射線及び放射性物質の水準の適切な監視を行っている。</li> </ul>	<p><b>（放射線防護対策の充実）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射線審議会の審議に当たっては、関係省庁連絡会等を利用して審議状況や結果等を関係省庁と共有することにより、関係省庁との連携を一層充実していく。</li> <li>眼の水晶体に係る放射線防護の在り方について、平成 30 年度は関係省庁に取り入れのための取組を促す。</li> <li>放射線審議会において、ICRP2007 年勧告に関する検討課題について適宜検討を行う。</li> <li>原子力災害対策指針において課題とされている点について、今後、我が国における包括的判断基準（GC）設定の必要性を検討するとともに、現行の運用上の介入レベル（OIL）の検証を行う。</li> <li>引き続き放射線安全規制研究戦略的推進事業を実施し、規制の改善に寄与する成果を得るとともに、終了する採択課題については、外部有識者による評価委員会を通じて、成果目標の達成状況等に関する事後評価を適切に行う。</li> <li>原子力施設立地地域において緊急時モニタリング体制の整備を継続し、緊急時対応能力の向上に努める。今後も総合モニタリング計画等に基づき、陸域・海域の放射線モニタリングを着実に実施し、国内外にわかりやすく情報提供をしていく。</li> </ul>
<p><b>（危機管理体制の充実・強化）</b></p> <p>東京電力福島第一原子力発電所事故の経験と教訓を踏まえて原子力災害対策の充実を図るため、事故の発生を想定し、緊急時の危機管理体制を整備するとともに、平時から国、自治体及び原子力事業者が緊急時対応能力の強化に努めることが重要である。原子力規制委員会は、平成 29 年 7 月の組織再編において、原子力規制庁長官官房に緊急事案対策室を設置し、緊急時には迅速に対応し、平時には組織としての緊急時対応能力の強化のための取組を担当する職員を配置した。緊急事案対策室は、原子力規制委員会の緊急時対応能力の強化のため、危機管理対応に関するマニュアル等の整備、訓練の実施及び評価、訓練を通じて得られた課題の抽出及び改善、通信ネットワーク設備・システムの強化に努めた。また、原子力事業者の緊急時対応能力の強化のため、原子力事業者防災訓練及び評価の充実を図った。さらに、宿日直の体制を強化・維持することにより、原子力施設において事故・トラブルが発生した際には、情報発信等の初動対応に万全を期すとともに、初動対応後には、原子力規制部等と連携し、事故・トラブルの原因究明、再発防止対策等まで一貫して対応した。</p>	<p><b>（危機管理体制の充実・強化）</b></p> <p>＜原子力規制庁における危機管理体制の強化＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 29 年 7 月の組織再編において、原子力規制庁長官官房に緊急事案対策室を設置し、緊急時には迅速に対応し、平時には組織としての緊急時対応能力の強化のための取組を担当する職員を配置した。</li> </ul> <p>＜原子力規制委員会における緊急時対応能力の強化＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力災害対策指針等の改正を踏まえ、原子力規制委員会防災業務計画及び初動対応マニュアルなど関係するマニュアル等について必要な見直しを行った。</li> <li>マニュアル体系そのものの在り方については、関係部署における各種事案の体制の検討に併せて、初動対応の在り方を検討しマニュアル等に反映した後に、検討する必要がある。</li> <li>原子力総合防災訓練等の結果を踏まえ、危機対応における意思決定の課題等に対応するための訓練等について、第 3 四半期までに 3 回実施し、第 4 四半期も実施</li> </ul>	<p><b>（危機管理体制の充実・強化）</b></p> <p>＜原子力規制庁における危機管理体制の強化＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平時における危機管理対応業務への対応体制及び指揮命令システムの明確化・体系化を進める。</li> </ul> <p>＜原子力規制委員会における緊急時対応能力の強化＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各種事案の性質や内容に応じた初動対応の在り方について、関係部署が連携した上で、蓋然性の高い事態を優先して検討し、マニュアルに反映する。その後、各種計画やマニュアルの関連性を踏まえた上で、マニュアル体系そのものの在り方を検討する。</li> <li>ERC 等の機能班要員に対する業務としての位置付け・役割の明確化、教育・訓練に基づく力量管理及び評価・改善を体系的に実施できる仕組みを検討する。また、オンサイト総括や ERC プラント</li> </ul>

**<総括表>**

**平成 29 年度重点計画の「評価」及び「課題・方向性」 —VI 放射線防護対策及び危機管理体制の充実・強化—**

■平成 29 年度重点計画 (Plan) に基づく施策の実施 (Do)	■中期目標の施策目標 (基本的考え方) に照らした評価 (Check)	■次年度の課題・方向性 (Act)
取組・実績の概要	施策全体としての達成状況に関する認識、評価	施策目標の達成に向けた留意点等
	<p>する予定であることに加え、原子力事業者防災訓練の機会を活用して、緊急時対応センター (ERC) プラント班をはじめとする機能班訓練を実施し、原子力規制委員会及び原子力規制庁職員の緊急時対応能力の向上に取り組んだ</p> <p>&lt;原子力事業者における緊急時対応能力の強化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力事業者防災訓練報告会等の結果を踏まえ、実用炉に対する評価のための業務マニュアル及び評価指標について必要な見直しを行うとともに、核燃料施設等における事業者防災訓練の評価を試行的に実施し、さらに訓練シナリオ開発ワーキンググループにおいて、発電所の緊急時対策所等の指揮者の判断能力や現場の対応能力の向上につながる訓練の検討を開始するなど、原子力事業者の緊急時対応能力の向上に取り組んだ。</li> <li>原子力災害対策指針等の改正を踏まえ、緊急時活動レベル (EAL) 等について事業者防災業務計画の変更を全事業者が行った。</li> </ul> <p>&lt;関係機関における連携強化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力災害対策に関する関係省庁等との連携を図るための連絡会議については、計画どおりに開催することができなかったため、議論すべき内容や開催方法・開催頻度など検討し、情報共有の在り方を見直す必要がある。</li> </ul> <p>&lt;危機管理インフラの整備・強化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通信ネットワーク設備における危機管理体制の一層の充実を図るため、危機管理用通信ネットワーク設備の脆弱性評価を実施し、評価結果に基づく必要な事項について、平成 30 年度に予定している設備更新の仕様に反映した。</li> <li>緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムにおいては、大気中の放射性物質濃度データや原子力艦モニタリングデータ等の収集・公開機能を追加する等機能面の強化を実施するとともに、セキュリティ脆弱性検査と対策を実施し、セキュリティ面の強化を実施した。さらに、平成 32 年度以降に予定している後続システムの整備・運用開始に向けて、システム機能やシステム運用のあり方の検討を行い、整備方針として取りまとめた。</li> </ul>	<p>班等の主要な要員がプラントの評価・判断能力を向上させるための体系的な訓練プログラムを企画し、実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総合防災訓練等や蓋然性の高い事態を踏まえ、危機対応における意思決定の課題等に対応するための訓練や ERC の要員等の対応能力向上のための訓練等を引き続き実施する。</li> </ul> <p>&lt;原子力事業者における緊急時対応能力の強化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力事業者防災訓練報告会等の結果を踏まえ、原子力事業者との意見交換を行い、原子力事業者の能力向上を目指す。また、訓練の評価を踏まえ、必要に応じ、評価指標及び評価のための業務マニュアルの改良を進める。さらに、訓練シナリオ開発ワーキンググループの検討結果を踏まえた訓練を実施する。</li> </ul> <p>&lt;関係機関における連携強化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力災害対策に関する関係省庁等との連携を図るための連絡会議については、議論すべき内容や開催方法・開催頻度、情報共有の在り方を検討する。</li> </ul> <p>&lt;危機管理インフラの整備・強化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 30 年度に予定している危機管理用通信ネットワーク設備の更新において、緊急事態対策業務 (宿直業務を含む) への影響を極小化しつつ着実に実施する。</li> <li>緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムは、今後予定しているシステム再構築に向けて、予算概算要求及び要件の詳細化・調達手続きを着実に実施する。</li> </ul>
	<p>【評価】</p> <p>総合的に判断して、放射線防護対策及び危機管理体制の充実・強化については、おおむね達成していると評価する。</p> <p>(参考) 実施施策 (小) 毎の評価 (個別表)</p> <p>S: 1 件 A: 12 件 B: 2 件 C: 0 件</p>	



■計画の設定 (Plan)	■計画の実施 (Do)	■計画の実施に対する評価の視点に照らした評価 (Check)		■評価を踏まえた次年度の取組 (Act)
平成 29 年度重点計画	取組・実績の概要 (3. 11 報告の対応箇所を記載)	評価 (改善すべき点等)	達成状況	今後の取組
<b>VI 放射線防護対策及び危機管理体制の充実・強化</b>				
<b>1. 放射線防護対策の充実</b>				
<b>1. 1. 放射線審議会の機能強化</b>				
<p><b>①放射線審議会の機能強化</b></p> <p>原子力安全対策関連法改正法案成立後、放射線審議会に調査審議・提言機能が追加されることを踏まえ、放射線防護対策を推進する。</p> <p>具体的には、職業被ばくに係る眼の水晶体の線量限度、ICRP2007 年勧告等の国際的な最新の知見について、国内法令への取り込みが急務であるものを中心に調査審議を行うとともに、関係行政機関からの諮問について適切に審議を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 6 章第 1 節 1 項①</li> </ul>	<p><b>【評価の視点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>眼の水晶体の線量限度、ICRP2007 年勧告等の国内法令への取り込みについて調査審議を進めたか。</li> <li>関係行政機関からの諮問について適切に審議を進めたか。</li> </ul> <p><b>【評価 (改善すべき点等)】</b></p> <p>法令改正を踏まえた調査審議・提言機能に係る取組を以下のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>提言機能として、放射線審議会に眼の水晶体の放射線防護検討部会を設置し、平成 29 年 7 月より検討を開始した (1 月末までに 6 回開催)。12 月に「眼の水晶体に係る放射線防護の在り方について (中間とりまとめ)」を取りまとめ、パブリックコメントを行った。年度末までに「眼の水晶体に係る放射線防護の在り方について」を取りまとめ、関係省庁に提言を行える見込み。</li> <li>調査審議事項として、放射線防護の基本的考え方の整理、福島第一原発事故後の放射線防護の基準のフォローアップについて検討を進め、平成 30 年 1 月に「放射線防護の基本的考え方の整理」を取りまとめ、また福島第一原発事故後の放射線防護の基準については空間線量率と個人線量の関係について今後検討することを決定した。</li> <li>その他、ICRP2007 年勧告の国内制度等への取り込みについては、ICRP2007 年勧告のうち具体的な検討が必要な課題 (女性の被ばく限度、健康診断、実効線量係数等) を明確化した。</li> <li>農林水産省からの諮問「獣医療法施行規則第 10 条の 4 第 3 項の規定に基づき農林水産大臣が定める基準を定める件の一部改正について」に適切に対応した (平成 29 年 7 月)。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> S <input checked="" type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射線審議会の審議に当たっては、関係省庁連絡会等を利用して審議状況や結果等を関係省庁と共有することにより、関係省庁との連携を一層充実していく。</li> <li>平成 29 年度中に「眼の水晶体に係る放射線防護の在り方について」を取りまとめ、関係省庁に提言を行い、平成 30 年度は関係省庁に取り入れのための取組を促す。</li> <li>ICRP2007 年勧告に関する検討課題について、実態等の調査等を実施し、必要に応じ適宜検討を行う。</li> <li>「放射線防護の基本的考え方の整理」について、政策立案者に説明・周知を行う。</li> <li>福島第一原発事故後の放射線防護の基準に関する関係省庁の調査を進め、検討が必要な基準を明確にするとともに、空間線量率と個人線量の関係性について検討する。</li> </ul>
<b>1. 2. 原子力災害対策指針の継続的改善</b>				
<p><b>①原子力災害対策指針の継続的改善</b></p> <p>最新の国際的知見を積極的に取り入れる等、防災計画の立案に使用する判断基準等が常に最適なものになるよう原子力災害対策指針について、核燃料物質の輸送に係わる防護措置の在り方等に関し充実を図るとともに、原子力災害拠点病院の指定促進の支援等、原子力災害時における医療体制の着実な整備等の原子力災害対策指針の具体化に向けた取組を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 6 章第 1 節 2 項①</li> </ul>	<p><b>【評価の視点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実用発電用原子炉及び核燃料施設等の EAL の検討結果を原子力災害対策指針へ平成 29 年度中に反映したか。</li> <li>直近の指針改正を受け、原子力災害対策特別措置法に係る政令及び規則の改正を平成 29 年度中に行ったか。</li> <li>各支援センターを通じて道府県の原子力災害拠点病院等の指定に係る各種支援を行う。</li> </ul> <p><b>【評価 (改善すべき点等)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実用発電用原子炉及び核燃料施設等の EAL の検討を行い、平成 29 年 7 月 5 日に原子力災害対策指針を改正した。</li> <li>原子力災害対策指針の改正 (平成 29 年 3 月 22 日) を受け、原子力災害対策特別措置法施行令を平成 29 年 7 月 7 日に改正 (公布・施行) するとともに、当該改正の規定に基づき、対象となる都道府県を指定する告示を制定した。</li> <li>各支援センターを通じて道府県の原子力災害拠点病院等の指定に係る各種支援を計画通り実施した。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> S <input checked="" type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C	<ul style="list-style-type: none"> <li>2017 年に IAEA より、包括的判断基準 (GC) から運用上の介入レベル (OIL) を導入する手法等が示されたことから、今後、これを基に、我が国における GC 設定の必要性を検討するとともに、現行の OIL の検証を行う。</li> <li>「原子力災害拠点病院等の施設要件について」の見直しを検討する。</li> </ul>

■計画の設定 (Plan)	■計画の実施 (Do)	■計画の実施に対する評価の視点に照らした評価 (Check)	■評価を踏まえた次年度の取組 (Act)
平成 29 年度重点計画	取組・実績の概要 (3. 11 報告の対応箇所を記載)	評価 (改善すべき点等)	達成状況 今後の取組
<b>1. 3. 放射線防護に係わる安全研究の推進</b>			
<b>①放射線防護に係わる安全研究の推進</b> 「放射線安全規制研究戦略的推進事業」を実施し、規制の改善に必要な科学的知見を得る。	第 6 章第 1 節 3 項①	<b>【評価の視点】</b> ・ 「放射線安全規制研究戦略的推進事業」の実施により、規制の改善に寄与する成果が得られたか。  <b>【評価 (改善すべき点等)】</b> ・ 平成 29 年度から放射線安全規制研究戦略的推進事業を開始し、原子力規制委員会の定める重点テーマに基づき、13 件のプロジェクトを採択した。 ・ 放射線審議会の眼の放射線防護検討部会 (第 4 回会合 11/16、第 5 回会合 12/8) において、重点テーマ (水晶体の等価線量限度の国内規制取入れ・運用のための研究) として採択された事業の成果の一部が報告され、部会の中間取りまとめに活用された。 ・ 放射線防護研究ネットワーク形成推進事業を活用し、そのネットワークにより関係者の連携が深まった。その結果、外部知見が集積しやすくなり、平成 30 年度の重点テーマ (「科学的根拠に基づく合理的な安全管理の実現に向けた調査研究」及び「原子力災害等における公衆防護の実践力向上のための調査研究」) を設定した。今後、規制の改善に寄与する課題が採択される見込み。	<input type="checkbox"/> S <input checked="" type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C ・ 平成 30 年度の放射線安全規制研究戦略的推進事業 (新規・継続) を着実に採択するとともに、得られた成果を適宜規制の改善に反映できるように、終了する採択課題については、外部有識者による評価委員会を通じて、成果目標の達成状況等に関する事後評価を適切に行う。 ・ 平成 31 年度の重点テーマを選定するに当たり、放射線防護研究ネットワーク形成推進事業を活用して作業を進め、平成 31 年 1 月頃を目標に平成 31 年度の公募を開始する。
<b>1. 4. 放射線モニタリングの充実</b>			
<b>①原子力施設立地地域における緊急時モニタリング体制の充実</b> 引き続き、緊急時モニタリングに係る制度の充実を図る。 また、地方放射線モニタリング対策官事務所の整備を行うとともに、全国の原子力施設立地地域におけるモニタリング資機材の整備拡充の検討を行う。 さらに、緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムにおける緊急時モニタリング結果を迅速に把握するための機能追加やシステム運用のあり方の検討を行う。	第 6 章第 1 節 4 項①	<b>【評価の視点】</b> ・ 原子力施設立地地域の緊急時モニタリング体制の充実が図られたか。  <b>【評価 (改善すべき点等)】</b> ・ 平成 29 年 4 月には、宮城地方放射線モニタリング対策官事務所、大阪地方放射線モニタリング対策官事務所及び島根地方放射線モニタリング対策官事務所を開設した。また、平成 29 年 7 月の原子力規制庁の組織改編により、地方放射線モニタリング対策官事務所を原子力規制事務所と統合し、地方放射線モニタリング対策官を廃止し、新たに上席放射線防災専門官を配置した。 ・ このほか、緊急時モニタリング結果を集約し、関係者間で迅速に共有及び公表を行うことが可能な「緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム」を平成 29 年度原子力総合防災訓練等の各種訓練において活用するなどして、その運用の向上を図った。	<input type="checkbox"/> S <input checked="" type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C ・ 引き続き、原子力施設立地地域の緊急時モニタリング体制の充実に努めていく。具体的には、緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムについて、平成 32 年度以降に予定している後続システムの整備・運用開始に向けて、要件の詳細化等を着実に実施する。また、緊急時における航空機モニタリングについて、引き続き、原子力総合防災訓練等を通じて関係省庁との連携の強化に努める。
<b>②原子力艦寄港地の緊急時モニタリング体制の強化</b> 佐世保、沖縄に原子力艦放射能調査専門官を配置するとともに、原子力艦モニタリングシステムと緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムとの接続を行い、緊急時モニタリング体制の充実を図る。	第 6 章第 1 節 4 項②	<b>【評価の視点】</b> ・ 原子力艦寄港地における緊急時モニタリング体制の強化が図られたか。  <b>【評価 (改善すべき点等)】</b> ・ 平成 29 年 6 月に佐世保に原子力艦放射能調査専門官を配置し、原子力艦寄港地の緊急時体制を強化した。モニタリング局舎等 (全 16 ヶ所) が老朽化しているところ、横須賀の 1 局舎の更新に着手した。また、平成 30 年 3 月には、緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムに原子力艦モニタリングデータの収集・公開機能を追加し、更なる体制の強化を図る予定である。平成 30 年 4 月に沖縄に原子力艦放射能調査専門官を配置する予定である。	<input type="checkbox"/> S <input checked="" type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C ・ 原子力艦寄港地における緊急時モニタリング体制を強化するため、老朽化している局舎の更新に着手する。また、緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムを活用した防災訓練を実施する。さらに、原子力艦寄港地における緊急時モニタリング計画の策定を進める。

■計画の設定 (Plan)	■計画の実施 (Do)	■計画の実施に対する評価の視点に照らした評価 (Check)	■評価を踏まえた次年度の取組 (Act)
平成 29 年度重点計画	取組・実績の概要 (3. 11 報告の対応箇所を記載)	評価 (改善すべき点等)	達成状況 今後の取組
<p>③訓練等を通じた緊急時対応能力の向上</p> <p>地方公共団体と訓練を行い、緊急時モニタリングセンターの運営及び関連機器・システムに係る習熟を図ること等により緊急時対応能力の向上に努める。</p>	<p>第 6 章第 1 節 4 項③</p>	<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>訓練等を通じた改善点の検討が行われたか。</li> </ul> <p>【評価 (改善すべき点等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体職員等を対象に、地方公共団体における緊急時モニタリングの実効性向上のため、「モニタリング実務研修」及び「緊急時モニタリングセンターに係る訓練」を実施した。一部の訓練において、原子力災害時に緊急時モニタリングセンターの構成機関となっている関係指定公共機関の職員も参加し、地方公共団体以外の職員の緊急時対応能力の向上に係る改善点の検討を行った。</li> </ul>	<p>□ S</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> A</p> <p>□ B</p> <p>□ C</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き「モニタリング実務研修」及び「緊急時モニタリングセンターに係る訓練」を実施し、緊急時モニタリングの改善点の検討を行う。</li> </ul>
<p>⑤全国の環境中の放射線等の測定</p> <p>引き続き、地方公共団体等関係機関と連携して、全国の環境中の放射線及び放射能の水準を測定・監視するとともに、定期的にホームページで情報提供する。</p>	<p>第 6 章第 1 節 4 項④</p>	<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体等と連携して確実に測定・監視ができたか。</li> </ul> <p>【評価 (改善すべき点等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全国 47 都道府県において、大気浮遊じん、降水物、土壌等の環境試料を採取し、放射能分析を実施した。また、平成 28 年度までの測定結果については順次データベース化し公表した。さらに全国 297 箇所のモニタリングポストにおいて空間線量率を連続測定し、その結果をリアルタイムで原子力規制委員会のホームページで公表した。</li> <li>また、平成 29 年 9 月 3 日の朝鮮民主主義人民共和国による核実験の影響を把握するため、同日付けの内閣官房副長官指示に基づき、都道府県等関係機関の協力を得てモニタリングを強化し、その結果を原子力規制委員会ホームページに公表した。</li> </ul>	<p>□ S</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> A</p> <p>□ B</p> <p>□ C</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、地方公共団体等と連携して確実な測定・監視に努める。</li> <li>関係機関と連携し国外事象に適切に対応できる体制を整える。</li> </ul>
<p>⑥原子力艦寄港地の環境中の放射線等の測定</p> <p>原子力艦寄港地において、関係機関と連携して、原子力艦寄港時及び定期的に環境放射線及び放射能の水準を測定・監視するとともに、ホームページで情報提供する。</p>	<p>第 6 章第 1 節 4 項⑤</p>	<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関と連携して確実に測定・監視ができたか。</li> </ul> <p>【評価 (改善すべき点等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>米国原子力艦が寄港する 3 港 (横須賀港、佐世保港、金武中城港) において、原子力艦の入出港時及び寄港時に海上保安庁等関係機関と連携し、空間線量率の測定及び海水等の放射能分析を実施するとともに、原子力艦寄港の有無にかかわらず、定期的に放射能調査を実施した。原子力艦の入出港時及び寄港時の結果は原子力規制委員会のホームページで毎日公表を行い、平成 28 年度に実施した結果についてデータベース化し公表した。</li> </ul>	<p>□ S</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> A</p> <p>□ B</p> <p>□ C</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、原子力艦寄港地において関係機関と連携して確実な測定・監視に努める。</li> </ul>

■計画の設定 (Plan)	■計画の実施 (Do)	■計画の実施に対する評価の視点に照らした評価 (Check)		■評価を踏まえた次年度の取組 (Act)
平成 29 年度重点計画	取組・実績の概要 (3. 11 報告の対応箇所を記載)	評価 (改善すべき点等)	達成状況	今後の取組
<p>⑦モニタリングの技術的事項の検討</p> <p>モニタリングの技術的事項に関する検討を継続的に行う「環境放射線モニタリング技術検討チーム」を開催し、放射能測定法シリーズの継続的な改訂作業、モニタリングの品質保証の制度作りに必要な技術的事項の明確化、補足参考資料 (平常時モニタリング) の策定を行う。</p>	<p>第 6 章第 1 節 4 項⑥</p>	<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射能測定法シリーズの改訂案が作成できたか。</li> <li>モニタリングの品質保証の制度作りに必要な技術的事項の明確化ができたか。</li> <li>補足参考資料 (平常時モニタリング) が策定できたか。</li> </ul> <p>【評価 (改善すべき点等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>モニタリングの技術的事項に関する検討を継続的に行う「環境放射線モニタリング技術検討チーム」の会合を平成 29 年 6 月、10 月、12 月に開催した。放射能測定法シリーズ、モニタリングの品質保証及び平常時モニタリングについて検討を行った。</li> <li>放射能測定法シリーズ 17「連続モニタによる環境γ線測定法」の改訂案の検討を行い、原子力規制庁は、検討チームにおける議論を踏まえ、当該測定法を平成 29 年 12 月 26 日に改訂した。今後、年度末までに放射能測定法シリーズ 29「緊急時におけるガンマ線スペクトル解析法」を改訂予定。</li> <li>IAEA の評価サービスを踏まえ、放射線モニタリング (環境放射線、個人線量) の品質保証について技術的側面から検討を行った。海外調査等を実施し、環境放射線測定について、技能試験による分析者の力量確認が必要との結果を得た。また、個人線量計の測定サービスの認定制度については、JAB (公益財団法人日本適合性認定協会) が検討を進めている。</li> <li>平常時モニタリングについては、旧原子力安全委員会が取りまとめた「環境放射線モニタリング指針」について、東京電力福島第一原子力発電所事故の経験や最新の知見を踏まえて見直しを行った。これを踏まえ、原子力規制庁は平成 30 年 3 月に「平常時モニタリングについて (原子力災害対策指針補足参考資料)」を新たに策定する予定。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> S <input checked="" type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、放射能測定法シリーズの改訂に取り組む。</li> <li>関係機関と連携しながら引き続き、モニタリング品質保証の制度作りの検討を進める。</li> </ul>
<p>2. 危機管理体制の充実・強化</p> <p>2. 1. 緊急時対応能力の強化</p>				
<p>①原子力災害以外の危機管理対応に関するマニュアルの整備</p> <p>各種危機管理対応マニュアルが常に最適なものになるよう見直しを実施する。</p> <p>また、蓋然性の高い事態を優先して対応マニュアルの整備を進める。</p>	<p>第 6 章第 2 節 1 項①</p>	<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上期中に指針の見直しを踏まえてマニュアル体系の在り方について検討したか。</li> <li>既存の防災計画の業務継続計画との関連、整合性を見直しを実施したか。</li> </ul> <p>【評価 (改善すべき点等)】</p> <p>危機管理対応に関するマニュアルについて、必要な見直しを行い、計画を相当程度達成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力災害対策指針等の改正を踏まえ、関係する原子力規制委員会防災業務計画や初動対応マニュアル等について必要な改正を行った。</li> <li>マニュアル体系そのものの在り方については、各種事案の性質や内容に応じた初動対応体制の検討結果をマニュアル等に反映してから検討する必要があるが、関係部署における各種事案の体制の検討が終了していないため、マニュアル体系そのものの在り方の検討には至っていない。</li> <li>原子力規制委員会が実施する国民保護措置について、関連法令等の内容に照らし、武力攻撃事態等に応じた原子力規制委員会の対応策を共有するとともにその実施手順について再確認した。また、国民保護に関する基本指針の改正を踏まえ、原子力規制委員会国民保護計画の修正を行った。今後、初動対応に係る詳細な運用面を検討し、マニュアル等の整備・改善に必要な考え方を整理する必要がある。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> S <input type="checkbox"/> A <input checked="" type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種事案の性質や内容に応じた初動対応の在り方について、関係部署と連携した上で蓋然性の高い事態を優先して検討し、検討の結果をマニュアルに反映する。</li> <li>その後、各種計画やマニュアルの関連性を踏まえた上で、マニュアル体系そのものの在り方を検討する。</li> <li>既存の防災計画と業務継続計画との関連、整合性について、関係部署と連携して課題を整理した上で、必要な見直しを検討する。</li> </ul>

■計画の設定 (Plan)	■計画の実施 (Do)	■計画の実施に対する評価の視点に照らした評価 (Check)		■評価を踏まえた次年度の取組 (Act)
平成 29 年度重点計画	取組・実績の概要 (3. 11 報告の対応箇所を記載)	評価 (改善すべき点等)	達成状況	今後の取組
		<ul style="list-style-type: none"> <li>首都直下地震時における業務継続の観点から、原子力規制庁の緊急時対応センター (ERC) の移転に係る机上訓練を実施し、既存の防災計画と業務継続計画との関連、整合性について課題を抽出した。既存の防災計画と業務継続計画との関連、整合性については、引き続き、関係部署が連携して課題の抽出・整理を行い、その後、計画の見直しを検討していく必要がある。</li> </ul>		
<b>②防災訓練における機能強化の充実</b> 総合防災訓練等を踏まえ、危機対応における意思決定の課題等に対応するための訓練等について、その立案を第 2 四半期までに終了し、年度内に実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 6 章第 2 節 1 項②</li> </ul>	<b>【評価の視点】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>それぞれの期限内に実施できたか。</li> </ul> <b>【評価 (改善すべき点等)】</b> 危機対応における意思決定の課題等に対応するための訓練等について、計画を概ね達成した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 29 年度に実施した総合防災訓練等から得られた教訓等を基に、危機対応における意思決定の課題等に対応するための訓練等を第 4 四半期に計画している。</li> <li>蓋然性の高い事態を踏まえた危機対応における意思決定の課題等に対応するための訓練等について、第 1 四半期に 2 回、第 3 四半期に 1 回、計 3 回実施した。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> S <input checked="" type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合防災訓練等や蓋然性の高い事態を踏まえ、危機対応における意思決定の課題等に対応するための訓練等を引き続き実施する。</li> </ul>
<b>2. 2. 原子力事業者防災の強化</b>				
<b>①原子力事業者防災訓練に関する評価の充実</b> 平成 28 年度原子力事業者防災訓練報告会における評価結果に対する議論を踏まえ、緊急時対応センター (ERC) との情報共有、シナリオの難度、シナリオの多様化については継続して改善が必要であり、引き続き評価のための業務マニュアル、評価指標を見直す。 また、平成 29 年度原子力事業者防災訓練報告会において、前年度の原子力事業者防災訓練の評価結果を踏まえ、原子力事業者との意見交換を行い原子力事業者の能力向上を目指すとともに、評価指標についても、必要な見直しを行う。 あわせて、防災対応能力の向上に資するコメント及び指摘を取り込めるように、評価のための業務マニュアルを継続的に見直す。	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 6 章第 2 節 2 項①</li> </ul>	<b>【評価の視点】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>年度内に実施できたか。</li> </ul> <b>【評価 (改善すべき点等)】</b> 原子力事業者防災訓練報告会等の結果を踏まえ、原子力事業者の能力向上を目指す新たな取組を開始するとともに、業務マニュアル及び評価指標について必要な見直しを行い、計画を概ね達成した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力事業者防災訓練報告会において、平成 28 年度に実施された原子力事業者 (実用発電用原子炉施設及び核燃料施設等) の防災訓練の評価結果等について議論した結果を踏まえ、評価指標及び業務マニュアル (評価チェックリスト) の見直しを行った。</li> <li>平成 30 年度 1 月末までに、原子力事業者防災訓練 (実用発電用原子炉施設 : 11 事業所、核燃料施設等 : 8 事業所) に参加し、新たな評価指標及び業務マニュアル (評価チェックリスト) に基づき評価作業を実施した。</li> <li>核燃料施設等の事業者防災訓練の評価を試行的に実施した。</li> <li>事故の状況に応じた臨機の対応能力の向上のため、緊急時対策所の指揮者の判断能力や現場の対応能力の向上につながる訓練のシナリオの作成、これに基づく訓練の実施、評価及び改善を促すことを目的として、原子力事業者防災訓練報告会の下に、「訓練シナリオ開発ワーキンググループ」を設置することとし、平成 29 年度は 5 発電所 (指揮者の判断能力向上訓練 : 3 発電所、現場対応能力向上訓練 : 2 発電所) を対象として新たな訓練を実施する予定である。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> S <input checked="" type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 30 年度原子力事業者防災訓練報告会において、平成 29 年度の原子力事業者防災訓練の評価結果を踏まえ、原子力事業者との意見交換を行い、引き続き、原子力事業者の能力向上を目指す。</li> <li>訓練の評価を踏まえ、必要に応じ、評価指標及び評価のための業務マニュアルの改良を進める。</li> <li>訓練シナリオ開発ワーキンググループについては、平成 29 年度の試行を踏まえ、運用面の課題、平成 30 年度の訓練実施計画等について検討する。</li> </ul>

■計画の設定 (Plan)	■計画の実施 (Do)	■計画の実施に対する評価の視点に照らした評価 (Check)		■評価を踏まえた次年度の取組 (Act)
平成 29 年度重点計画	取組・実績の概要 (3. 11 報告の対応箇所を記載)	評価 (改善すべき点等)	達成状況	今後の取組
<p>②原子力事業者防災訓練を通じた緊急時対応能力向上</p> <p>緊急時対策所に派遣される職員及び ERC プラント班が事故収束に関する情報共有をできるように、機器操作の習熟周知を図るとともに、原子力事業者防災訓練への活用等参加を通じて派遣職員へ指導する。</p> <p>また、要員配置の変更及び機器の更新に伴う関係職員の機器操作能力の維持向上のため、定期的な訓練機会を設定するとともに、官邸プラント班等の主要な要員及び原子力規制委員・原子力規制庁幹部が参加する原子力事業者防災訓練を通じて対応能力の向上を図る。</p>	<p>第 6 章 第 2 節 2 項②</p>	<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>十分な回数実施でき、関係者の緊急時対応能力向上につながったか。</li> </ul> <p>【評価 (改善すべき点等)】</p> <p>ERC 等の機能班要員の緊急時における役割を明確化し、平時から緊急時対応能力の向上に取り組むことができる仕組みの整備が必要であり、その上で、実践的な訓練を行い、各機能班及び各要員が自らの能力向上の状況を検証することが重要である。こうした中、以下のとおり、関係者の緊急時対応能力向上のため、原子力事業者防災訓練を通じた訓練等を実施し、特にプラント班を中心とした要員の能力向上を図るなど、今年度の計画を超過して達成した。今後、各要員に対する業務としての位置付け・役割の明確化、教育・訓練に基づく力量管理及び評価・改善を体系的に実施するプロセスの整備が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所派遣職員、緊急時対応センター (ERC) プラント班員を対象に機器操作の習熟を図るため、勉強会をそれぞれ 13 回、10 回実施した。</li> <li>原子力事業者防災訓練 (実用発電用原子炉施設及び核燃料施設等の 15 訓練) において、オンサイト総括、官邸プラント班要員、ERC プラント班要員、原子力施設事態即応センター派遣職員及び緊急時対策所派遣職員並びに原子力規制庁幹部がプレーヤーとして参加した。また、訓練時において、緊急時対応センター、原子力施設事態即応センター、緊急時対策所、官邸に派遣された職員間でテレビ会議を通じた情報共有訓練・連携訓練を行った。</li> <li>事業者防災訓練の機会を利用し、プラント班以外の各機能班訓練を第 3 四半期に 1 回実施し、第 4 四半期には 2 回の訓練を計画している。</li> <li>原子力規制庁幹部であるオンサイト総括を対象とし、プラントシミュレータを活用したプラントの評価・判断能力向上のための訓練を実施した。</li> <li>訓練実施係は、反省点等について評価・課題抽出を行い、その後の訓練で反映等を行った。</li> <li>10MW以上の試験研究用等原子炉施設及び再処理施設について新たに原子力施設事態即応センターの設置が義務付けたことから、これらの施設において原子力施設事態即応センターでの対応能力向上の訓練を開始した (日本原子力研究開発機構の 4 訓練で実施済、日本原燃の 1 訓練で実施予定)。これらの訓練に対応するため、職員の能力向上を図った。</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> S <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C	<ul style="list-style-type: none"> <li>平時における危機管理対応業務への対応体制及び指揮命令系統の明確化・体系化を進める。</li> <li>ERC 等の機能班要員に対する業務としての位置付け・役割の明確化、教育・訓練に基づく力量管理及び評価・改善を体系的に実施できる仕組みを検討する。</li> <li>また、オンサイト総括や ERC プラント班要員等がプラントの評価・判断能力を向上させるための体系的な訓練プログラムを企画し、実施する。</li> <li>緊急時対策所派遣職員、官邸プラント班、ERC プラント班及び OFC プラントチームが事故収束に関する情報共有をできるように、引き続き、機器操作の習熟周知を図るとともに、原子力事業者防災訓練の活用等を通じて派遣職員の能力強化を図る。</li> <li>加えて、要員配置の変更及び機器の更新に伴う関係職員の機器操作能力の維持向上のため、事業者防災訓練の機会を利用することを含め、定期的な訓練機会を設定するとともに、官邸プラント班等の主要な要員及び原子力規制委員・原子力規制庁幹部が参加する原子力事業者防災訓練を通じて対応能力の向上を図る。</li> </ul>

■計画の設定 (Plan)	■計画の実施 (Do)	■計画の実施に対する評価の視点に照らした評価 (Check)		■評価を踏まえた次年度の取組 (Act)
平成 29 年度重点計画	取組・実績の概要 (3. 11 報告の対応箇所を記載)	評価 (改善すべき点等)	達成状況	今後の取組
<p><b>③原子力災害対策に関する関係省庁等との連携</b></p> <p>防災基本計画の規定に基づき、平時から情報を共有し、原子力事業所における応急対策及びその支援について連携を図るため関係省庁、原子力事業者及び電気事業連合会を構成機関とする原子力災害対策中央連絡会議を平成 29 年度中に 2 回開催する。</p> <p>また、原子力発電所の立地地域においても、当該地域に所在する原子力災害対策中央連絡会議構成省庁の地方支分部局、当該地域を管轄する道県警察本部 (必要に応じて当該地域の広域避難の避難先となる都府県警察本部)、消防、管区海上保安本部 (必要に応じて当該地域を管轄する海上保安部)、自衛隊及び原子力事業者を構成員とする原子力災害対策地域連絡会議について、全地域、年度内に少なくとも 1 回開催する。</p>	<p>第 6 章第 2 節 2 項③</p>	<p><b>【評価の視点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>期限内に開催し、情報共有し、連携が図られたか。</li> </ul> <p><b>【評価 (改善すべき点等)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中央連絡会議については、議論すべき内容や開催スケジュール等を検討中であり、今年度 1 回開催する予定である。</li> <li>地域連絡会議については、14 地域のうち 11 地域で実施済、残りの 3 地域についても年度内の実施を検討中であり、計画を相当程度達成した。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> S <input type="checkbox"/> A <input checked="" type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力災害対策に関する関係省庁等との連携を図るため、中央連絡会議及び地域連絡会議について、議論すべき内容や開催方法・開催頻度、情報共有の在り方を検討し、この検討結果を踏まえて、会議を開催する。</li> </ul>
<p><b>2. 3. 通信ネットワーク設備・システムの強化</b></p>				
<p><b>①通信ネットワーク設備・システムの強化</b></p> <p>通信ネットワーク設備における危機管理体制の一層の充実を図るため、危機管理用通信ネットワーク設備の脆弱性評価を実施し、必要に応じて対応を図る。</p> <p>また、緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムにおける緊急時モニタリング結果を迅速に把握するための機能追加やシステム運用のあり方の検討を行う。</p>	<p>第 6 章第 3 節 3 項①</p>	<p><b>【評価の視点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年度内に適切な評価 (脆弱性の洗い出し) を実施し、必要な対応を図ったか。</li> <li>原子力施設立地地域の緊急時モニタリング体制の強化が図られたか。</li> </ul> <p><b>【評価 (改善すべき点等)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画どおり外部専門家を活用した危機管理用通信ネットワーク設備の脆弱性評価を実施し、評価結果に基づき対応が必要な事項について、平成 30 年度に予定している通信ネットワーク設備更新の仕様に反映した。</li> <li>緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムにおいては、大気中の放射性物質濃度データや原子力艦モニタリングデータ等の収集・公開機能を追加する等機能面の強化を実施するとともに、セキュリティ脆弱性検査と対策を実施し、セキュリティ面の強化を実施した。さらに、平成 32 年度以降に予定している後続システムの整備・運用開始に向けて、システム機能やシステム運用のあり方の検討を行い、整備方針として取りまとめた。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> S <input checked="" type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 30 年度に予定している危機管理用通信ネットワーク設備の更新において、緊急事態対策業務 (宿直業務を含む) への影響を極小化しつつ着実に実施する。</li> <li>緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムは、平成 32 年度以降に予定している後続システムの整備・運用開始に向けて、予算概算要求及び要件の詳細化・調達手続きを着実に実施する。</li> </ul>